

1 水道局関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第6号 平成29年度光市簡易水道特別会計歳入歳出決算について

説 明：宮崎水道局次長兼業務課長 ～別紙

質 疑

○岸本委員

よろしく申し上げます。

それでは、決算書の231ページの備考欄の真ん中辺で、先ほども述べられましたけど、修繕費の206万7,012円についてですけど、この逆浸透膜交換修理代というのは、大体、ほとんどのこの200万円のほとんどでしょうか。

○宮崎水道局次長兼業務課長

29年度発生をいたしました206万7,012円ですけれども、その内訳を申し上げますと、工業用pH計修理が16万4,160円、今議員が言われました逆浸透膜、膜の交換修理が151万4,012円、液中ポンプ、ピストンポンプ分解修理が38万8,800円でございます。

○岸本委員

この交換、透膜の交換というのは、大体、何年に1回。

○宮崎水道局次長兼業務課長

4年に1回でございます。

○岸本委員

去年の修繕費が109万円、これは高压ポンプの修理代ということで。今度、27年度は283万円の修繕費がかかっております。大体、毎年、これぐらいの修繕費がかかっておりますんですかね。

○宮崎水道局次長兼業務課長

修繕にはやはり前もって保全的にやらなければいけないもの、定期的に修繕しなけりゃいけないものもありますし、そうでなく突発的に機器等が破損してやらなきゃいけない修繕費がございます。そういったもので、年度によっては多寡があるということでございます。

○岸本委員

この施設ですよ。塩水を淡水に変える施設というのは、総合設備費というのはいくらぐらいかかるんでしょうか。

○宮崎水道局次長兼業務課長

牛島簡易水道は、平成11年から供給を開始したわけですが、そのとき、当初かかった総事業費につきましては2億1,917万円でございます。

以上です。

○岸本委員

一日の淡水する能力というのはいくらありますでしょうか。

○宮崎水道局次長兼業務課長

一日の浄水能力は36m³でございます。

○岸本委員

先ほど牛島簡易水道の年度別の供水戸数と給水量を述べられましたけど、私が調べたのはちょっと去年の4月1日現在ですけど、人口が49人、それで世帯数が32世帯となっておりますんですね。ですから、住んでなくても水道はまだ引かれているという方も多いんだと思います。それで、年々、これ人口減少していきますよね、間違いなく。大体、年間3人ずつぐらいは少なくなっているんじゃないかと思うんですね。今から5年先、10年先になるともう牛島の人口20人ぐらいになってしまうんじゃないかと。しかし、水道水というのは確保しなきゃいけない。毎年、修繕費が100万も200万もかかり、もしこの施設が壊れれば新しいものを全部やりかえると2億1,000万円かかってしまう。すごくコスト高になってしまうので、うしま丸に1m³のタンクですよ、それを積んで牛島に一日3便ありますから行けば、年間で、大体、1,000m³。だから人口が少なくなれば、その水量で全所帯の水道水が賄えると思うんですよ。そうすると、船はもう定期便で毎日3回出ているんですから、そうすればコスト的にすごく安くついて、万が一のときは光のペットボトルに入った飲料水がありますですよ、あれをいくらか備蓄しておけば、安く水道が供給できるんじゃないかと私は思いますんですけど、いかがでしょうか。

○福島水道事業管理者

牛島簡易水道は、当初、人口150人ぐらいで発足したと。簡易水道の場合には100人以下は簡易水道の認可は取れませんので、101人以上ということで150人ぐらいで認可をとったと思います。

当初は、牛島の水源があったわけですが、当初ヒ素が出たわけですよ。ヒ素が出てヒ素を除却するのにどういう方法がいいのかと、吸着方法と凝集ろ過と逆浸透膜と、この3つがあるわけですが、離島ということで逆浸透膜がいいんじゃないかということで逆浸透膜を採用したわけですよ。

取水しておりましたところ、塩素イオンが、塩分濃度、これが、要するに基準値を大幅にオーバーしたということで一定量であれば逆浸透膜で対応できると、一番多いときは塩素イオンが3,500ぐらいまで上がりましたが、今は1,800ぐらいで安定しております。

これが水量がふえますと塩素イオンは、当然、上がりますけど。ただ牛島簡易水道の場合に、当初2億数千万円かかったわけですが、浄水施設だけでいえば、8,000万ぐらいだろうというふうに考えます。

議員さんの質問の渡船で運んだらどうかということですが、渡船で運ぶ場合には配水池前まで水をポンプアップしなきゃいけない。あそこからポンプアップ渡船でモーターつけてどうするのかという問題もありますが、水を運ぶんだったら下水船で運んだほうが私は早いと思います。

いろんな手法がございますが、これは市の政策上の問題で、我々は維持管理を任されて事務委託を受けておりますので、今後、市との協議でどういう方法になるのか、一番安定給水を図れるのはどういう方法なんかは検討してまいりたいというふうに考えます。以上です。

○岸本委員

そういうことでよろしく願いたいと思います。以上です。

○笹井委員

ちょっと今の議論、私も勉強のためにぜひ詳しく水道局に教えていただきたいんですけど。離島の水道で、実際、船とか、あるいは定期船で水道を賄っている例というのはあるものなんでしょうか。

○福島水道事業管理者

私も具体的に調べたことはないんですが、効率が悪いので余りないとは思いますが、そういう簡易水道とかそういう場合には。当然、水源が確保できなければ簡易水道としては成り立ちませんので、そういう方法は小さい島ではあるかとは思いますが、通常、水道と名のついたところでは余り聞きません。以上です。

○笹井委員

わかりました。あと主要施策の成果の274ページに給水戸数とか給水量が書かれています。給水戸数は年々減っていきまして、これは島の実態を見るにそのとおりかなと思うんですが、平成29年に関しては給水量が増えて使用量も増えております。これの原因、要因についてわかりましたら教えてください。

○宮崎水道局次長兼業務課長

増えた要因につきましては、1件漏水がございまして、その漏水による増加分が95 m³ほどございました。ただ先ほども御説明しましたように、新規の申し込みもございましたので、そういったものも若干増えてございまして、人口減少、水量の減少と差し引きますと今回の実績値になったということでございます。

○笹井委員

わかりました。家をリフォームされて、トイレなんかも水洗にされて住まれた方がおるといのは私も知っていますし、そういうのもあってこれ増えた原因の一つかなとも思っております。

去年もお尋ねしましたが、牛島の給水量というのは、別に水洗トイレを導入したからといって水が足らなくなると、そういうふうなことを言われとった島の方もおられたんですけど、実際、水道局としてはこの水洗トイレの普及によって給水量が足らなくなるといような事態、そういう数字になるのか、それとも、全然、大丈夫なのか、その辺の見解をちょっと教えてください。

○福島水道事業管理者

当市の事業計画の中では日量36トンという計画であったわけですが、ただその後、状況が相当変わりました塩素イオン等の関係がございます。これを解消とするには使用料が増えれば塩素イオンは、当然、塩を差していますから高くなるということでございます。そうなりますと、使用料が増えれば、具体的に淡水化装置を検討しなければならないと。今のところ、日量7トンから8トンということですので、これはもう問題ないと思っております。36トンまでいけるのかといたら、これはちょっと問題があるのではなかろうかというふうには考えますが、一定量増える部分については今の設定で問題ないと考えております。

以上です。

○笹井委員

わかりました。現状の使用料に対してまだ十分余力があるというふうに理解いたしました。終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

2 福祉保健部関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第4号 平成29年度光市一般会計歳入歳出決算について〔所管分〕

説 明：松村福祉総務課長 ～別紙

質 疑

○笹井委員

では、福祉総務課関係ですか、決算について質問いたします。

まず、主要施策の成果の64ページに光市が管轄する社会福祉法人、12団体というのがあります。光市にある福祉施設はここが持っているもの以外にもあると思うんですが、市内にある施設で、市が所管しない社会福祉法人というのは、どの施設があるんでしょうか。そしてその法人はどこが監査するんでしょうか。

○松村福祉総務課長

掲載されております12法人以外の法人とその施設、あとその法人の監査についてでございますが、市内にはこれ以外に二つの法人がございます。大和福祉会と慈光会でございます。

大和福祉会におかれましては、市内に6施設、それから市外に3施設を運営されており、市内の事業所は、特別養護老人ホームやまと苑、有料老人ホームやまとの里、就労継続支援B型事業所が大和あけぼの園、光あけぼの園、岩田あけぼの園、共同生活援助事業所グループホーム岩田の6施設でございます。

市外では、B型の事業所といたしまして、周南あけぼの園、就労移行支援事業所といたしまして夢ワークあけぼの、障害者就業生活支援センターワークス周南の三つでございます。

それから、慈光会の方が、市内に2事業所、市外に1事業所を運営されておりまして、市内では養護老人ホーム長養園、居宅介護事業所ヘルパーステーション、市外ではB型事業所で、お仕事ステーション柳井でございます。

これらの法人につきましては、複数の市町に事業所を置かれておりますので、山口県において監査を行われます。

なお、平成29年度までは、山口県健康福祉部厚生課指導監査室におかれて、県が所管する全ての社会福祉法人の監査を実施されておりましたが、本年4月から法人監査と施設監査の連携強化を図ることを目的に、当該法人の主たる事業、施設を管理する部署が担当となり、大和福祉会、慈光会においては、長寿社会課が担当となっているところでございます。

以上でございます。

○笹井委員

であるならば、大和福祉会と慈光会が持っている施設に関しては、市は全く監査等は

行わずに、県にお任せということになるのでしょうか。それと市が監査を何かやる機会があるのでしょうか。

○松村福祉総務課長

法人に関しては、市の方が監査に入ることはございません。

○笹井委員

今、関してはということでしたけど、施設に関してはどうなんでしょうか。

○松村福祉総務課長

施設それぞれから報告を求めていますので、監査という形では入ってないです。

○笹井委員

では、今の2団体、だから市外も含めてです。経営をされておる団体については、施設監査的にも法人監査的にも、全部県の責任で、市は全くチェックする機能、権限はないということになるのでしょうか。

○松村福祉総務課長

施設監査につきまして、高齢とか保育とかについては、それぞれのところが施設監査に入られるようです。障害のところは、すみません、自分のところでありながら、今把握しておりません。

県の方が法人については全て当たられるというところでございます。

○笹井委員

県が監査対象とする2団体、もうちょっとお聞きしますが、私の記憶が間違っていたら指摘してほしいんですけど、たしか私、周防長養園は、これは大和福祉会の方が管理されておった時代があると思うんですが、慈光会というのは、前からあったんですか。新しくできて何か分かれたか、そういうのがあるんですか。

○中邑福祉保健部次長

周防長養園の運営法人の御質問でございます。以前は周防長養園という法人で、今は慈光会なんですけど、変更時期が、今手元に資料がありませんので、いついつという具体的な年月が申し上げられませんが、三、四年前に周防長養園から慈光会、大和福祉会が運営にかかわっている時期はございません。

○笹井委員

すみません、私も記憶で言ってすみませんでした。たしか周防長養園は周防長養園という法人が管理しておったと思うんですが、それと周防長養園という法人と、慈光会というのは、名前を変えただけなんではないでしょうか。それとも全部経営も皆変わっておるんで

しょうか。

○中邑福祉保健部次長

理事長等は変わっておられる。現在の理事長と、以前の理事長は変わっておられます。

○笹井委員

過去にこの件は、指導監査とかでいろいろ指摘もあったりして、私も本会議で聞きました。去年の6月だったか、補正予算のときに返還金を返して収納したというのもあったと思います。本決算までは、対象年度だから聞いてもいいと思うんですけど、返していただいたのは、周防長養園の方なのか、それとも慈光会から返ってきた、どちらからでしょうか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○笹井委員

今、主要施策の成果64ページを聞いておるわけですが、ここに載ってない、市が載ってない団体についての、県が指導監査するということですけど、その指導監査というのは、市で把握できるのか。私は、光市にある施設のことですから、県がどういう指導監査をするのか、市も把握しておくべきじゃないかと思うんですけど、そこは市で把握できるのででしょうか。

○松村福祉総務課長

マニュアルをつくったと言いましたけれども、市の方に、その調査内容のような詳細なものはいただけないのですけれども、県が実施された検査結果につきましては、結果通知書の写しという形で、情報提供を受けておりますので、一定程度の状況については、承知をしているところでございます。

○笹井委員

わかりました。では、具体的に、29年度にそういう通知というのは、県からの文書指摘みたいなものは、何件かありますでしょうか。あれば件数を教えてください。

○松村福祉総務課長

申しわけございません。今手元に資料がございません。県の通知につきましては。

○笹井委員

また、別の機会にお聞きしたいと思います。

それでは次に参ります。障害福祉関係で、69ページに参りますが、69ページの就労継続支援給付ですか。これ、中段の表です。これを見ますと、利用事業所数が28年度は22件だったのが、平成29年度は26件と増えておりますが、これは具体的にどこなんでしょうか。

うか。

そして、その利用者数がわかれば教えてください。

○松村福祉総務課長

就労継続支援事業につきましては、先ほども御紹介いたしましたように、一般企業等での就労が困難な方に、訓練等の場として提供するものでございます。

新たな施設といたしましては、A型の事業所、こちらの方が、光市内にございます西日本ケアサービスというところで、10名の方が利用されております。

それから、もう一つが、周南市にございます第三よろこびというところで、こちらの方で3名の方が利用されております。

それから、B型の事業所といたしまして、田布施町にございます。ファームランド夢というところに2名の方、同じく田布施町にございますまいむという施設に1名の方が利用されておられます。

以上でございます。

○笹井委員

団体名はわかりましたけど、なかなか福祉の関係は、団体名から就労自立支援の内容が推測されづらいので、もし今の団体がどういう、加工所なのか、ものを売るのか、それとも農作業とか何か、その辺がわかりましたら、ちょっと教えてください。

○松村福祉総務課長

失礼いたしました。西日本ケアサービスでは、データの入力作業の請負や、生活雑貨類の製作販売等を行われております。

それから、第三よろこびでは、冷凍職員の加工を行われております。

それから、ファームランド夢とまいむにつきましては、農業を実施されております。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。こういうふうに数が増えて、体験の間口が広がったことは、喜ばしいことだと思います。

次のページ、70ページに参ります。70ページの方は、自立支援の給付で、こちらの方の事業所も、28年の4から29年は7に増えておりますが、これはどういったところでしょうか。内容もわかれば、あわせて教えてください。

○松村福祉総務課長

自立支援給付につきましては、自立した日常生活または社会生活ができるということで、身体機能や生活機能の向上に必要な訓練を行われます。障害者がサービス事業所に従事をいたしまして、医学療法や作業療法、リハビリテーションなどを行える機能訓練等、入浴や排せつ、食事等について、自立した日常生活を行うための生活訓練の2種類

がございます。

生活訓練におかれては、通所型と宿泊型がございます。

新たな利用施設といたしましては、今の基本訓練、こちらの方が医学療法や作業療法、リハビリなど行われるのが、下松市にございます風のテラス、9名の方が利用されております。それから、生活訓練ということで、日常生活の訓練が行われるのが、岩国市にございますリフレの家、1名、山口市にございますとまり木、1名でございます。

○笹井委員

わかりました。下松、岩国、山口が増えたということであれば、光は特に変わってないということでしょうか。

○松村福祉総務課長

市内においては、新たな事業所の利用はございません。

○笹井委員

わかりました。

では次、74ページに参ります。障害者支援事業で、福祉タクシーがあります。利用の回数などは微増しておりますが、この福祉タクシーが利用できる会社は、どこの会社が利用できるのでしょうか。

○松村福祉総務課長

福祉タクシーを利用できる会社でございますが、市内に6事業所、それから市外に24事業所と、あと個人タクシー協会というのが周南市の方にあるんですが、こちらの方の協会が二つございまして、そちらで御利用いただけます。

市内の事業所といたしましては、事業系と申しますか、介護タクシーと通常のタクシーがあるんですけれども、通常のタクシーの方を運営されていらっしゃる会社が、周南近鉄タクシー、西部光タクシー、大和タクシー、岩田タクシーの四つでございます。

それから、介護系といたしましては、虹ヶ丘にございます介護舎、それから周防にあります介護タクシーベリーサービスの二つでございます。

それから、市外につきましては、事業系といたしまして15の事業所がございます。

それから、周南地区タクシー協会加盟というので、事業所が13ございます。一つ一つ申し上げると大変時間がかかりますので、割愛させていただきたいと思っております。

それから、介護系といたしましては、周南市に6事業所、下松市に1事業所、柳井市に1事業所、田布施町に1事業所がございます。

なお、配布するタクシー券には、裏面に事業所名と電話番号を記載しております。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。過去にも私、これをお尋ねしたとき、なかなか普通のタクシーしかな

いような時代もあったように感じておるわけですが、こういうふうな専門的な障害のある方でも、対応したタクシーが増えてきているというふうな実感を得ました。喜ばしいことです。

次に参ります。今度、三島温泉に飛びますので、主要な施策の成果77ページ、すみません、80ページでした。ここに三島温泉健康交流施設があります。先ほど説明もありまして、人員的にはいい数字だと思いますが、歳入の方で収入が、料金収入が、その他1,234万円が上がってます。これは内訳はどういうふうな感じになるのでしょうか。

○松村福祉総務課長

81ページの上から4番目の表、ウの年度別利用料金収入の実績の一番右側の真ん中の段、その他のところの御質問でございます。

こちらの内訳でございますが、健康教室が74万2,000円、それから自動販売機、マッサージ機の売り上げが76万6,000円、あと売店の売り上げが1,083万7,000円の内訳でございます。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。だからここは、自販機で売ったものも、売店で売ったものも、全部指定管理団体に入るといふ、たしかそういう形だったと思います。

売り上げとかを利用をふやすためには、健康体操とか、イベント企画的なものを取り組む分に関しては、随分努力の余地がある分野だと思っておるんですが、健康体操とかされておるとは思いますが、こういった健康教室は、どこが何回ぐらいやっておるものなんでしょうか。

○松村福祉総務課長

健康教室の実施主体といたしましては、指定管理者でございます株式会社セイカスポーツセンターの方で実施をされております。

実施回数につきましては、年間243回と聞いております。これの中には、無料で試験的に実施した回数も含まれております。

教室につきましては、講師の方は個人の方に依頼をして、委託をしているということで、月4回実施をされている教室が四つございまして、太極拳、それから健康太極拳、ボールレッスン、ストレッチ教室の四つでございます。

それから、月に2回実施されているのが、ゆる体操について実施されているというふうにお伺いしております。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。指定管理の団体が管理運営する施設ですから、そこが企画をして、その講師をお願いして、講師料はお支払いすると思っておりますけど、それを実施をしていると。

収入は入館料が増えるのかということかなと思います。

個人の方が今の講座に参加するために、特別にまたお金を払うというのがあるんでしょうか。それとも基本的に入館料なんでしょうか。

○松村福祉総務課長

建物に入る入館料はございませんので、一応月謝という形で、月4回の教室につきましては、月2,480円いただいております。それから月2回の教室につきましては、1回当たり510円でございますが、この510円の中には、入浴料を含んでいるというふうなことで聞いております。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。この辺の部分が指定管理者の管理者の力量、裁量でどんどん増やせて、最終的には利用者の増加につながるころかなと思います。民間他施設なんか見ると、いろいろヨガをやったりストレッチをやったりというところもある。温泉ヨガみたいなものもあると聞いてますし、そういうニーズがこれから見込めるところは、ぜひ取り組んでいていただきたいと思います。

最後、飛びますが、生活保護に飛びます。101ページ。101ページで、先ほどの説明で、被保護世帯人員が455から444、減少したというのは説明がありましたが、数が減ったというのはありましたが、その減った理由は何でしょうか。そしてあわせてお聞きしますが、その下に保護の廃止の状況という欄があります。廃止が29年度37件ありますが、これはどのような理由によるものでしょうか。

○松村福祉総務課長

被保護世帯の減少の要因と、あと廃止の件数の内訳でございますが、被保護世帯の減少につきましては、端的に申し上げましたら、開始した世帯数より廃止した世帯数の方が多かったというところでございますが、開始が減少した要因ということにつきましては、一概に申し上げることは困難ではございますが、新聞やテレビ等で、景気が回復傾向にあるというような報道もなされております。

実際に、下松ハローワークの管内の有効求人倍率におきましても、27年度の平均値が1.08でございましたものが、29年度は1.25と上昇しております。

こうした求人状況の改善等も一因であるのではないかと、これは推察になりますが、考えております。

それから、保護の廃止37件の内訳でございますが、主なものといたしましては、死亡が17件、それから就労による収入の増加が8件、施設入所が3件などが主なものとなっております。

以上でございます。

○笹井委員

景気回復との直接的な因果関係はなかなか証明しづらいですけれども、今廃止で就労が8件あったということは、大変これは喜ばしいことですし、今後もこの方向で廃止に向けてつながるような御指導とお取り組みをお願いいたします。

終わります。

説 明：中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長兼高齢者支援課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○岸本委員

決算書の108ページ、右側109ページの東部憩いの家についてですけど、これは一般質問でも取り上げさせていただきましたんですけど、これはもう指定管理の選定する年度は、今年だったのでしょうか。

○中邑福祉保健部次長

現指定管理期間が、今年度末で終了になります。

○岸本委員

それで、今年間879万円、指定管理料を払っていらっしゃるんですけど、建物がもう古くて、温泉の施設もなくなってしまったし、それと室積のコミュニティセンターも新しくなったし、これ、そろそろ考えられたらいいんだと思いますけど、いかがでしょうか。存続。

○中邑福祉保健部次長

確かに委員仰せのとおり、東部憩いの家の建物については、昭和40年代に建てられたもので、老朽化しておりますので、今後の施設の運営については、検討が必要であるというふうに考えております。

○岸本委員

検討していただきたいと思います。

そして、今度同じく109ページ、離島介護サービス、利用者渡船費補助とありますけど、1万1,000円、これは延べ何名の方が利用されますのでしょうか。

○中邑福祉保健部次長

利用者の延べということで、主要施策の成果についての82ページ、81ページの下段から82ページにつながっておるんですけども、実績としましては82ページの上の表です。29年度利用延べ人数5人でございます。

○岸本委員

去年の4月1日現在で、牛島の人口49名、32世帯なんですけど、65歳以上の方が90%以上ということで、その49名の方で、要支援とか要介護者数というのはわかりますでしょうか。これちょっと違うですかね。大体で結構なんですけど。

○中邑福祉保健部次長

申しわけございません。今資料を持ち合わせておりませんので、正確な数字については把握ができません。お答えしかねます。

○岸本委員

船を利用されて渡られるということは、まだ足腰がしっかりした方だから、要介護1か2ぐらいの方か、要支援かわかりませんが、牛島の憩いの家というのもあります。それにも400万円ぐらいさっき出てたと思うんですけど、これもちょっと今からの運営というのを考えていただければと思います。

以上です。

○中邑福祉保健部次長

今、岸本委員さんの方から、島に在住しておられる方で、本土に渡られる方だから、介護度が余り高くない方だろうというお話がございましたけれども、この事業で、金額として上げておる1万1,500円につきましては、これは実績としては、島民の方が本土に渡られて介護サービスを受ける、その渡航費ということじゃなくて、訪問介護で事業者の方が島に渡って、訪問介護サービスを提供するときの渡航費、拘束時間の29年度実績の数字でございますので、説明が足りませんでしたけど、そういったことで補足をさせていただきます。

○笹井委員

では、3項目ほどお尋ねします。

まず、決算書の55ページでございます。先ほど出た損害賠償金、求償金244万円です。この件につきましては、昨年6月議会ですか。歳入の補正予算が上がってきて、その段階で既にもう歳入受領済みであったということで、6月議会でも私も相当厳しく追及をしたところでございますが、今回決算なので、改めてお伺いします。

この244万円のまず算出根拠について、御説明お願いいたします。

○中邑福祉保健部次長

損害賠償に当たっては、一旦市が全額を賠償させていただいております。その総額と内訳について御説明をさせていただきます。

まず、葬祭費が57万8,040円、お布施が35万円、永代供養料174万1,787円、計266万9,827円を一旦市が相続人に対して賠償をした額でございます。

このうち、施設の過失分ということで、葬祭費について52万9,020円、お布施17万

5,000円、永代供養174万1,787円、計244万5,807円を求償したものでございます。

○笹井委員

わかりました。そして、この事件が発生したのが、もう大分、発生時期は大分先にさかのぼると思いますが、市の調査あるいは県の監査等によって、昨年歳入として求償されたということでございます。そういうふうになりました。

とりあえずまずそこで聞きますが、この損害施設の求償金は、まずどこのどういった名前の法人から市に入ってきたのでしょうか。

○中邑福祉保健部次長

社会福祉法人慈光会でございます。

○笹井委員

私も今まで委員会調査で聞いたとき、今回の求償、もともとの事案が発生したときは、施設名は社会福祉施設長養園で、法人名も社会福祉施設長養園ということでしたが、なぜ長養園という社会福祉法人から入ってこずに、慈光会からお金が入ってきたのでしょうか。

○中邑福祉保健部次長

これは法人名の名称変更による、周防長養園から慈光会への変更でございます。

○笹井委員

名称が変更しただけでしょうか。理事長とか理事というのは変わってないのか。それとももう社会福祉法人の長養園と社会福祉法人の慈光会では全然メンバーが違うのでしょうか。その辺のところを教えてください。

○中邑福祉保健部次長

法人名称の変更の時点、周防長養園から慈光会の時点で、理事長の変更はございません。

その前とその後、慈光会になってから、現在の理事長は、変更はございません。

○笹井委員

法人が周防長養園から慈光会になった時期と、慈光会の中で理事長が変わった時期というのは、いつになりますでしょうか。

○中邑福祉保健部次長

法人名が周防長養園から慈光会に変わった時期は、平成27年10月でございます。その当時の理事長と現理事長が変わられた時期につきましては、ちょっと今手元に資料がございませんので、申しわけございませんが、明確な年月が今お答えができないところで

ございます。

○笹井委員

事案が発生したとき、大分前ですけど、その当時と、27年10月の時点でも、周防長養園の中で、理事長は変わっておったかと思いますが、それはどうですか。同じ人なんですか。変わった人なんですか。確認できますでしょうか。

○中邑福祉保健部次長

事案の発生時の理事長と慈光会変更時点の理事長は、別の理事長でございます。

○笹井委員

今回は、平成29年度の決算として、損害賠償求償金が慈光会から入ってきておるわけですが、流れを見ますと、当時事案が発生したときから、まず周防長養園の中で理事長が変わっておると。それから周防長養園から慈光会にまた経営団体が変わったと。またその後、慈光会の中でのまた理事長とか役員も変わっておるという流れですが、市としては、今現在の慈光会、現慈光会から244万円を求償していただくということが適切という判断なのでしょうか。

○中邑福祉保健部次長

損害賠償求償金については、適切だと考えております。

○笹井委員

市の判断はお聞きしました。

それではまた、次の項目に参ります。

主要な施策の成果の76ページ、高齢者就労事業は77ページです、すみません、77ページの中段でございますが、高齢者就労事業でございます。

ここに書いてありますとおり、人数は66人と、場所は9カ所ということですが、この66人というのは、過去の動向に比べて、どういう数字になっておるのか、上がっておるのか、下がっておるのか。

そして、66人ということですけど、高齢者就労事業に入るためには、何か申し込みと、それから順番待ちみたいなものもあると聞いておるんですけども、そういう希望者でまだ66人に入れてない人というのは、いるのでしょうか。

○中邑福祉保健部次長

就労者数、作業従事者数でございます。その66人はその年度の実人数、従事したことがある実人数の66名です。28年度で申し上げますと、70名、平成27年度は71名という推移になっております。

それともう1点、今就労希望をして待機の方がおられるかといった内容の御質問であろうかと思っております。この3年間で、就労希望された方で、現に今従事ができていない方

が、7名おられます。

○笹井委員

希望して、まだ従事できてない方が7名いるということですが、希望者の中で、どういう基準で就労者を選択するのか、またその選択というか、選考になるのか、それは誰が行うのでしょうか。

○中邑福祉保健部次長

まず、収入の少ない方を優先をさせていただきまして、あとは就労場所が、市内に地理的に散らばっていますので、就労場所と、その就労希望者の方が就労できる場所のマッチングをさせていただき、人員配置については、この事業の運営主体、管理運営をしておられる高齢者福祉就労運営協議会と協議を行い、配置をさせていただいているところでございます。

○笹井委員

高齢者福祉運営協議会というのは、どこにあって、代表はどなたでしょうか。そしてこれは年何回ぐらい開催されとるような協議会なんでしょうか。

○中邑福祉保健部次長

協議会の事務所につきましては、図書館の下のところに建物がございます。協議会では、総会は年に1回されるというふうに聞いております。

○笹井委員

その協議会には特に市から支出はないのでしょうか。そしてまた、総会とかそういうところには、協議会のメンバーの中には、市の職員、担当課長さんとか担当係長さんは入っておられますでしょうか。

○中邑福祉保健部次長

まず、経費の方でございしますが、決算書の105ページの中ほど、少し下に、高齢者就労事業という項目の中の、下の行、高齢者就労事業管理委託料25万3,000円、これが委託料でございします。

それと、協議会の役員に市の職員がいるかということですが、市の職員は入っておりません。

○笹井委員

わかりました。何人かの希望がおる方の中で、今66名おられるということですがけれども、これがやめられるときは、例えば年齢制限とか、あるいはその地区で希望が多いから、長い人はやめてくれとか、そういうルールなどはあるのでしょうか。

○中邑福祉保健部次長

自己都合と、あと年齢は80歳というところでございます。

○笹井委員

わかりました。ということは、80になるまでは、自分がやりたければ、ずっとできるし、あとの人は、その場所については順番待ちみたいな形になるというふうに理解しました。

ちなみに、9カ所やっておられるということですが、一応場所とのそこの配置の人数、ちょっと教えてください。

○中邑福祉保健部次長

作業場所と、そこで作業しておられる人数でございます。

まず、光駅前の虹ヶ浜の海岸周辺でございます。7人でございます。

それから、浅江の西の河原川沿い、7人、浅江通りといいますが、具体的には国道188号線の周南農協光支所前の交差点から海岸にかけての道路沿いと、国道188号線の島田川の浅江側の道路沿い、国道から川口水門にかけて、そこが5人、それと市民ホール周辺、8人、市役所周辺、7人、冠山ポケットパーク周辺、7人、新開、6人、御手洗、8人でございます。

合計が66名に上りませんが、この66名は年間で途中でやめられた方等も含めての実人数の66名でございます。

○笹井委員

先ほど待機の人が7人おるとのことですけど、これは基本的にその場所に希望する人が、この場所に枠がないからというふうに、私は理解するわけですが、今言った9地区の中で、実際のその7人の方が希望しているけど、人数が多いから入れないというような地区はどこになるのでしょうか。

○中邑福祉保健部次長

具体的な場所については、今資料を持ち合わせておりませんが、そういったケースと、あとはお声をかけた時点で、別の仕事をしておられるといったケースもありますし、今回の決算参考資料にもお示しをさせていただいておりますが、現在、高齢者就労事業につきましては、将来的なあり方について検討をしているところでございます。

そうしたことも踏まえて、運営協議会とも協議の上、人員配置を行っているといったところでございます。

○笹井委員

わかりました。この件も、私も随分前からいろいろ質問してしまして、過去に所管がまたがってあって、なかなか両方に聞かないとわからなかったものが、今ここできちんとお答えしていただけるということは、ありがたいことだと思います。

この最後質問しますが、80歳でやめられた方については、これは働かされている方は、それなりにここの仕事と収入もあるわけですが、80歳でやめられた方についてはもう、福祉サイドとしては、特にそれ以上の配慮と手当はないのでしょうか。この収入がなくなったから、なかなか生活ができないという人については、どういうふうな対応ができるのでしょうか。

○中邑福祉保健部次長

特別なものの手当というものはございません。

経済的に生活が困難ということになれば、高齢者支援課所管でないので、詳しくはわかりませんが、例えば生活保護の申請をされるとかといった方法、支援制度があるのではないかと思います。

○笹井委員

理解いたしました。終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

決算書の107ページの備考欄の一番上、また主要施策の成果の78ページの地域福祉施設整備事業のところに関してですが、この繰越明許というのが上がって、28年度事業で今回やられたと思うんです。

そこで、決算審査参考資料の7ページに、不用額が負担金補助及び交付金の欄で、平成28年度地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金繰越明許で149万7,000円と不用額が上がっているんですが、繰越明許において、この額が不用額が生じるケースが、私は余りなかったのではなかったと思うんですが、どういうふうな内容のものでしょうか。教えてほしいんですが。

○中邑福祉保健部次長

不用額が生じた要因でございますけれども、この事業は、平成28年度の国の補正予算を活用した高齢者福祉施設の防犯設備やスプリンクラー等の整備に対する補助事業でございます。平成28年度に整備希望事業所の調査、確認を行いまして、必要額を把握し、その額について、平成29年度予算に繰り越して整備を行ったところでございます。

当初整備を予定しておられた事業者が、平成29年度に入りまして、予定の整備を取り下げられた事業者がおられたことによりまして、結果として、不用額が生じたところでございます。

○大田委員

スプリンクラー等の整備や、防犯整備を今までされたのに、繰越明許で29年度で施工されたというようになっておったんですが、その整備を取り下げられた事業所というの

は、何事業所ぐらいあるんでしょうか。

○中邑福祉保健部次長

何事業所かということでございます。事業者としては2事業者、施設は3施設でございます。

○大田委員

ここに78ページに14業者がいろいろな工事をするように書いてあるんですが、それで、2事業者で3施設ということでございましたが、取り下げられた理由というのは、何かあるんでしょうか。

○中邑福祉保健部次長

取り下げの理由でございますけれども、3施設のうち、2施設につきましては、当初の防犯対策の強化としまして、施設のベランダ等に外灯の設置を予定をされておられたところでありまして、施設宿直員の見回りによる対策を図られ、一定の防犯の効果が見られたということにより、取り下げられたものが2施設ございます。

残り、あと1施設につきましては、緊急時の通報装置、災害時の緊急通報装置では、稼働したときに、消防署へ連動する配線の整備を予定されておられたんですけれども、そのもともとの施設に設置してある通報装置自体の配線が故障して、その故障を修繕するときに、あわせてその連動の方の、消防署への連動の配線工事まで行えたということから、1施設については整備予定を取り下げられたところでございます。

以上です。

○大田委員

わかりました。だから149万7,000円が不用額として上がったということでございますね。

○中邑福祉保健部次長

そのとおりでございます。

○大田委員

わかりました。終わります。

説 明：西村子ども家庭課長 ～別紙

質 疑

○岸本委員

それでは、基金運用状況審査意見書、29年度、この冊子の15、16ページの真ん中辺に、11番分担金及び負担金不納欠損額673万円、収入未済額が855万6,000円、これはこの前

の議会で河村議員より質問があったと思いますんですけど、しっかり回答ができてないところがありましたので、どういたしますか、具体的な収納方法とかあれば、教えていただきたいと思いますんですけど。

○委員長

岸本委員、決算の場ですので、決算についての質問であればできますが、一般質問の続きであれば、質問できません。

・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○岸本委員

収入未済額の855万6,000円の回収は、どのようにされますでしょうか。

○西村子ども家庭課長

文書、電話、臨戸催告、それと児童手当からの特別徴収等、児童手当から未収の方に対しては徴収をいたします。

以上でございます。

○岸本委員

何件未納者というのはありますか。

・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○西村子ども家庭課長

先ほどの御質問に、どのように徴収するかということでございますが、文書催告、電話、臨戸訪問等を随時行います。

それと、先ほども申しましたけども、児童手当から現在入所されている方に対しては、自動的に引き落とすような手続をとらせていただきたいと思います。

そういったことで、徴収率の向上に努めてまいりたいと、このように考えております。

○岸本委員

その手続というのは、どなたがされますか。私立の方がされるのでしょうか。それとも市の福祉の方がされるのでしょうか。

○西村子ども家庭課長

こちらの子ども家庭課の方で、児童手当の、本人ともちろん話し合った上で、そういった手続をさせていただきます。私立保育園も一緒でございます。

○岸本委員

親と話し合う場合、あつて払わない人というのは、まずいないと思うんです。やはり、そうでもないんですか。それはそういう方は別にして、なくて支払いができない方です。そういう方は、今の児童手当とか、いろいろな補助制度で支給されていられるんでしょうか。ひとり親支給制度とか、そういう方もいらっしゃると思うんです。ひとり親で生活が困窮されていらっしゃる方、払えない方。

○西村子ども家庭課長

保育料の設定が、所得が低い方に対しては、低額になっております。ですから、それが適切であろうという判断のもとに、徴収を行っております。

○岸本委員

そうしたら、先ほどの未収入の金額です。670万円くらい、それは何名の家庭で何カ月分ぐらいの金額になりますか。

○西村子ども家庭課長

今、手元に資料がございません。

○岸本委員

15名ぐらいの方と聞いたんですけど。

○西村子ども家庭課長

それは、不納欠損の金額が673万4,630円で、内訳が15人ということでございます。

○岸本委員

もう一度お願いします。

○西村子ども家庭課長

不納欠損の件数が15人ということでございます。

○岸本委員

不納欠損イコール未納者ということになりますか。違うんですか。

○西村子ども家庭課長

未納金ということですから。

○都野福祉保健部長

未収金の中で、もう収入が見込めなくて、時効の期限を達したものを不納欠損したところでございます。

○岸本委員

不納欠損額というのは、1年で670万円も出てくるんでしょうか。それとも累計でそのような金額になっているのでしょうか。

○西村子ども家庭課長

累計でございます。

○岸本委員

累計でいくと、5年したらそれが消えてしまうというような仕組みですよね。そして、5年経過して消える金額というのは、大体いくらぐらいなん。1年間で670万円ずつ消えていくということですか。

○西村子ども家庭課長

年度によって、それぞれなので、その年度で一定の額を不納欠損させていただくということです。

○岸本委員

29年度でいくらなんですか。

○西村子ども家庭課長

現年度分の不納欠損はありません。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○岸本委員

たびたびすみません。それでは、お手元の資料、光市監査委員会が出しております冊子の24ページ、意見書です。そのウのところ、負担金の年度別収入未済額の状況というのがございます。

それぞれの年度29年度、28年度、27年度、26年度、25年度、そして計というのがありまして、その計のところ676万円というのがありまして、この金額が決算書の未収金額に上がっているということを教えていただきました。

それで、その間、また入金される方もいらっしゃいますので、この金額から幾分か減ってきて、5年間のたまったものが676万円ということで、その件数が15名ということですね。

○西村子ども家庭課長

これは、未収金の方で、繰り越して持ち上がっていくもので、先ほどの15人というのは、不納欠損で落とす人の人数が15人ということでございます。

○岸本委員

それで、集金のために電話とか訪問とか児童手当とかから引き落としをされていらっしゃるということですが、結構この金額、大きい金額だと思います。何か手だてを真剣に考えていただくことが大切だと思います。

それをお願いして終わります。以上です。

○笹井委員

では、3項目お尋ねします。4項目か。

それでは、主要施策の成果、85ページ、中段にきゅっとPR事業がございます。きゅっとのPR、9回行ったと書かれてますが、これはどこで行ったのでしょうか。そしてまた、その反響についてお聞かせください。

○西村子ども家庭課長

きゅっとのPR9回をどこかでということですが、まず29年度のおっばいまつりに披露することを目的に作成いたしました。

それで、まず1回目のお披露目がおっばいまつり、そのあと市役所Wedding、2歳児の集い、光まつり、レノファ山口光市サンクスデー、チャイベビステーションのなかよし広場、ゆーぱーく光感謝祭、誕生記念植樹、ひかりふるさとまつりでございます。

また、反響につきましては、親子連れから好評で、特に子どもたちがボア素材の顔とか、そういったものに触って、温かみを感じますというか、そういう面で大変喜んでいただいております。

市内のそういったさまざまなイベントに参加することによって、徐々にではありますが、認知度が高まっているものと考えております。

○笹井委員

私も、何会場か見させていただきましたが、大変子どもたちには人気があったというふうに私も理解しております。

この事業は、この計画、予算計上される前から、私も素材とか大きさとか提言させていただきましたが、その前に、きゅっとが決まったすぐに手づくりでつくられたものは、手づくりでしたので、御苦勞はされたと思うんですけど、なかなか浸透がなかったと思いますが、それに比べて随分改善したのではないかと思っております。

きゅっとについても、できて1年ちょっとたっておるわけですが、これは洗濯というか、クリーニングみたいなものは、予定されているのでしょうか。

○西村子ども家庭課長

平成30年度予算において、クリーニング代を計上させていただいております。現在はまだ未執行でございますが、様子を見て執行したいと思っております。

○笹井委員

私も今までの人生において、いろいろな着ぐるみ何回入ってきておりまして、少なくとも1年に1回はクリーニングしないと、中に入った人は大変なことになると思いますので、特に夏場が終わったところで、ぜひしていただければと思います。

次、参ります。主要な施策の成果87ページに参ります。87ページ、上から2段目が、これが児童手当支給事業です。光市の児童手当支援事業は、所得制限がありまして、こちらの方を見ますと、人数で言うと、3,407人の人が所得制限以上ということになっておりますので、この方が対象にならないということだと思えます。

ここの基準を再度確認したいのと、結局基準に以上で対象にならない人から、苦情とか反響などはありますでしょうか。

○西村子ども家庭課長

児童手当支給事業の所得制限の基準ということでございますが、扶養親族等の数や控除によりますけども、年収ベースでおおむね833万円以上の方が所得制限の目安となっております。

また、その基準以外の方から、苦情がないかということでございますが、先ほども御説明いたしました、所得制限以上の場合は、特例給付として1人当たり5,000円が支給されますので、今のところ、そういった苦情はございません。

○笹井委員

わかりました。制度設計するときには、いろんな基準を設けたり、対象の内外を判断するわけですが、その対象外の方がどうなのかなと、私の一抹の不安があったわけですが、少なくとも現場担当ではそういうことが出てきてないということを知って、ちょっと安心したところでございます。

次、87ページから88ページにかけて、子ども医療費の助成についてですが、さっきも報告にありましたが、今年の8月から、中学校3年生まで拡大したということでございまして、今回決算も出てきておるわけでございますが、予算に対して決算では、どの程度の差異があったのでしょうか。

そしてあわせて聞きますが、今回、その通院の部分が無料化されたわけですが、よく言われます、無料化すると、病院がたまり場になるとか、あるいはコンビニ受診で発生するとかいうことは、他市の研究では言われているわけですが、光市のこの制度においては、そういう事象は発生していませんでしょうか。いませんでしょうか。

○西村子ども家庭課長

子ども医療費の通院分の拡充部分の予算と決算との対比はどうかということの御質問でございます。

小学校4年生から中学校3年生までの間でございまして、当初予算比で1,920万1,000円を予算を上げさせていただきましたが、決算では1,499万3,000円と、420万8,000円ほど減額となっております。

また、助成対象者数ですが、当初は1,604人と見積もっておりましたが、実績といたしましては1,315人ということで、289人の減ということになっております。

また、無償化したことにより、コンビニ受診は発生しているかどうかということでございますが、以前もお答えしたことがございますが、無料化された以降の助成対象者の受診件数、点数等の医療費に関する情報については、本市が自己負担分を負担するために、審査機関より届くレセプト等から確認はできますが、それ以前の医療費に関するデータが手元にございませんで、具体的な比較をお示しすることができません。

ただし、経済的な理由で受診が抑制されることは、一般的に考えられますので、無料化により受診件数が増加することはあり得ると考えております。

しかし、子どもの受診には保護者のつき添いが必要なことから、過剰な受診は少なく、必要だけれども、控えなければいけなかったというようなものが、適正に受診できるようになったのではないかなと考えております。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。私も自分の体の関係で、病院にも行くし、診療所にも行きますし、それを見ている限り、特に急に子どもが増えたなという感じも、自分としては思っておりません。

また、財政力の都合で子どもが行くことにブレーキがかかっていたのが、この制度によって早期発見、早期治療につながるであろうと想定されますので、評価をしておるところです。

次、参ります。98ページですが、98ページ、公立保育所運営事業。真ん中に耐震化の推進で24年から29年まで実施しておりますが、一応この29年で終わりなんでしょうか。まだ残っておるところがありますでしょうか。

○西村子ども家庭課長

公立保育所につきましては、平成25年3月に策定いたしました、光市公立保育所施設耐震化推進計画に基づきまして、25年度から30年度までに計画的に耐震化を進めております。

平成29年度には、浅江南保育園の実施設計を行ったところであり、今年度に耐震化改修工事の予算を計上させていただいているところでございます。

委員仰せのとおり、浅江南保育園の耐震化が終了すれば、公立保育所の耐震化率は100%となることになっております。

以上です。

○笹井委員

わかりました。耐震化については、他地域の地震とか被害を見まして、光市でも学校教育施設の耐震化を一層促進して、その上で公立の幼稚園、保育園の耐震化も進むと、当然市役所とか後に残るところはあるわけですが、その方向どおりいっておると認識い

たしました。

同じく98ページですが、児童館運営費で、これは毎年聞いていて申しわけないんですけど、児童館の利用者数、ここに延べ人数で上がっておるんですけども、登録者数、実人数で数字を教えてくださいのと、それから実人数登録者数で、どこの地区から何人登録されているのかについてもお答えください。

○西村子ども家庭課長

この主要施策の成果の表中の小学生が登録されている人数でございますが、その登録者は92名でございます。

地区別でいいますと、浅江地区が81名で88.0%、島田地区が2名、光井地区が3名、三井地区が3名、大和地区が3名で計92名ということでございます。

○笹井委員

わかりました。この施設については、公共施設の総合管理計画の中で、今後検討されていくべき施設と位置づけられていると、中身聞いてますので、そちらの方を期待したいと思います。

幼稚園管理事務費も、今ここで聞いてよろしかったですか。195ページに飛びますが、195ページで、園児数で29年度、つるみが16で、やよいが17と、29年度末時点でこの数字だと思っておりますが、もう御承知のとおり、つるみもその年度末をもって廃止ですか。なりましたので、この16人は結局どうなったのか、教えてください。

○西村子ども家庭課長

つるみ幼稚園の16名のその後の動向でございます。

まず3歳児の4名のうちの1名が県外へ転入しました。そのうちの3名、それと4歳児の4名の計7人はやよい幼稚園の方に通園しております。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。

最後ですけど、決算参考資料の25、26ページに幼稚園、保育園の警備業務がずらずらっとあります。これ、おたくの部局に聞くのがどうかわからないんですけど、とりあえずまず聞いてみるんですけど、全部落札率が100%なんですけど、こういうのは問題があるのかないのか、おたくの課でわかるのでしょうか。

そして、イオンディライトという会社が、どこを見ても1回も落札していないんですけど、そういう実態があるかどうか、これはおたくの方でわかるのでしょうか。

○西村子ども家庭課長

まず、最初の御質問で、落札率が全て100%が問題ないかということでございますけども、指名競争入札で実施しておりますので、問題ないと考えております。

それと、後半の業者の入札参加資格実態等の御質問については、ちょっと当課ではお答えいたしかねます。

○笹井委員

理解はいたしました。終わります。

○大田委員

決算書の113ページ、備考欄に保育士等就労促進給付金150万円と載っているのですが、それについてお聞きしたいと思います。

全国的にも保育士不足が叫ばれる中、市独自の保育士等就労給付金だろうと思うんですが、その実績について教えてほしいんですが。

○西村子ども家庭課長

委員仰せのとおり、この事業は、平成28年度から実施しております市単独の事業でございます。

子ども・子育て支援事業計画に基づいた教育、保育環境基盤整備の充実の一環として、保育士等の確保を図るとともに、市内への定住促進を図るため、新たに市内の私立保育園、幼稚園等に、保育士、幼稚園教諭として就職し、かつ市内へ居住する者に対して、最大20万円の就労給付金を支給するものでございます。

実績でございますが、主要施策の成果の86ページのコの欄にございますとおり、28年度は8名で80万円、29年度は14名で150万円となっております。

以上でございます。

○大田委員

この事業にはどのような効果があるんですか。また、今後の方針も何かあると思うんですが、教えてほしいんですが。

○西村子ども家庭課長

全国的に保育士不足が叫ばれております。この事業については、県内はもとより、近隣の養成校へPRを行っているほか、成人の集いで新成人に対し配付物を同封し、周知を図っているところであります。

市内の私立園の保育士、幼稚園教諭の確保に資する政策だと認識しているところでございます。

また、この事業は3年サンセット事業で実施しておりますことから、今年度に現在の事業の検証を行っているところでございます。次年度以降、さらに有効な保育士等の確保対策を、この事業を含め、複合的かつ多角的に展開をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

幼児教育やら保育の無償化がまた10月から始まると私も聞いておるんですが、本市の子育て環境の充実のためにも、引き続き保育士確保、保育士等就労促進給付金で対策を進めていってほしいと要望いたします。

続きまして、決算書の189ページの幼稚園費で、幼稚園整備事業507万8,000円という決算が上がっておるんですが、これは私が以前から聞いておりますやよい幼稚園を開園するに当たって、洋式トイレなんかもいろいろやられたと思うんですが、この内容について教えてほしいと思うんですが。

○西村子ども家庭課長

先ほども御説明いたしましたことをさらに御説明いたします。

トイレの洋式化につきましては、平成29年度に1基を整備いたしまして、平成29年度末で大人用と合わせ10基中3基、30%が洋式化率となっております。

なお、今年度に夏休み期間中に2基ほど整備をいたしましたことから、現時点では10基中5基、50%の洋式化ということになっております。

また、送迎用駐車場12台分を整備したほか、ウサギ小屋のフェンスをさつき幼稚園から移設、設置するなど、施設整備を行ってきたものでございます。

○大田委員

今50%、現時点では50%の洋式化便所になっているということなんですが、今年の夏、特に暑かったんです。近年、熱中症対策で暑さ対策、小中学校の問題、エアコンの問題が問題になっているんですが、やよい幼稚園、一つになって、3園が一つになったんで、エアコン設置状況はどねえなっとなるのか教えてほしいんですが。

○西村子ども家庭課長

やよい幼稚園のエアコンの設置状況についてのお尋ねでございます。

やよい幼稚園には保育室が2部屋、それと遊戯室が1部屋と職員室がございます。いずれの部屋にもエアコンは設置しております。

以上でございます。

○大田委員

エアコン設置は以前からついていたんでしょうか。それとも一つになったからつけ足したものでしょうか。お伺いしたいんですが。

○西村子ども家庭課長

保育室、遊戯室、3部屋につきましては、再編に伴いまして、29年度、30年度に1台ずつ整備をしたところでございます。

以上でございます。

○大田委員

わかりました。今後も適切な幼児教育の環境整備について、しっかりと進めていってほしいと思います。

終わります。

説 明：柏木健康増進課長 ～別紙

質 疑

○大田委員

主要施策の成果の107ページ、一般保健事業のウの大和地域民間診療所誘致事業について、決算書では127ページに載っちょると思うんです。これの中に三つあると思うんです。

普通旅費の3万3,480円と、広告料の95万2,074円と、高速道路使用料の64万1,000円あると思うんですが、それについての、普通旅費、高速旅費について、具体的にどういう内容でなったのか、詳しく教えてほしいと思うんですが。

○柏木健康増進課長

民間診療所誘致事業の普通旅費にかかった3万3,480円の内訳でございますが、6月に大阪の関西山口県同郷会の総会に参りまして、誘致説明をしてまいりました。その旅費が2万8,480円でございます。またその中に、山口大学に行って説明した高速代が641円、その日当が5,000円入っております。普通旅費はそれだけでございます。

○大田委員

関西に行かれたと、それはどういう内容で、皆さんに広告というか、PRされたんでしょうか。

○柏木健康増進課長

チラシをつくっております、開業医として、常勤医師としてというところで、病院局のものもあわせて、主には民間診療所誘致を中心にチラシとともに御説明をしたところ です。

約300人ぐらいの参加があったと記憶しております。

以上です。

○大田委員

先ほど高速道路、読み間違いですみません。641円の間違いでした。

広告料について、私の聞き間違いかもわかりませんが、もう一遍何人の人にダイレクトメールか何かされた、もう一遍教えてください。人数。

○柏木健康増進課長

1,959人でございます。

○大田委員

ダイレクトメールを送られたと、そのダイレクトメールを送られた中身ですか。詳しく教えてほしいんですが。

○柏木健康増進課長

これは、開業に興味関心のある医師に診療科目は、泌尿器科、眼科の対象として送付したわけですが、内容としましては、ホームページ等に載せている内容と同等のものなんですが、泌尿器科、眼科のドクターをお待ちしていますということ、光市がこういう市ですよというPR、それからこういう充実した助成制度がありますというような内容です。

そして、開業イメージのシミュレーションしたものを掲載しております。
以上です。

○大田委員

それで、誰か興味を持たれた方は、どなたかおられましたか、何人か。

○柏木健康増進課長

開業に興味のある医師1,959名にターゲットメールを配信したのですが、229名の医師が開封してくださいました。開封率は11.7%で、こうした情報発信はできましたけれども、残念ながら、シミュレーションの申し込みといったような具体的な行動には結びついておりません。

○大田委員

先ほどお聞きしたときには、1,959人にメールを送ったようにお聞きしたんですが、今は1,549人にダイレクトメールを送ったと、先ほどの人間と今の人間、ちょっと人数があれなんですが。

○柏木健康増進課長

1,959名と申し上げました。言い間違えましたでしょうか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

私の1,959人の聞き間違いだったらしいです。それで200人強の人が開封されたというようにお聞きしましたが、平成27年度からこれは医師の募集を始められたと思うんです。だから、29年度で3年間やって、その中で実績が得られなかったというふうに捉えております。

どういうふうにご考えられて、今からやられるのかわかりませんが、医師のことですから、今、関西の方にも病院局と一緒に行って、PRをされたというふうにお聞きしましたが、もう少し病院局と連携なんかもされたらと思うんですが、そのところの見解がありましたら、お答えください。

○柏木健康増進課長

病院局とは連携を図っております、お互いにチラシを配布するときには、両方載せるなり、PRのときにも、どちらでもよい形で照会できるように連携を図っているところです。

○大田委員

今、連携を図っておられるというんですが、そうすると病院局と定期的にそのような場を設けておられるのでしょうか。

○柏木健康増進課長

定期的に会議を持っているわけではありませんが、たびたび行き来はしておりますので、お互いに立ち寄ったときに、そうした情報交換をしております。

○大田委員

立ち寄ったときでなくて、定期的にこの会議を持ちますよとやった方が私はいいと思うんですが、その考えはありませんか。

○柏木健康増進課長

なかなか病院局もお忙しいところで、時間がとれないので、会議を持つというよりも、お互いにほかの便を利用することで、頻繁に情報交換ができるのではないかと考えています。

○大田委員

私は、医師の確保の問題だから、ついでに話すんじゃなくて、確実に医師確保について、こういう会議を今後持って、展望を開いていこうじゃないかという方がいいんじゃないかと思うんですが、そのところをもう一度お考えがありましたら、教えてください。

○柏木健康増進課長

あらゆる機会を活用して、情報交換をしてみたいと考えております。

○大田委員

わかりました。定期的に持つという考えはないみたいです。医師をぜひとも連れてきてもらって、今後も医師確保を粘り強く、持っていつてもらいたいと思います。

それと、次に129ページですか。産後ケア事業委託料17万5,500円が載っているんですが、今の説明では、ショートステイが5人の利用がありましたということではありますが、これ、29年度から新規事業でありますので、この5人が妥当かというのは、どうかと私はわかりかねているんですが、これの他の都市、類似市とか、類似団体と比較されたようなことはあるんでしょうか。検証されたんでしょうか。

○柏木健康増進課長

この産後ケアを始める前に、他市の状況は把握しましたが、今回、29年度については、全体のを把握していない状況です。

○大田委員

主要施策の115ページの上から2段目の表に、産後うつ訪問支援というのがあるんです。27年、28年、29年と人数が書いてあるんですが、29年度は24人というようになっておられるんです。

それとまた、妊婦健診が303人ですかあって、うつ傾向の対象者が24人となっているんですが、その人らは産後ケアの事業を受けるべきであったのではないかと思うわけですが、どのように解釈されておられますか。

○柏木健康増進課長

もちろんこの産後うつ傾向の産婦さんの中から、先ほどの産後ケア事業5件というものに結びついた方もありますが、あとは保健師の訪問であるとか、各種相談により、フォローアップしておりまして、この事業を利用するに至らなかったケースということでございます。

○大田委員

産後ケア事業委託料は、予算では31万2,000円が上がっているんです。

決算審査参考資料の8ページには不用額として13万7,000円上がっているんです。そしたら、もっと不用額を上げんでもよかったんじゃないかと思うんですが、十分な啓発をされたと思っておられるのかどうか、お伺いします。

○柏木健康増進課長

6月から事業を開始しまして、妊娠7か月の妊婦さんにチラシを配布したり、市内の産科医療機関にチラシを設置したりして周知を図っているところです。

利用件数は5件でございましたけれども、利用された方は不安や心身の不調を解消され、育児を行っておられますので、産後ケア事業の利用は、効果が上がったと思っておりますし、この件数が多ければいいというものではないと考えておりますので、必要な方に必要なサービスを利用できるように、今後も取り組んでまいります。

○大田委員

うつ訪問支援で22もあったんですよね。妊婦が303人おられる。個別に宣伝やらPR、問い合わせなんか、どの程度されたんでしょうか。

○柏木健康増進課長

この産後うつ傾向のある方については、全て、こういうものもありますという紹介はしておりますので、保健師が訪問して、必要な場合は、この産後ケア事業につながっておりますので、その方については、利用の希望がなかったり、利用する必要がないということでございます。

○大田委員

いろいろ解釈はあると思うんですが、決算書では、17万5,500円、5人の利用者ということでございますが、単純に計算すると、1人当たり3万5,100円となります。この中身を教えてもらいたいんですが。

○柏木健康増進課長

5件ともにショートステイでございまして、1泊2日が3件、2泊3日、3泊4日がそれぞれ1件という状況でございます。

○大田委員

その1泊2日、3泊4日でうつの感じで産後ケアに、ショートステイに入られたと思うんですが、良好な状態で戻られたんでしょうか。

○柏木健康増進課長

それぞれ利用日数が違うということは、ある程度落ちついてから帰られております。

そして、産後ケア事業の利用後は、保健師が家庭訪問をしたり、状況を確認して、事後フォローを行っております。

○大田委員

光市はおっぱい都市宣言をされておられるので、子育てに対しては、光市の基盤とも考えておるんです。この事業が、今後市民に浸透されて、利用されて、よい方向に向かうことを期待しております。

それからもう一つ、その上のところの母子保健事業委託、12万9,600円、これをもう一遍詳しく教えてほしいんですが。

○柏木健康増進課長

この母子保健事業委託料は、のびのび教室の発達支援学級に保育士さんを、鼓ヶ浦整肢学園の指導員さんに来ていただいている委託料でございます。

○大田委員

これは今、鼓ヶ浦整肢学園から委託を受けて来ておられるというように、今答弁があったと思うんですが、これは、光市で母子保健推進員というのを選任されているわけじゃないですか。

○柏木健康増進課長

この母子保健事業委託料は、母子保健推進員さんではなくて、発達支援学級のために指導員さんをお願いしている業務委託でございます。

○大田委員

主要施策の成果の116ページのチの母子保健推進協議会というものがあるんですが、この事業じゃないんですか。

○柏木健康増進課長

そのものにつきましては、母子保健事業の母子保健推進員活動、報償費のほうで支出しております。決算書の母子保健事業の3段目を見てください。母子保健推進員活動報償金、これでございます。

○大田委員

今、母子保健推進活動報償金100万4,600円と、母子保健事業委託12万9,600円は、全く別の事業ということですか。

○柏木健康増進課長

そのとおりです。

○大田委員

そうすると、母子保健推進員活動報償金100万4,600円について、54人の方で活動されて、訪問活動を中心に子育ての輪づくりを実施されておる。こういう事業はどうか、教えてほしいんですが。

○柏木健康増進課長

先ほどの母子保健推進員活動報償金につきましては、母子保健推進員52人が5,023件、妊婦、乳幼児に対して、母子保健推進員54人が訪問活動した報償費でございます。

○大田委員

ここに書いてあるのは、52人を54人とされた。言いかえられた54人で、母子訪問件数が乳幼児訪問件数、7,128件、妊産婦訪問が621件とあったんですが、このあれをちょっと事業を説明してほしいんですが。

○柏木健康増進課長

すみません。言い間違えたら申しわけないです。母子保健推進員は54名です。

それから、活動内容ですが、これは家庭訪問に行ってもらい、妊婦さん、乳幼児、主には4歳半までが対象ですが、そうした人に家庭訪問していただくその報償費です。

○大田委員

これは、1件当たりどれぐらいの時間をかけて訪問されているんですか。

○柏木健康増進課長

その状況によって異なります。本当に健診の御案内で済む場合もあれば、お母さん方が気になること、そうしたものがありましたら、少し長くなりますので、一概に何分とは申しませんし、気になるお母さんから御相談があった場合については、健康増進課に連絡いただいて、こちらの方で支援するように連携を図っております。

○大田委員

この保健推進員54人というのは、民間の人に委託されちよるんですか。

○柏木健康増進課長

市内全域各地区にそれぞれいらっしゃいまして、これは子育て経験者の方をお願いしております。

中には保育士さんとか教職だった方とかさまざまですが、普通は一般の主婦でございます。

○大田委員

研修会を8回実施しましたと、その研修会とはどういうことですか。

○柏木健康増進課長

これは、母子保健推進員さんが各家庭に行き、いろんな健康情報をお届けする。そして子どものこと、妊婦さんのことがわからないと、いろんな相談にも乗れませんし、予防接種とか新たなものもありますので、保健師のように細かいことは答えられませんが、ある程度相談に乗れるような体制のために、そうした研修会を8回やって、いろんな情報提供をし、そして母子保健推進員さんの資質向上と、母推さん同士での輪づくりのために、そうした研修を行っております。

○大田委員

8回というのは、定期的にやっておられるんですか。不定期ですか。

○柏木健康増進課長

年間計画を前年度に立てて実施しております。

○大田委員

54人というのは、各地区に分かれて何人ぐらいずつおられるんですか。

○柏木健康増進課長

すみません。今名簿を持っておりませんが、少ないところでも4人、それから各対象数が多い浅江については多いなど、地区ごとで人数は変わっております。

○大田委員

この100万4,600円は、54人で平等に分けるんですか。それとも訪問回数によって分けるんですか。

○柏木健康増進課長

1件当たり大変少ないのですが、200円で、各個人に入ります。

○大田委員

こういうふうに54人も選任されて、母子保健推進員の方がいろいろ働いておられるというので、私としてはぜひ今後も進めていってもらいたいと、おっぱい都市宣言しておられるので、乳幼児、また4歳までの人に対して、いろいろ過保護じゃないが、適当な助言なんか与えられるのはいいことだと思いますので、今後とも進めていってもらいたいと思います。

終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○笹井委員

ほかの事業についてお聞きします。

主要施策の成果116ページ、116ページはこれは不妊治療の助成の事業だと考えております。この数字を見ますと、やっぱりいろいろ率は低いですけど、着実な成果があるということで、喜ばしいことだと思いますが、この表から読み取れないところをお聞きします。

不妊治療について、1回当たり、本人は総額でいくら払うことになるのか。そして、1件当たり、市としての支出はいくらになって、それは本人が払った分の何割を助成していることになるのでしょうか。

○柏木健康増進課長

不妊治療費助成事業の1件当たりの支出はいくらかということと、本人の支払い分のうち、何割になるのかということをございますか。

市が行っている不妊治療費の助成制度は、一般不妊治療費の助成制度と、不育症治療費の助成制度があります。一般不妊治療費の助成制度は、医療保険適用の治療費の自己

負担分が助成の対象になって、1年当たり3万円を上限に通算5年、県と市が2分の1助成するものです。

また、不育治療費の助成制度は、医療保険適用外の治療費の自己負担分が、助成の対象となり、1年当たり1回20万円を上限に、通算5年まで市が助成を行っております。

本人支払い分のうち、何割になるかは、1年当たりの上限額までを助成するものであるために、助成額未満であれば、全額助成することになりますけれども、上限額以上自己負担された場合は、個々により異なります。

平成29年度の実績で申し上げますと、一般不妊治療費助成制度では、治療費の平均が7万4,149円で、交付申請額の平均が2万5,893円でありましたので、平均が約7.5割助成ということでありました。

不育症の医療費助成制度では、上限額未満であったことから、全額助成となりました。

それから、総額の負担ですが、平成29年度の一般不妊治療費の助成制度の申請の状況でありますと、申し訳ありません、先ほどの一般不妊治療費助成制度は、治療費の平均が3万4,149円です。先ほど7万4,149円と申し上げました。平均が正しくは3万4,149円でございます。

それから、総額ですが、一般不妊治療費助成制度の申請時の状況で申し上げますと、治療費の合計額は1件当たり1,910円から9万6,930円と幅がございます。

不育症治療費の助成の申請時の状況で申し上げますと、治療費の合計額は1件当たり1,290円から1万8,130円と幅があります。

ですから、一般不妊治療費の一番高い人、9万6,000円の人については、最高3万円の助成ですので、それ以外は自己負担となります。

○笹井委員

不妊治療のメニューとか医療内容も、わかるところまでは聞いていきたいと思うんですけど、まず、この事業を実施している医療機関というのは、どこにあるのでしょうか。市内、市外、どこにあるのか、教えてください。

○柏木健康増進課長

一般不妊治療と不育症については、産婦人科医療機関で受けることができます。市内であれば、梅田病院、みちがみ病院、光市立大和総合病院でも相談ができます。

ただ、県が助成している特定不妊治療費助成事業の対象となる、特定不妊治療です、主要施策の成果116ページの（イ）と（ウ）につきまして、体外受精とか顕微授精、そうしたものにつきましては、指定医療機関がございまして、県内で7医療機関となっております。

○笹井委員

この表の内容ですけど、（ア）が一般不妊で、私が聞いたかった体外受精、顕微授精というのは、（イ）と（ウ）に当たるということによろしいのか。

私もいろいろ調べますと、なかなか顕微授精、人工授精して受精卵をつくるというも

のが、県内にほとんどないと聞いておるんですが、具体的に顕微授精、県内にどこがあるかわかりますか。

○柏木健康増進課長

県内の指定機関で申し上げますと、体外受精、顕微授精は徳山中央病院、山口大学医学部附属病院、山下ウイメンズクリニック、山口県立総合医療センター、新山口こうのとりクリニック、山口県済生会下関総合病院です。

体外受精のみであれば、関門医療センターも実施できます。

○笹井委員

今公共の大きいところと、山下ウイメンズ、これは下松だったか、こうのとりというのは山口かどこかあるんですか。

この治療費について、一般不妊治療と体外受精、さらに顕微授精になると、全然金額は変わってくると思うんですけれども、さっきのお話で、最高9万円というのは、全部ひっくるめて最高9万円だったんでしょうか。私の認識では顕微授精になると、もう40万円とか50万円の世界になってくるんじゃないかという認識をしているのですが、いかがでしょうか。

○柏木健康増進課長

先ほど申し上げましたのは、決算額に伴うものですから、市が負担しているものについて御説明いたしました。

それが一般不妊治療費と不育症治療費助成制度です。

人工授精費助成制度と、特定不妊治療費助成制度につきましては、県事業になっておりますので、市の負担がありませんので、決算上には出てまいりません。

ただ、今言われたように、人工授精とか特定不妊治療費についても、健康増進課が事務の窓口となり書類を受け付け、県の方に提出しておりますので、こちらを通された方については、大体どのぐらいかかるかというのはわかります。

この制度については、単年なので、先ほど申し上げた9万円に関しましても、この1年間の請求額ですから、たまたま今年度はすごく多かったけど、翌年度は少ないとか、ずっと多いとか、人によって、さまざまございまして、人工授精とか、それからそういうものをしますと、1件当たり病院によっては20万円とか30万円とかかかるように聞いておりますので、1回でそのような大きな金額になります。

特定不妊治療費の助成制度を受けた29年度で申し上げますと、最高の治療費全額は75万5,490円ということでした。

○笹井委員

わかりました。患者さんが払う金額は、そのようなものだと私も理解しております。

そういう中でも、結局、今、市事業では、さっき話のあったように、年間3万円が上限なのか、今県事業があると言いましたけど、県事業まで足すと、結局事業費の何割ま

で県と市で公的に補助してもらえそうなことになるのでしょうか。

○柏木健康増進課長

先ほど申しましたように、一般不妊治療制度であれば、持ち出しが少ないのですが、特定不妊治療費であれば、国と県が2分の1助成し、これは治療内容によって違いますが、初回のみ30万円の補助であるとか、2回目以降15万円が上限とか、いろいろな条件により変わり、個々の治療によって違いますので、一概に申し上げられません。

○笹井委員

その辺、少なくとも補助の窓口は、一応光市のそちらの課になると思うんですけど、そちらの課の方で、こういう治療であれば、いくらぐらいかかりますよという実態は把握されておるのか。

そして今、さっき顕微授精とかの県内の医療機関をお聞きしましたが、医療機関によっては、年齢制限を設けているところもあると私は聞いておりますが、この医療機関は何歳までしか見られませんよと、そういうところの情報というのは、そちらの窓口としては把握されておりますでしょうか。

○柏木健康増進課長

病院によって、年齢を見ませんよというのは、余りお聞きしたことはないかと思うのですが、制度によって初めて助成を受ける際の年齢が40歳未満であれば、通算6回までとか、それから40歳以上から43歳未満は通算3回までとか、上限が43歳までになっているものもございます。

○笹井委員

国支援の県制度で年齢と上限、補助対象を決めるのは、恐らく何らかしらのきちんと統計的なデータに基づいて、その制度を設計されたことであろうかと思えます。それはきちんとした合理的な理由があると思えますけれども、実際40歳を超えて、初めてこれを取り組まれた方に、医療機関として、40を超えたらうちは見ませんよというのが、今上げられた機関の中に、私はそういうのがあると聞いております。

それは、個々の医療機関の自由な方針ですけれども、やはりそれは補助制度があるのであれば、窓口で把握をしておいていただかないと、窓口ではリストを渡されたけど、行ったらだめでしたみたいな話が出てくると、大変御本人さんにとっては、負担になるのかなと思えます。

それと、これはもうわかればですけど、県によっては、特にお隣の福岡県あたりは、後日の申請制度じゃなくて、もう先にそういう認定とか証明をもらっておれば、医療機関で本人が払わなくとも、県とか市からその医療機関に払われる。だから本人が医療機関の窓口で払わなくてもいいような代替払い、そういう制度がどうも九州の方にはあるようなんですが、それは把握されていますか。

そして、今現在、山口県はそうになってないと思うんですけど、その状況がわかり

ましたら教えてください。

○柏木健康増進課長

福岡とか大きなところではあるように聞いておりますが、県内ではまだそういうふうな制度が確立しておりません。

○笹井委員

実際に私も、勉強したところ、山口県でもできるけれども、皆、新幹線で福岡に行つて、やられておると。特に福岡の方の、そういうクリニックの方も、新幹線駅から極めて近い場所にあつて、山口県の方とか九州一円から来られておるということです。

そういうときに、福岡県の人はこちらの制度がありますけど、ほかの県制度はありませんよみたいなのが、物すごく差が出てくるんで、その辺なぜなのか、私なりにも勉強していきたいと思いますが、少なくとも窓口で相談される以上は、市と県の実態を把握をされた上で、御相談に乗っていただきたいと思います。

終わります。

○西村委員

先行委員がいい質問をしましたので、続けて深いところを聞いてみたいと思うんですが、決算書127ページ、広告料100万円、大和の大和地域民間診療誘致事業についてなんですけども、先行委員の質問に対する答弁、聞きましたところ、2,000名近い対象者にお伺いしたけれども、興味のある人は皆無だったというような御回答だったと思います。

要は、成果が上がらなかったと、平成27年から現在に至るまで努力はしたけど成果が上がらなかった。

所管の課長として、それは一体なぜなのか、どういう分析をされているのか。足らざるものは何なのかということを決算ですから、お示しいただきたいと存じます。

○柏木健康増進課長

泌尿器科、眼科という診療科目が対象でございまして、県内でも先生、医師が少ない、対象者が限られておりまして、ましてや本市で開業していただくとすると、さらに困難であるということは、当初から想定しているところでございます。

そして、お医者さんの家族を開業となると、家族を連れてくるような形になりまして、医師の子どもたちは、教育的なものをすごく重要視されるというようなことは、コンサルから聞いております。

光市には山大教育学部の小中学校はありますよということには言えるのですが、やはりいろんな進学塾であるとか、いろんな環境的なものについては、少し弱いかなというふうには考えておりますが、そうは言いましても、環境は変えられませんので、今後も大和地域の医療の確保のために、医療関係者に幅広く情報提供を行うなどして、地縁、人の縁で、こちら出身の方であるとか、御両親がこちらにいらっしゃるのか、そういう方とかがわかれば、そういった人の縁に注目した活動を継続して実施していこうと考えて

おります。

○西村委員

いみじくも、泌尿器と眼科、もともと対象が少ないという御発言もありましたが、誘致の条件について、そろそろ検討し直す時期が来ているんじゃないかなど。いわゆる診療科、それから支援の条件、それから地区の拡大、そのようなことについて、当局としては、どのようなお考えなのかといいますのも、今年は100万円の広告料ですが、平成30年度は広告料も少し下がっているというふうに思いますので、その辺のスタンスをお伺いしたいと思います。

○都野福祉保健部長

先ほど課長の方も申し上げましたが、これまでにさまざまな手法で情報発信をして、29年度はターゲットメールということもやってまいりましたが、やはり魅力という面で、どなたも光市のホームページの方に入ってこられなかったのではないかなどというふうに考えておりますので、委員が言われたような、今条例で規定してあるものでございますので、よほど慎重に吟味をしないと、その改正というのは難しいとは思いますが、その辺も踏まえながら、余りお金をかけずに、知人、そういうものもたどりながら、今後も医師の確保に向けて、努力はしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○西村委員

この点はどう考えますか。例えば、今、担当課は、健康増進課ですか、健康増進課というのは、決算の内容でも、先ほどから委員が細かいところを聞いてますが、本来業務で、非常に専門的な、それから個別事案で多岐にわたる、いわゆる手のかかる所管といえますか、課だと思えます。

もともとお医者さんをお招きするというところに、たくさんの時間と労力を使うことが難しいんじゃないかなど。

先ほども答弁の中には、コンサルという言葉が出てきましたけども、やはり餅は餅屋で、コンサル業務を担当にしている会社だとか、それから薬局だとか、そういうお医者さんともう少し距離の近いやり方を選択するべきで、本来ならば、病院局にそういう近いものを選ぶべきだと思うんですが、この点はいかがですか。

○都野福祉保健部長

まず一つ、委員の方からは、健康増進課が担うべきものなのかという御意見でございまして、これも福祉保健部として、言うべきであるかどうかはわかりませんが、今現在、事務分掌として地域医療の件につきまして、福祉保健部健康増進課というふうには明記はしてございませんが、地域医療の推進につきまして、健康増進課の方で担っているということで、この民間診療所の誘致についても、健康増進課の方で担当しておりますが、委員が言われたように、医療関係者のマッチングというのは、なかなか素人では難しい

面がございまして、その辺、これまでも医療関係者に融資をしたりしてきた銀行とか、その辺のお知恵も借りながら、進めてまいりましたけれど、改めてもう一遍、どのような手法で、どこが行って行くのがいいのかは、検討してまいりたいというふうに考えております。

○西村委員

事務分掌の点、その他含めて、副市長さん、何か御意見ございませんか。

○森重副市長

この診療所の誘致に関しては、市としては条例を設置して実施していこうという強い目的意識を持って制定をしたものであります。

一方、御案内のとおり、医師は医師の偏在、診療科目の偏在等々、大きな課題がっております。

二つの市立病院においても、医師の確保というものが非常に困難な状況になっている中で、この誘致事業については、福祉保健部で、所管をしています。

今年度で4年目に入っているわけですが、職員一生懸命やってくれています。その中で、健康増進課は、地域医療を担うとともに、地域の医師会や歯科医師会、また薬剤師会との強いパイプがありますので、これまでこの事業について、担当しています。

今後について、現時点で申し上げられるのは、今の取り組み状況の中で、何が課題で何が問題かなど、改めて精査をしながら、今後の取り組みについては、検討していかなければならないというふうに思っております。先ほど部長が答弁しましたとおり、条例という重たい中で、我々は施策を打っていくわけでありまして、簡単にあきらめるわけにはいきません。

ただ、一方では、そういった大きな課題がっております。

いろいろと分析する中で、行政が行う施策、この診療所誘致事業の中で、我々が行っているこの支援策が、決して悪いとは思っていません。他に比べて。じゃ何で来ないのかという中では、いろんな問題がありますので、このあたり、しっかり精査をしながら、取り組みを考えていかなければならないと思っております。

以上であります。

○西村委員

副市長の決意表明はよく理解ができました。

しかし、我々議会としても、やはり決算委員会では、ここの書類にも書いてございまして、主要施策の成果ということで、実績の報告を、ああいうふうなことをやりました、こういうふうなことをやりました、だけど結果は出ませんでしたということになれば、政策の方向転換を要望したり、意見具申したり、条件を変えるべきじゃないかと、もっと支援条件を高くして、やってみたらどうかというようなことも、提案しないといけないうことで質問をさせていただきました。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○委員長

最後に、福祉保健部所管分の全体を通して質疑のある方は、御発言をお願いいたします。

○笹井委員

2項目あります。一つは、主要施策の成果103ページで、どこの課かわからなかったから、ここで聞かせていただきますが、牛島保健衛生事業、主要施策の成果の103ページに牛島保健衛生事業があります。

この中で、文の最後の方に、牛島から本土への搬送費用29年1件あったというふうに書かれております。これ、牛島から本土への搬送は、どのような流れで行われるのか、教えてください。

○柏木健康増進課長

牛島で救急患者が出た場合は、まずは親族、自治会長等が漁船やあらかじめ取り決めを行っている搬送船、具体的には、牛島丸とか民間の遊漁船等に連絡しまして、患者を輸送いたします。

同時に、光市健康増進課へ連絡いただいて、市は交付金申請書を送るなど申請の手続を行います。

手続は、牛島地区救急患者搬送事業交付金要綱に沿って進めており、その搬送にかかる費用について、補助金を交付することになっております。

搬送の流れについては、島民がよく周知しておりまして、スムーズに行っております。

主要施策に書いてある平成29年度の補助件数は1件というもので、漁船での搬送が1件ございまして、1万2,000円支出しております。

○笹井委員

わかりました。

では、最後の質問、先ほどちょっと途中になった部分を聞きますが、老人ホームの求償の件で、入ってきたお金の金額とかそこについて、市としてはこれで問題ないという見解をお聞きしましたが、結局どこの団体で、理事長どなたから入ってきたのでしょうか。

○中邑福祉保健部次長

社会福祉法人慈光会理事長、永廣重元。

○笹井委員

こちらの法人は、光市監査ではなくて、県の監査の対象であるというふうにお聞きしましたが、こういった団体、県の監査対象の団体というのは、理事長が変わったり、変更というのは、これは市では把握ができるのでしょうか、できないのでしょうか。

○松村福祉総務課長

市内に主たる事業がある団体からは、情報等、約束があるわけではございませんけれども、おおむねの団体からは、そういった変更について御連絡をいただいているところでございます。

○笹井委員

ちなみに、今の求償金が入ってきたときの理事長の方は、今おっしゃったとおりだと思いますけれども、ホームページなんか見ますと、その後名前が変わっておるようなんですけど、それは市としては把握をされておるんでしょうか。

○松村福祉総務課長

御連絡もいただいておりますし、監査のときに資料等も提出していただきますけれども、その際には代表者のお名前で提出していただきますので、確認いたしております。以上でございます。

○笹井委員

わかりました。終わります。

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

②追加認定第9号 平成29年度光市介護保険特別会計歳入歳出決算について

説 明：中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長兼高齢者支援課長説明 ～別紙

質 疑

○大田委員

主要施策の成果の298ページのカで、生活支援整備体制事業で、第1層は1名を配置したと書いてあるんですが、その1名の生活コーディネーターの活動内容について教えてほしいんですが。

○堺地域包括支援担当課長

生活支援コーディネーターの平成29年度の活動ですが、主な活動の5点を上げさせていただきます。

1点目としては、高齢者のニーズ把握として、ふれあいいいききサロンや総合事業通

所型サービス事業所に訪問し、高齢者からのニーズの聞き取り。

2点目、生活支援サービス情報提供窓口を8月に社会福祉協議会内に開設し、相談対応。

3点目、生活支援や介護予防サービスの社会資源一覧表や、ふれあいいきいきサロンの事例集の作成、配布。

4点目、第2層協議体のモデル2地区、伊保木、中島田地区ですけれども、の会議やモデル地区以外で高齢者の生活支援についての話し合う場に参加。

5点目、地域包括支援センターが開催している地域ケア会議の参加が主な活動となっております。

以上です。

○大田委員

今、5点上げられたんですが、その関係の経費として、決算書271ページの一番上のところ、生活支援コーディネーター活動事業委託料181万1,000円がそれに当たると思うんですが、その内訳を教えてくださいなんですが。

○堺地域包括支援担当課長

委託料181万1,000円の内訳ですが、生活支援コーディネーターの人件費168万1,000円、その他として、研修会への出席負担金や交通費、消耗品費、事務費で13万円です。なお、人件費ですが、生活支援コーディネーターはボランティアポイント事業も兼務しているため、1年間の業務量を勘案し、嘱託職員1名分のうち、ボランティアポイント事業が約3割、生活支援コーディネーターが約7割分となっております。

○大田委員

コーディネーターの人件費が168万円、余り高いと思えんですが、今後高齢化が進んでおって、後期高齢者がさらにふえていけば、地域の中でも、現状の現役世代や前期高齢者の皆さんが協力し合って、体制をつくっていくのが非常に大切である事業であると思います。

今後さらにコミュニティ協議会中心に第2層協議体もふえるように、行政と社会福祉協議会が連携した対応をよろしくお願ひしたいと思うんですが、今後ともよろしくお願ひします。

終わります。

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

..... 休 憩

3 環境部関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第4号 平成29年度光市一般会計歳入歳出決算について（環境部所管分）

説 明：植本環境政策課長 ～別紙

質 疑

○笹井委員

それでは、2項目ほどお尋ねします。

主要施策の成果104ページでございます。

主要施策の成果104ページの上の方に人と自然のハーモニープロジェクトという大変優しい名前の事業がありますが、私がお聞きしたいのはそのアルゼンチンアリについてでございます。

アルゼンチンアリ、もう何年も継続して実施をしておるところでございますが、生息状況等に変化はありますでしょうか。

○植本環境政策課長

室積地区の3自治会におきましては、毎年、6月と9月に市と共同で一斉防除を実施しておりまして、この28年度に実施したものと29年度に実施したものについて比較いたしますと、生息範囲については大きな変化が見られていないということでございます。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。何分相手が相手ですので、ちょっと息の長い取り組みになるのかなと思います。

次は、主要施策の成果の118ページからそこから2、3ページにわたって公害対策事業の調査結果が出ております。

この調査結果で何分専門用語が多いのでちょっと私もよくわからぬので教えていただきたいんですけど、まず118ページのほうでオキシダントという言葉が出てきます。オキシダント情報とは何でしょうか。このオキシダントが発生する、1回発生したと書いていますけれども、この発生する要因についてはわかりますでしょうか。

○植本環境政策課長

オキシダントとは光化学スモッグの原因となる大気中の酸化性物質の総称でございます。観測点におきましてオキシダントの一時間値が0.1ppm以上0.12ppm未満であって気象条件から見て継続すると認められる場合につき県が発令するもので、本市におきましては光高校に測定局が設置されておりますことから、平成29年の6月16日に、一度、発令がなされました。同時刻ごろに岩国南部、周南東部及び西部にも発令されてい

ることから、広域的に工場や自動車などの大気中に排出された窒素酸化物などに太陽からの紫外線が作用して生成された酸化性物質の濃度が高くなったものではないかと考えているところでございます。

○笹井委員

わかりました。広域的なものだったわけですね。はい。

次、今119ページからののは今度は水質のほうに入りますが、まず119ページ見ますと、大腸菌について環境基準を超過している地区が何地区かございます。この超過している地区が多い理由はわかりますでしょうか。そして、超過地区の数が過去どのように推移しておるかについても教えてください。

○植本環境政策課長

明確な理由の把握については難しいものと考えております。ただ、下水道の接続していない未接続や浄化槽の処理能力以上の生活排水が流れた可能性なども考えられるほか、畜産動物や野生動物のふん便に由来する可能性、また大腸菌群は自然界にも広く分布しているため、降雨によって土壌等に生息する大腸菌群が川へと流れている可能性もあるというふうに分析をしているところでございます。

また、記録につきましては、手元に記録が平成9年度以降残っておりますが、それにつきまして大きな変化はなく、基準超過の割合が多い状況で推移しているところでございます。

○笹井委員

わかりました。119ページは川ですが、今度、121ページに行くと海になります。

海のほうでは大腸菌の超過は29年度についてはないの見受けられるわけですが、ただ窒素とかリンについては超過が見受けられます。ちょっと私も今、ちょっと勉強途上ではっきり自分の意見を持っているわけじゃないんですが、最近、窒素やリンについては余り少な過ぎるのはどうかというような海の貧栄養化というような立場の論文も出てきておるようでございます。

そこでお尋ねしますけど、この窒素やリンについての環境基準値というのはどのように決まっておるのでしょうか。

○植本環境政策課長

光市の海域におきましては、環境基準の値は年間平均値で全窒素が0.3mg/L以下、全リンは0.03mg/L以下となっております。これは水域類型の指定を121ページの一番下の表の、今、光市の水域につきましてはⅡという類型を受けておりますことから、このように全窒素が0.3、全リンが0.03以下という基準が定められております。

○笹井委員

基準はここに明記されておるとおりです。

光市の海を見ますと、やはりし尿処理場の周りは窒素とリンがこの基準内におさまっていないときが何回かあるのかなという実態は把握できますが、さっきも申しましたけれども、果たしてこれが全部少ないほうがいいのかと、ちょっと私もこの辺もうちょっと勉強して、また今後、ちょっと質問等してみたいと思います。

126ページに飛びますが、126ページは、今度は苦情処理件数が一番下段にございます。この中で水質汚濁が3件あるということでございますが、これはどのようなものだったのでしょうか。そして、市としてはどのように対応されたのでしょうか。

○植本環境政策課長

まず1件目は、その方の隣接する川への濁り水が流入しているという通報を受けまして職員が現場に駆けつけたところ、濁り水は自然に解消されました。もう1件につきましては、排水路に濁り水があるという通報を受けましてその付近の現場を調べたところ、現場付近で作業をしていたため、その場で指導し改善を図りました。最後の1件につきましては、排水路に大量に藻が発生しているとの通報を受けまして、原因は不明でしたが、所管課に対応を依頼し排水路にたまった土砂を全て取り除きました。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。きちんと対応されておるといふふうに認識いたしました。終わります。

説 明：小山環境事業課長 ～別紙

質 疑

○笹井委員

じゃあ、3項目ほどお尋ねをいたします。

まず主要な施策の成果の139ページから聞いてみたいと思います。

まちかど環境美化推進事業、主要施策の成果の139ページでございまして、市内の海岸とか河川道路沿いのごみを回収したということですけど、実際に、場所はこれどこなんでしょうか。そして、知っている人は知っているんですけど、やはり捨てられない対策というのにも必要だと思いますが、捨てられないような対策はありますでしょうか。

○小山環境事業課長

まちかど環境美化推進事業の場所ということですが、自然環境保全のため、市内を東部、西部、大和の3地区に分割し、東部地区は光井港からスポーツ公園、梶取岬から戸仲まで、西部地区は小周防から島田、虹ヶ浜東海岸から浄化センターまで、大和地区は東荷一之瀬線の立野建設付近、大和あけぼの園付近、周東大規模農道の岩国方面、大和農免農道、石城山公園線などの海岸、河川、自然公園及び主要道路沿いのパーキングエリアを中心にポイ捨てごみや不法投棄ごみの回収を行っております。

ごみが捨てられないような対策ということですが、不法投棄箇所の発見等環境

巡視活動を行いながら不法投棄の多い箇所につきましては、不法投棄禁止看板を設置し注意喚起を行っております。不法投棄はなかなかなくなる現状ではありますが、市といたしましては環境保全や環境美化に努めるためにも出前講座や環境学習等を活用しながら周知啓発を行ってまいります。

また、ごみを捨てないようにするためには、まずごみを発生させない運動として資源店頭回収の促進やマイバッグ運動、無駄な物を買わないなどの事業者や消費者の自主的な取り組みを支援してまいります。

以上です。

○笹井委員

今、道路とか河川とかの官地部分についても捨てられないような対策をお聞きしました。捨てた場合は、まちかど環境美化推進事業で対応されておるというのをわかりましたが、特に、山の中の民地にごみを不法に道路から投棄される場合ちゅうのもあるわけなんですね。私も1件相談を受けまして、2年ぐらい前、そちらに相談しに行って、場所は本当三井の山の中なんですけれども、もう道路から山の法の下に何か冷蔵庫かシンクかわかりませんが、捨てられておったということが。こういう場合、何か持ち主としては対応のしようがあるのか、あるいは市に相談したら何とか救ってもらえるような方法というのはあるんでしょうか。

○小山環境事業課長

山地にごみを不法投棄された場合ということでございますが、ごみの処理につきましては、原則、排出者が行うこととなります。民地、いわゆる私有地に捨てられ投棄者が判明しない場合につきましては、土地の所有者、管理者の方が処分することとなります。投棄ごみの種類や量などの状況などにもよりますが、悪質な場合はまず警察への連絡をお願いしております。

以上です。

○笹井委員

2年前に相談したときも警察に連絡してくれという対応でして、その御本人様はちょっと頭を抱えて、結局、そうしているうちにもう草が生えて何か緑に、表面上は緑になってしまったみたいな例もあるんですが、そこは、だからもう民地で捨てられたら行政としては少なくともそのごみに対しては手は出せないという解釈でよろしいんでしょうか。

○小山環境事業課長

民地におきましては行政がそこに立ち入ることがなかなか難しゅうございますので、行政のほうから積極的に回収に行くということは難しいというふうに思っております。

以上です。

○笹井委員

警察で犯人がわかれば、それは、当然、捨てた人に責任をとってもらえることにはできるかと思いますが、なかなかそこまで行きつかない、まず御本人様もちょっと警察まではちゅう御配慮もあつたんかもしれませんが、そういう事例などがありまして、ちょっと頻発するような場合はちょっと何か行政的な対応もいるのかなと私は考えておるところです。

ちょっと同じごみでも粗大ごみのほうに行きます。

138ページ、主要施策の成果138ページに粗大ごみのふれあい訪問収集ありました。これ従前、ちょっと大分注文が多くて待ち日数がものすごく長くなるという段階がどっかの段階であったかと思えます。それに対して市として、予算じゃったか、人員じゃったかを拡充して対応していただいたというふうに私は理解しておるんですが、現在の待ち期間はどれぐらいになりますでしょうか。また、従前と比べての改善はありますでしょうか。

○小山環境事業課長

ふれあい訪問収集の待ち期間についてですが、ふれあい訪問収集につきましては、毎週水曜日の午前中、最大で16世帯まで受け付けを行っております。待ち期間につきましては、予約が空いているときは直近の水曜日に予約することが可能ではありますが、現在遅くとも概ね3、4週間先までには回収をしている状況であります。

また、改善はあるのかという御質問に対してですが、1世帯当たりの品目が最大で5品目までとなっておりますので、1品目のみや小さい品目のみの場合につきましては、分解が可能な場合については定期収集でお願いし、また使用が可能な電気製品やソファ等については、積極的にリユースネットひかりを紹介し待ち期間の短縮に努めているところであります。

今後、予約の増加とともに市民ニーズに対応した事業のあり方については検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○笹井委員

わかりました。住民の方も相談されてもそちらも体制上、行ける件数が限られておるとは思えます。今すると、長くて3、4週間と。短ければ割とすぐに対応が今できておる状態かなと理解いたしました。

主要施策の成果に戻っていただきまして135ページにまいります。

135ページの下段にリユースネットひかりとフリマネットひかりの報告があるわけですが、フリマネットひかりについて、光市と下松市で実施されるフリーマーケット情報をホームページで紹介するとありますが、そちらの担当部局としては紹介しているだけなんではないでしょうか。これによって実際の参加者がどれぐらいいるのかというところは把握はできておりますでしょうか。

○小山環境事業課長

フリマネットひかりについてでございますが、3カ月ごとの情報をホームページに掲載しております。実際、参加された情報については把握はしておりません。

以上です。

○笹井委員

ちなみに、今現在、何カ所の情報をアップしていますですかね。

○小山環境事業課長

3カ所であります。

○笹井委員

実際に紹介だけで、そこでやるのはそのフリーマーケットの責任者の方がおられてやっておられますので、私もよく行きますけれども、実際、どこの誰がしとるかという実はわからなくて、何件しとるかは、当然、わかるんですけども、どなたが何を見てきたかというのは大変把握が難しいのかなとは思っております。

ただフリーマーケットに出せば、本来、捨てる物、処分する物、処分費がかかるような物が、逆に、有価物、価値のあるものとしてやはり流通したり、必要な方にわたったりするわけですので、私は大いにここを市としても、うまいこと流れるように御協力をいただければと思うんですが。そのためには、やっぱりフリーマーケットで何を売れるのか、どういうふうに売れるのかちゅうノウハウと経験みたいなものも市は把握したほうがいいのではないかなと思っております。本当職員さん仕事じゃ一応ごみ収集とかごみの政策やっておられますけど、実際にフリマに1回ぐらい行ってだして販売してみたいかどうでしょうか。

○小山環境事業課長

現在のところ、考えてはおりませんが、エコフェスタやふるさとまつりの中でリユースキッズとして不用品を無償提供をしてごみの減量化に努めているところであります。

以上です。

○笹井委員

市もいろんな行政分野があって、例えば、対国関係であればパスポートに秀でた人がおる、プライベートでいろいろやっておられて経験があると、文化部門であればやっぱり文化行政みたいもの、いろいろ音楽とかたけた方がおられまして、そういう個人のノウハウみたいものを行政の中で役立てるときは過去役立ってやっておられる方は、私、随分いっぱい見てきました。フリーマーケット、こういうものについてもぜひそういうせっかく担当されておるのであれば、実際にやってみられる、もう市内でなくても市外でもいっぱいあるわけですから。それで、その中からやっぱり物の流通とか環境に対する市民の実際の動向というのを掴んでいただきたいというふうに提案いたしまして終わ

ります。

○岸本委員

質問が2点ございます。

1点は、今質問されたふれあい訪問収集についてですけど、これ1件当たり大体1,000円弱ぐらいの金額で引き取っておられると思いますんですけど、ダブルベッドなんかを引き取る場合にしても1,000円で引き取られますでしょうか。

○小山環境事業課長

1mを超えて分解が必要な場合には1,000円ということになります。
以上です。

○岸本委員

では、高さが1m80cmぐらいある冷蔵庫でも、それからソファでも、タンスでも、大体、1,000円なんですか。

○小山環境事業課長

冷蔵庫につきましては家電4品目のひとつですので、市は回収いたしません。

なお、その他ソファにつきましては、一番長いところが1mを超えて分解が必要なものにつきましては1,000円ということになっております。

○岸本委員

1mを超えて分解が必要なものといったら、ちょっと、私、よく意味がわからないんですけど。

○小山環境事業課長

分解というのは、可燃、あるいは不燃とかという形でごみを分別しなければならない形を分解というふうに取り扱っております。

以上です。

○岸本委員

仮に、ソファでしたら、スポンジの部分、木の部分、スプリングの鉄の部分、それを市民が分解して、そして回収業者に渡すのでしょうか。

○小山環境事業課長

回収につきましては、今、シルバー人材センターのほうに委託をしておりますので、そちらで回収して、環境事業課で分解の作業をしております。

○岸本委員

これは、この質問は去年もさせていただいたんですけど、よくそこでソファとかタンスを分解されていますけど、シルバー人材センターから2人で、軽トラで行かれてここに持ってきて環境部の方が分解して、木でしたら下松のほうに処分に行かれるんでしょう。

○小山環境事業課長

そのとおりでございます。

○岸本委員

仮に、民間でしたら、ダブルベッドでしたら販売促進費ということも考えて、安くても3,000円から5,000円で引き取るし、それは安いにこしたことはないですけど、これ時間もかかるし、男性2人が2階からソファを下してここでめで、それからそれを下松のほうに、大変なコストがかかるんですから、そのサービスというのはもう行き過ぎたサービスではないかと私は思いますんですけど。もう少し金額を徴収するとかされても私はいいんじゃないかと思えます。

それともう1点は、家庭用生ごみ処理機ですけど、これは補助数とか補助額というのは、もう制限がありますんでしょうか。

○小山環境事業課長

上限が設けられております。

○岸本委員

平成29年度でしたら電動生ごみ処理機が7基ということですが、7基までの予算しかとっていらっしゃるんでしょうか。それとも10台でも12台でもできるんでしょうか。

○小山環境事業課長

予算に対しては38基、当初予定をしておりました。

○岸本委員

それぞれの、大体、値段というのはどのぐらいなんでしょうか。段ボールコンポストか、コンポスト容器とか電動ごみ処理機というのは。

○小山環境事業課長

電動生ごみ処理機につきましては約4万円以上、コンポストにつきましては約3,000円以上、段ボールコンポストにつきましては1,200円で売っております。

以上です。

○岸本委員

大体、その電動の処理機というのは市販でいくらぐらいのものなんですか。

○小山環境事業課長

それぞれ販売店によって価格の差はあろうかと思いますが、大体4万円以上ぐらいではなかろうか思っております。

以上です。

○岸本委員

この制度があるというのを市民の方知らない方もいらっしゃるのではないかと思いますから、ごみ日の収集の何というか、広報に入れられて配られますよね。何曜日は粗大ごみとか。そういったところにこういう補助の制度があるというのを告知されたら少しでも回収の量が削減されるんじゃないかと思います。

以上です。

説 明：中本深山浄苑長 ～別紙

質 疑：なし

説 明：森重環境部次長兼下水道課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

②追加認定第7号 平成29年度光市墓園特別会計歳入歳出決算について

説 明：植本環境政策課長 ～別紙

質 疑

○萬谷委員

じゃあ、ちょっと何点か。今回の累積赤字が890万円という説明があったんですが、現在どのような事業を行っているか、ちょっとお答えください。

○植本環境政策課長

本事業につきましては、墓地の区画の貸し出し及び返還、墓園の法面の草刈り、園内の

通路の除草等の維持管理、それとトイレ等のその他施設修繕などでございます。
以上でございます。

○萬谷委員

貸し出しと返還を行っているとのことですが、近年の貸し出し、そして返還の状況をちょっと教えていただけますか。

○植本環境政策課長

平成27年度におきましては、貸し出しが27区画に対しまして返還が37区画、28年度では、貸し出し、返還とも33区画、29年度につきましては、貸し出し26に対しまして返還が37区画となっております。

以上でございます。

○萬谷委員

全体的に見て区画の貸し出しよりも返還が上回っているような感じがするんですけど、よって残りの区画、残の区画が増えていると思うんですが、今後新たな整備は何かあるのかどうかお考えがありましたら教えてください。

○植本環境政策課長

近年、核家族化や少子化に伴います墓に対する意識の変化などによりまして、本市におきましても納骨堂への改葬などに伴います墓地需要の低下が見受けられているところでございます。

したがいまして、平成30年度におきましても、8月末現在で貸し出し9に対しまして返還30となっていることから、今後新たな区画整備につきましては休止せざるを得ないものというふうに考えております。

以上でございます。

○萬谷委員

了解しました。西部墓園は、今後新たな区画整備も行わず、今区画整理されていないところもあるんですけども、でも、墓園の維持管理のみを行っていくというのであれば、大幅な収入、歳入増は見込めないと思うんですよね。さらに赤字が累積されると思うんですが、今後の見通しはいかがでしょうか。

○植本環境政策課長

平成29年度単年度の赤字につきましては223万円程度の赤字となりました。今後におきましても収入増が見込めないことから、毎年300万円から400万円程度の赤字が累積していくものと予測をしているところでございます。

以上でございます。

○萬谷委員

開発も行わないし、墓園事業というのはもう大きな、確かに先ほど言いましたように歳入も見込めないんでしたら、今後もこの特別会計において墓園事業を運営する必要があるのかというのがちょっと疑問にあるんですが、いかがでしょうか、お考えは。

○植本環境政策課長

県内におきましても、特別会計によりまして墓園事業を運営しているのは本市のみということになっております。また、今後も空き区画が増加が見込まれますことや、これに伴いまして造成区画整備を休止いたしまして維持管理を中心とした事業運営ということが余儀なくされることから、一般会計への事業の移行につきまして、現在、検討を重ねているところでございます。

以上でございます。

○萬谷委員

了解しました。一般会計への事業の移行について検討するということでしたが、これも一つの手だと思っております。まだ、累積赤字のほうも余り大きくならない、もしやるならば、もしやるなら累積赤字が大きくならないうちに速やかに移行すべきではないかと、そういう一つの手だと思っておりますので、そういうお考えがあるならば結構です。関係部署との調整等もしっかり行って御検討ください。

以上でございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

③追加認定第8号 平成29年度光市下水道事業特別会計歳入歳出決算について

説 明：森重環境部次長兼下水道課長 ～別紙

質 疑

○大田委員

審査参考資料の18ページで、下水道事業費の平成29年度虹ヶ丘地区管路等調査業務委託、条件付一般競争入札で比率が56%の低入札で入札者落札業者が東京設計となっておりますが、これ東京であると思うんですが、入札参加条件はどのようになっているのかお聞きしたいんですが。

○山本下水道技術担当課長

この業務でございますが、これまで本市において実績の少ない汚水の管路調査、流量調査とその解析等であることを考慮して、過去10年間の汚水管渠の調査の請負実績があ

ること、光市の入札参加者名簿に下水道部門のコンサルタントと下水道施設の管理清掃、下水道施設の調査に登録されていること、本社または営業所等を山口県内に有していることを入札の参加条件としたものでございます。

以上でございます。

○大田委員

今、参加条件が本社または営業支店が光市内ではなく県内としたという理由はどういう理由なんですかね。

○山本下水道技術担当課長

参加資格条件のうち、本社または営業所等の所在を県内とした理由としましては、本市に下水道部門のコンサルタントと下水道施設の管理清掃、下水道施設の調査の両方に登録されていることを条件としたわけですが、この条件に該当する光市内の事業者は少なく、本社または営業所の所在に係る条件を県内まで広げたところでございます。

以上でございます。

○大田委員

光市内で少ないというのが何社ぐらいあるとか、また、県内では何社ぐらいの入札参加が可能であるかちゅうのは想定されたと思うんですが、その条件をどういうふうな条件で設定されたということだろうかと思うんですが。

○山本下水道技術担当課長

委員仰せのとおり、本社または営業所の所在を光市内とした場合と県内とした場合の入札要件を満たす事業者数を想定して条件を設定しております。

以上でございます。

○大田委員

設定された。市内では少ないからと。じゃけ、複数の業者を入れるために県内までやったと。それで3社出たと。そしたらその東京設計というのは、どこに本社または営業所があるんですか。

○委員長

答えられる範囲内、所管が外れれば所管外ということでお願いいたしますね。

○山本下水道技術担当課長

はい。東京設計事務所でございますが、本社は東京で、営業所等が県内でございます。以上でございます。

○大田委員

そのぐらいしか答弁ができなかったと。私、この56%で落札されたというのは、どのように分析されておられますかね。私は56%やったら、多分、赤字覚悟じゃないかと思うんですが、どのように分析されたんでしょうか。また、安くとられたんで設計されたときに安かろうが悪かろうと思うんですが、そのところはどういうふうになっておるんですか。

○山本下水道技術担当課長

入札の際の予定価格でございますが、業務に係る平均的な経費を算出するための積算基準により求めた設計価格により決定しておりますが、本業務は人件費と測定器使用料等の経費が大きなウエイトを占める調査業務であるため、落札者はこれまでの業務経験や実績により効率的に調査を行うノウハウを有していることなどから、相当の費用の圧縮が可能であったと判断しております。

また、業務の成果品につきましては、設計当初に定められている目的及び品質等の基準が満足されることを確認いたしました。

以上でございます。

○大田委員

それはいろいろ実績なんか考えられた上で、入札条件を、参加条件を満たされて入札されたんだからそういうふうな成果でも落札されたんだらうと。それでまた認められたんだらうと思います。

今後は、参加条件、できるだけ市内でできるような参加資格を持っていてもらいたいと思います。それを要望して終わります。

○笹井委員

数点ありますので、お尋ねします。

主要施策の成果のまず277ページから行きたいと思いますが、下水道会計、277ページ、下から4段目が次年度の繰上充用金です。今回29年度末で10億円と、年々減少してきておるとは思うんですが、目標では平成30年度に繰上充用をなくすような方向で料金改定などを行ってきたわけですが、これはこの調子で行きますと達成できるのでしょうか。動向についてお聞きします。

○森重環境部次長兼下水道課長

本市の下水道事業でございますが、委員仰せのように平成30年度での累積赤字の解消に向け取り組みを進めているところでございます。

お尋ねの平成29年度の10億円の繰上充用金でございますが、これは平成28年度の歳入不足額に対する繰上充用金を平成29年度予算で措置したものでございます。

平成29年度における歳入不足額、累積赤字でございますが、今の277ページの平成29年度の欄の一番下、5億1,101万6,000円となっております。平成28年度と比較しますと、5億3,448万円、率にしまして51.1%の減となっております。累積赤字は大幅に減少し

ているところでございます。

こうしたことから、目標とします平成30年度での累積赤字の解消につきましては、計画どおり達成できるものと考えております。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。今5億円ということは何とか今のペースで行けばということになるというふうに理解しました。

それでは、ちょっと278ページにまいります。

278ページの上段は下水道使用料がありまして、ここに未納額が出ております。現年度分、過年度分、合わせて合計で2,828万円というふうに結構な額になっておりますが、これをまず最初の質問として、これは一体何件、何人というか、何件あるんでしょうか。

○森重環境部次長兼下水道課長

下水道使用料の未納額2,828万円に係る件数でお答え申し上げますが、1納期を1件とカウントしまして、全体で3,535件となります。

以上でございます。

○笹井委員

1納期を1件といった、一応今御回答でしたけど、実際、対象の人の数、頭数でいうと何人ぐらいの方が払っておられないということになるかわかりますでしょうか。

○森重環境部次長兼下水道課長

申しわけございません。収納管理が件数での管理になりますので、人数等は把握をできておりません。

以上でございます。

○笹井委員

ないと言われたらそれ以上突っ込みようがないんですけど、ただそうはいっても、催促収納するときは、当然、個人ごとにまとめてお願いなり、請求なりするから、そこはわかるはずなんで、また次回以降ちょっと聞くかもしれませんので、そのとき、せめてやはり何人の人が払っていないのかというのは私は把握するべきだ、数字だと思っておりますので、そこを要望いたします。

水道料金をとはいっても一括徴収で水道局のほうにやっております、改善しておるというふうに聞いては、私も認識は持っておるんですが、未納額見ますとなかなかまだ2,800万円台ということでそんなに数字が下がってきておるわけではないのかなと見受けられるわけですが、一括徴収によって改善というのは、実際、どのように進んでおるのでしょうか。

○森重環境部次長兼下水道課長

水道料金との一括徴収による改善ということのお尋ねでございます。

平成29年度の下水道使用料の現年度分の収納率でございますが、99.5%と高い収納率を維持しております。これは同時徴収以後、収納率の向上を平成29年度まで維持しているものでございます。

こうしたことから、水道料金と下水道使用料の同時徴収による下水道使用料の収納率に対する改善効果というものは定着をしていると考えております。

以上でございます。

○笹井委員

もうちょっと突っ込んでいきますが、水道料金と同時徴収することによって未納があれば水道もとめられてしまうからということで、随分、納付は進んだとは思っておりますが、一方で、未納額はさっき言ったように2,828万円ですか、私はこれはほとんどゼロに近くなるのかなというふうな認識を持っておったんですが、結局、どういう方が未納なのか。それこそ水道は払うけれども、下水道は払わないというような方がおられるのでしょうか。

○森重環境部次長兼下水道課長

下水道使用料の収納率でございますが、ただいま申し上げましたように、現年度分につきましては、同時徴収の効果が出てほとんど滞納が発生していないというような状況ではございますけれども、滞納繰越分、過去からの滞納繰越分につきましては、そのまま引き継いでいる部分がございますので、未納額は年々減少はしておりますけれども、平成29年度で申し上げますと、2,828万円の未納があるということでございます。

以上でございます。

○笹井委員

ちょっと頭数は今出ないということですが、またこの部分以外について何かまた手がないのかな、私も自分で勉強してみたいと思います。

同じく主要施策の成果278ページの一番下に下水道使用料等の徴収事務費で水道管理者管理委託3,907万円ですか、があります。契約はもうこのとおりだと思うんですけど、これはどのように算出されておるのでしょうか。また、予算の何年間かの動向もわかりましたら教えてください。

○森重環境部次長兼下水道課長

まず、下水道使用料の徴収委託料の算定根拠ということでございますけれども、これは水道事業管理者と締結をしております下水道使用料徴収事務の委任に関する基本協定書、こちらによりまして、前年度の下水道使用料の調定額に、定められた負担率を乗じた額に、使用料徴収に要する機器等の更新費用を加えた額となっております。

近年の委託料の動向でございますが、平成27年度が3,714万円、平成28年度が3,692万

8,000円、平成29年度が3,907万7,000円となっているところでございます。
以上でございます。

○笹井委員

わかりました。最後の項目ですが、279ページ、主要施策の成果の、これの上段に周南流域下水道維持管理費負担金があります。維持管理費が29年度が2億6,800万円ですかね。これ前年度と比較すると、少しずつふえてきておるのですが、なぜでしょうか。この金額についての精査はされていますでしょうか。

○森重環境部次長兼下水道課長

周南流域下水道維持管理費の負担金につきましては、周南流域下水道浄化センターの維持管理費に要する経費を関係市が流量割合に応じて負担するものでございます。平成29年度の維持管理費につきましては、前年度に比べてわずかに減少はしておりますけれども、負担金の算定基礎となる本市の流量割合が前年度に対しまして増加しております。この影響で負担金が増加することとなったところでございます。
以上でございます。

○笹井委員

かかった経費をどのように分担するかは流量割でやっておるといのは、私も認識しておりますが、かかった経費全体が適正かどうかの精査がされておるのか、私は少々疑問に思っているところもあります。

ちょっとこれ負担金ですから、県のほうに渡して県のほうで3市分集めて事業に支出するということですが、この支出の中に、この支出が下松あたりにあります下水道センターについては、当然、ここへかかったものは3市で負担しなければいけないと思いますが、過去に問い合わせたところ、山口県庁の都市計画課の職員の給与や事務費もその中から払っておるといふ答弁を聞いておりますが、現在もこれは払っておるのでしょうか。

○山本下水道技術担当課長

周南流域下水道の整備にあたりましては、山口県都市計画課の職員が工事の設計、積算、発注、管理、補助金の申請事務等を行っております。こうした施設整備では県が財源の一部として起債を行い、その対象事業費の中には都市計画課職員の人件費及び事務費も含まれております。

この施設整備に係る起債の償還については交付税措置額を除いた額を関係市が流量割合に応じて後年度負担しているところでございますので、お尋ねの都市計画課職員の人件費や事務費があるかにつきましては、直接的な負担ではありませんが、起債の償還という形で負担をしております。

以上でございます。

○笹井委員

ちょっと私の認識が違ったのかもしれませんが、もう一回お尋ねしますが、私は今いる都市計画課の県庁の中における職員の給与や事務費を3市が負担しておると思っておったんですけど、今現在おる者でなくて、起債ということは過去にかかったものを負担しているという理解でよろしんでしょうか。

○山本下水道技術担当課長

主要施策の279ページにございますが、上段の表の一番下の段、地方債元利償還金というところに今申し上げた費用は入っております。

以上でございます。

○笹井委員

ということは、過去の地方債で借りたものの償還の負担割合として求められているだけであって、今現在は、県庁の本庁舎の職員の給与とか事務費は負担していないという理解でいいんですか。

○山本下水道技術担当課長

山口県都市計画課職員の人件費でございますが、今申し上げた維持管理負担金以外では決算書の249ページの中ほどの周南流域下水道事業負担金によるものがございます。この負担金は周南流域下水道の長寿命化事業に係るもので本業務に携わっている山口県都市計画課職員1名の人件費と事業関連事務費を合わせた2分の1の費用を関連市が流量割合に応じて負担しているところでございます。

以上でございます。

○笹井委員

すいません。249ページのほうはちょっと私も見逃していました。今の説明であれば、ここは長寿命化に対しての事業の人件費のところの負担金ということですけど。これは、だから長寿命化とかが終わればこの数字はなくなる期間限定の負担金なんでしょうか。それとも今後ずっと何か続いていくような負担金なんでしょうか。

○山本下水道技術担当課長

長寿命化につきましては、計画的に進めているところで継続していく状況ではございますが、将来的に建設事業、改築事業等がなくなれば、この負担金はなくなっていくのではないかと考えております。

以上でございます。

○笹井委員

長寿命化は時間かかりますからすぐというわけではないですが、今それがなくなれば、その事業がなくなれば負担金なくなるということですから、そのころもう一回確認

してみたいと思います。

県からの負担金については、当然、請求書が来るから払うわけですがけれども、その負担のもととなる事業の県事業について適正かどうかの精査が私は必要だと思っておりますが、それについて精査、協議するような場はありますでしょうか。

○森重環境部次長兼下水道課長

周南流域下水道事業の予算につきましては、関連3市と県による周南流域下水道経営協議会という場において、予算決算または事業計画、その他の案件を審議をしております。協議会では県からの説明の後に、関係市が疑問点等の説明を求め、さらには意見を述べるなど審議の上決定をしておりますので、負担金についても同様でございます。

以上でございます。

○笹井委員

今疑問点などは聞いておるということですので、そこは何を聞いたかまでちょっと質問をするとまた細かくなり過ぎますのでこの場は行きますが、私はやはり県事業について、あちらの中でどういう区分で何が入っておるのか、本当あちらもきちんと明確にわかるようなものを持っているのかな。ちょっと私は疑問に思っております。過去3市が払うのであれば3市にできるだけ請求してしまえばいいというような処理がなされる可能性がありますし、そういうことがなされないためにもきちんと協議の場で、これは払うのはおかしいのではないかと、ここまでではないかという確固たる態度で臨んでいただきたいということを要望いたしまして終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

4 建設部関係分

(1) 付託事件審査

①認定第4号 平成29年度光市一般会計歳入歳出決算について〔所管分〕

説 明：酒向道路河川課長～別紙

質 疑

○笹井委員

では、道路と河川について、項目的には7項目ぐらい、ちょっとお尋ねをいたします。まず主要施策の成果の165ページ、165ページから道路新設改良事業がありまして、下段の表に栄下地区道路整備がございます。ここの地区のことをちょっとお聞きしたいんですけど。

今まで、年々少しずつ浅江小の裏の潮音寺山の下、道路を工事されておるのは認識しとるんですけど、栄下地区はこれで終わりなんでしょうか。もうちょっと工事すれば、ソフトパークにつながるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

そして、この栄下地区道路は、もともと予算説明などで水害の防止機能があるというふうに聞いておりますが、その機能があるのか、また、効果がありましたでしょうか。

○酒向道路河川課長

栄下地区道路についての御質問をいただきました。栄下地区につきましては、1期区間の工事につきましては完了しております。先線となります2期区間につきましては、光ヶ丘1号線に接続する計画となっておりますが、用地取得や整備方針など、今度の検討課題と考えております。

また、潮音寺山からの雨水は、整備しました排水側溝で受け取りまして流下される構造となっておりますことから、効果はあったものと認識しております。

以上です。

○笹井委員

わかりました。もともとやっぱりあの中村地区の水害防止、土砂災害防止のためにという目的も結構大きい目的であって、つくられたと認識しておりますし、このたびの豪雨でも、この部分については、道路面については、たしか災害はなかったと思いますので、それなりの効果は上げておるのかなと思っております。今、ソフトパーク方面は一応計画はあるけど事業はまだ実施は未定ということをお聞きしました。まあ財政状況とかいろいろあるかと思いますが、やっぱり私としては、道路というのはやっぱりつながらないと道路になってないのではないかということと、あと東日本大震災以降の災害時の避難ルートとか、できるだけ高いところに上がるというような観点からも、やっぱりここもつなげておく必要があるのかなと考えておりますので、また御検討よろしくお願いたします。

次に参ります。1枚めくって166ページに参ります。166ページの道路整備事業の中で、

いろいろな事業名と実施状況が上がっておるんですが、一番下に、緑ヶ丘巡環線ほか9路線と書いてあります。ちょっと9路線でまとまってしまって、場所が読み取れませんので、ここの路線名、名称と事業費をちょっと教えてください。

○酒向道路河川課長

整備事業でございますけども、緑ヶ丘巡環線217万6,200円、虹ヶ丘3号線150万6,600円、緑町2号線134万5,680円、小倉線132万7,320円、新幸町2号線128万5,200円、緑ヶ丘団地2号線124万2,000円、中央1号線122万5,800円、近政住宅2号線110万1,600円、殿河内1号線60万480円、島田駅前線41万400円となっております。

○笹井委員

わかりました。ここの9路線がまとまっていますが、その上には、虹ヶ丘4号と上町木ノ下橋舗装整備は別項目で出てはいますが、これはやっぱり事業的に項目が、どういう仕分けになっているんですかね。事業が大きいから小分けになっちゃうのか、それとも新設分があるから分かれちゃうのか。ちょっとこの9路線まとまっちゃうとこと、その上の2路線、どういう仕分けになっちゃうのか、ちょっと教えてください。

○酒向道路河川課長

道路整備の中で、ある程度金額のあるもの、また新たに実施しているもの等を上げております。

○笹井委員

わかりました。路線整備については、今幅広くやられておるといのはわかりました。私どもとしては、できれば、その場所ぐらいは、これ見てわかるとええなと思いつつも、全部載せると資料が膨大になりますので、緑ヶ丘、一番事業費が大きいところを載せられたというふうに理解をいたしました。

次、167ページに参ります。167ページ、道路維持費、道路維持管理事業の中に、市道の草刈り業務がありますので、ちょっと草刈りについてお聞きします。

この草刈りというのは、どのように発注をされているのでしょうか。

○酒向道路河川課長

発注形態につきましては、山口県の共通歩掛により積算を行い、入札により実施しております。

○笹井委員

過去の議会のやりとりで、草刈りを自治会に委託する事例があると聞いておるんですが、それはあるのでしょうか。あれば、どういうふうに委託されているのか、詳細をお聞かせください。

○橋本監理課長

自治会に委託する事例があるかという御質問で、大和地区の自治会等に市道の草刈りや、側溝清掃を行う維持管理として委託をしております。これは、旧大和町時代の昭和49年から、道路の荒廃を防ぐこと、地域の道内の連携を保つことや経費削減の面から実施されているものであり、地元自治会の積極的な維持管理への参加が期待できることから、合併後も引き続き施工して行っております。

以上です。

○笹井委員

今言われた自治会の委託事業は、167ページで言うと、事業資金はどこに入っていますですかね。

○橋本監理課長

167ページの上段の表の一番上の欄で、市道維持管理委託料の中に含まれております。

○笹井委員

わかりました。だから、市道維持管理委託事業は、先ほど前の課長さんが言われたような入札の部分と、それから今の課長さんが言われた自治会委託の分が入っているということですね。ちょっとそれぞれ内訳、自治会委託のほうはトータルいくらになっちゃうか、ちょっと教えてください。

○橋本監理課長

自治会への委託料は、79万9,970円になっております。

○笹井委員

わかりました。行政委託のほうは、入札してきちんと完了検査も行われておと思いますが、自治会委託のほうについては、その実際に実施されているかどうかの事業進捗について、確認されていますでしょうか。

○酒向道路河川課長

確認は行っております。

○笹井委員

わかりました。これは、ここの自治会のエリアの市道を自治会で刈っていただくということで委託して、お金を払っておると思うんですけども。そこで自治会に委託した場所について、それとは別に市で直営で草刈りをする必要がありますでしょうか。

○橋本監理課長

ありません。

○笹井委員

わかりました。あれば二重支出になるから今の回答は納得いたしました。この自治会に委託する場合の手続というのは、どこが行っているのでしょうか。そして、その委託の費用、今79万円ですけど、まあ自治会の、何か40か50あるとは聞いていますので、一、二万だと思うんですけど、それはどこに支払っておるのでしょうか。

○橋本監理課長

自治会への委託の手続等は監理課の方で事務手続を行っております。委託料につきましては、各自治会等の口座へ振り込みをしております。

以上です。

○笹井委員

わかりました。最初の回答の方で、旧大和町時代からの制度をそのまま生かしておるというふうに、回答はわかりました。合併のときに、合併協議会をつくって、一個一個事業のすり合わせが行われて、残すもの、廃止するもの、統合するものと、全部区分けが行われましたが、この事業は合併時の検討では、どのような取り扱いだったのでしょうか。

○橋本監理課長

引き続き、継続して実施するという話し合いになっています。

○笹井委員

はいわかりました。そのときに仕分けはそういう形で済んでいるわけですね。私もそのときは、まだ議員じゃなかったんで、ちょっとこの制度がよく理解できませんでしたけど、今の説明で大変よく理解できました。

次の項目に参ります。主要施策の成果の150ページに戻りますが、農道維持管理事業、これもさっきの説明で建設部の所管というふうに理解をいたしました。この農道では、除草を行っているんだということで数字が上がっております。ここの除草は、どういう形で行っているのでしょうか。また、この金額はどのように算定されていますでしょうか。

○酒向道路河川課長

金額算定につきましては、山口県の共通歩掛によって積算を行い、入札により業者を決定しております。

○笹井委員

わかりました。じゃあ、ここは入札ですね。

では、ちょっと参考資料のほうに参りますが、この決算参考資料の20ページの中段ぐ

らい、11月30日のところに松原川海浜荘東橋の補修設計業務委託が上がっております。これ自身はきちんと入札されたと思うんですが、今回、ちょっと災害も受けておるんですけれども、この事業自体は、この20ページに上がっておる委託事業はどうなるんでしょうか。

○酒向道路河川課長

この事業につきましては、橋梁の補修設計ということで実施しております。

○笹井委員

わかりました。まあ補修設計、去年度やられていたら、今回災害も受けたから、その後の対応はまたこれからというふうに理解いたしました。

次、川に参ります。主要施策の成果の168ページ、河川水路整備事業、上段ですね、ここに三輪海田地区水路外2カ所と丸まっておりますので、ここの場所と事業費を教えてください。

○酒向道路河川課長

河川水路整備事業でございますけども、三輪海田地区水路428万円、今積川126万6,840円、金山排水路10万5,840円となっております。

○笹井委員

わかりました。その下に河川維持管理事業がありまして、ここの岩田川環境整備ほか3カ所になっていまして丸まって場所がわかりませんので、場所とそれぞれの事業費を教えてください。

○酒向道路河川課長

河川維持管理事業につきまして、岩田川347万7,600円、虹川223万3,440円、今枳川79万4,880円、横尾川48万6,000円となっております。

○笹井委員

わかりました。こうして聞いてみますと、昨年度事業で浚渫したところでも、今回やっぱり水害は起きるところは起きているというふうに、ちょっと思いまして、やっぱり今後の水害を防止するためには、相当の工事なり、浚渫なりが必要なんだなというふうに理解したところです。終わります。

説 明：松並都市政策課長～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○笹井委員

それでは、都市計画公園関係について、大きく3項目お尋ねいたします。

まずは、主要施策の172ページですが、172ページの公園緑地費の中に、先ほども説明がありましたが、地域の団体に委託する公園美化促進事業を試行し、8公園を8団体に委託しましたと書いてあります。これちょっとどこの団体に委託しているのか、それから実際に委託した内容がきちんと実施されておるかどうかの確認はどのようにしているのか、お答えください。

○松並都市政策課長

公園美化促進事業において、どこの団体に委託しているのかについて、まずお答え申し上げます。

8公園8団体について、順次申し上げます。まず、室積市場公園を木遣り太鼓ボランティア隊に委託しております。次に、中央6丁目公園を金山前自治会に委託しております。次に、虹ヶ丘にありますファミリー公園を公園利用者の有志グループである「ファミリー花だん」という団体に委託しております。次に、宝町公園を宝町自治会に委託しております。次に、三島河川公園の島田川の右岸側につきまして中島自治会に委託しております。それから三島河川公園の左岸側につきましては、こちらは三島コミュニティ協議会に委託をしております。それから、上島田の山田ポケットパーク、こちらを山田自治会に委託しております。最後に、黒杭川砂防河川公園、こちらをNPO法人ネットワーク東荷設立準備検討委員会、この団体はコミュニティセンターの有志の方々でございますけれども、こちらに委託をしております。

それから次に、いわゆる実施状況の確認についてお答えを申し上げます。各団体には、日時や作業内容、人数などを簡易な書面での報告を求めています。あわせて、実施状況のわかる写真を添付いただきまして確認をしているところでございます。

なお、皆さんが草刈りを実施した際には、刈り草を市が集めるというやり方をとっておりますことから、この回収の際に職員が現地で確認することもしているところでございます。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。自治会だけなのかなと思っていましたら結構いろんな団体が入ってきておまして、その地域の団体が地域を刈っていただけるというのは、私は嬉しいことではないかなと思います。

次、冠山総合公園についてお尋ねします。主要施策の成果の173ページでございます。まず、この173ページの中段に入園者数が3年間分ありまして、ことしが31万3,829人、去年が31万148人で、3年間もこの表を見ると増加傾向にあると思いますが、これの要因について、わかりましたら教えてください。

○松並都市政策課長

冠山総合公園の入園者数についてでございます。増加傾向にあるわけでございますけれども、29年度と28年度を差し引きいたしますと、3,681人の増でございます。この内訳として、オートキャンプ場の増が2,571人、キャンプ場以外の入園者の増が1,110人となっております。オートキャンプ場利用者の増が見られるわけでございますけれども、これは指定管理者によりますPRの成果というふうに認識をしております。

また、ばら祭期間中に旅行会社によるツアーの来場者も多かったとの報告もございまして、こうしたことが増加につながっているものと考えております。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。冠山総合公園、年間を通して見ますと、来客の多いときは交通整理員を道路に配置して、よくやられておると思うんですが、この交通整理員を配置する日の基準というのがありますでしょうか。

○松並都市政策課長

指定管理者によりますと、ばら祭やしょうぶ祭といったイベント期間中の土日・祝日に、委託により整理員を配置しているとのことでございます。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。174ページに年間の主な主催事業の集客人数があるんですが、7番、ばら祭は8万3,400人、随分多いわけですね。これに対して、28番の梅まつりは7万3,700人ということで、ちょっと私も気がつかないんですけど、いつの間にかばら祭のほうが梅まつりより集客多くなってきておるということが、これからわかります。一体いつごろからばら祭のほうが多くなったのか教えてください。

○松並都市政策課長

入園者数のお尋ねをいただきました。資料をひもときますと、平成23年度以降、梅まつり期間中よりもばら祭期間中のほうが入園者が多くなってございます。

以上でございます。

○笹井委員

結構前からですね。それで、ばら祭期間中は1日平均で言うとどれぐらい入られるのか、まあ平日と土日で違うと思いますので、平日と土日の1日平均入場者数を教えてください。

あわせて、梅まつり期間中も同様に教えてください。

○松並都市政策課長

祭りの期間中の入園者を、祭りの日数で割って、それらを平日と土日、祝日が間にあれば祝日の日で割った数とで申し上げます。

まず、ばら祭につきましては、平日1日当たりが約3,800人、土日・祝日1日当たりが7,600人でございます。

梅まつりにつきましては、こちらが平日1日当たりが約1,900人、土日・祝日1日当たりが約5,200人でございます。

以上です。

○笹井委員

わかりました。トータルでばら祭が多いからですけど、個別の土日なんかを見ても、やっぱりばら祭が多くなっているわけですね。

今、梅まつり期間中は入園料をいただいております、これは議決してありますので、私も理解しております。結局その梅まつり期間中の入園料というのは、いくらいただいておりますのでしょうか。そして、入園料をいただくためには、入園料をいただくスタッフを配置したりするコストが要ると思いますが、コストはいくらでしょうか。入園料と、その入園料をいただくためのコストを差し引いた差額はいくらになりますでしょうか。

○松並都市政策課長

まず、入園料についてお答えを申し上げます。梅まつり期間中の土日・祝日に入園料徴収しております。指定管理者によりますと、平成29年度は約130万円の収入があったと報告を受けております。

次に、入園料の徴収のためにかかる費用ということでお答えを申し上げます。まつり期間中の土日・祝日は、入園料徴収のための人員配置をいたしております。指定管理者によりますと、これらにかかる費用は約50万円ということでございまして、単純に差し引きをいたしますと、約80万円のプラスといった状況でございます。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。私もある程度、受益者負担みたいなものは、やっぱり必要だと思っておりますし、一応今の話であれば、80万円ほど単純に計算すると黒が出ておるということでございます。ただちょっと、もうちょっと突っ込んでお聞きするんですけど、その冠山総合公園の入園者数を増やすために、いろいろイベント企画をされます。これはどこが実施されているのでしょうか。特に、梅まつり期間中の企画というのは、これまたどこが実施しているのでしょうか。

○松並都市政策課長

都市公園で行う事業といたしまして、主として指定管理者及び冠山総合公園イベント実行委員会という組織でもって、あわせて行っております。

一方、梅まつりにつきましては、事業主体は梅まつり運営協議会となっております。以上でございます。

○笹井委員

この辺で、ちょっと私、大分疑問が出てきておるわけですね。今入園料を取っちよるのは梅まつり中の土日の期間ですから、ここで収益を上げるために、やっぱり土日のイベントを指定管理団体が企画して、集客をふやして、入園料が指定管理団体に入るといのは、これはもう定義されていますから。集客を実施して収入を上げるという形がとれているのかなと思ったんですけど、今のお話ですと、梅まつり期間中のイベントの実施は梅まつり実行委員会がやると。これ、だから経済部ですよ。ここはきちんと補助金出して実行委員会つくってやっておられると思うんですけど、これは他部局であって、そこから来た入園料は、こっちの指定管理団体に入ると。逆にというか、梅まつり期間中以外はいくら指定管理団体とか、それからそれが世話をしているイベント実行委員会が企画をやっても、入園者数にはなるけれども入園料にはつながらないということで、ちょっと形がおかしく私は見えるわけです。

ちょっとまたお尋ねしますが、この、指定管理者とイベント実行委員会の関係、それから指定管理者と梅まつり実行委員会の関係がわかりましたら教えてください。

○松並都市政策課長

冠山総合公園イベント実行委員会、この組織の事務局を指定管理者が務めております。それから、梅まつり運営協議会は、光市商工観光課、光市観光協会及び冠山総合公園指定管理者の3者が事務局を務めてございます。

以上でございます。

○笹井委員

私は、指定管理者制度のメリットの一つに、やっぱり民間の活力を活用できるところにあると考えています。ですから、入園者数の増加のための企画をそこが実施して、入園料できちんと収入で入ってくるという形でないと、指定管理のメリットが生かせられないのかなというふうに思います。ちょっと経済部のほうが所管していることについては、ここでちょっとお聞きしてもお答えができないと思いますので、また後、経済部のほうに聞いてみますけど。やっぱり入園料を取る時期と、それから取る、その企画を実施する団体というの、指定管理のメリットを生かせる形での形式になるように、やっぱり検討していただきたいと考えます。

指定管理者は、今、5年間で任されておると思いますけど、これの満了期間はいつになりますでしょうか。そして、次回の募集はいつごろになりますでしょうか。

○松並都市政策課長

まず、現在の指定管理者の指定管理期間につきましては、平成31年度末まででございます。

それから、次の募集というお尋ねがございましたが、現時点で冠山総合公園におきまして指定管理者制度を継続するのか、あるいは継続するとして公募するのかといったようなことが決定されたものではございませんが、これまでの例によりますと、手続をするのは来年度の前半になろうかと考えております。

以上でございます。

○笹井委員

あまり難しく考えんでも、今年度末のが、今ちょうど今年の夏にありましたから、来年度末であれば、来年の夏であろうというのはわかるわけです。期間もあるからですね、ちょっとここは検討していただきたいと思います。今、梅まつりだけ入園料を取っとるけど、企画はちょっと他部局団体がやっていると。ばら祭の方が人が多くなっているのにばら祭に関しては入園料は取ってないと。ちょっとこの辺のアンバランスがあって、ここは行政側がきちっと制度を設計しないと指定管理のメリットが活かせるような形にならないと思いますので、そういう形になることを、来年、ちょっと期間もありますので、ぜひ検討いただきたいと思います。

最後の項目に参ります。主要な施策の成果175ページですかね、あじさい苑の法面整備工事を行われていますが、これはどこでしょうか。ちょっと今回被災もしていますので、そこなのか違うのか、ちょっとその辺がわかりましたら教えてください。

○松並都市政策課長

あじさい苑法面整備工事といたしまして、あじさい苑の法面の一部、これは西側の出入口から登り切ったあたり、その一部を延長約5m、高さ約8mが崩落いたしましたことから、法面と排水施設を整備したものでございます。

7月豪雨でも、あじさい苑が被災をいたしました。場所的には約25m離れておまして、関係性はないものと考えております。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。終わります。

○大田委員

決算書の169ページの備考欄に、光駅周辺拠点構想策定委託料、都市計画基礎調査委託料、立地適正化計画策定委託料、それぞれ上がっているんですが、これ光駅と立地計画が2年計画で今やっていると、それで都市計画のあれがアンケートをとっているというふうになっているんですが、2カ年でやって、来年終わるじゃろうと思うんですが、その結果はどういうふうな感じで委託されているんでしょうか、お伺いしたいと思います。

○松並都市政策課長

計画策定に係りますコンサルタント委託料でございます。先ほども申し上げましたように、平成29年度・30年度の2カ年で計画策定事務を進めておりまして、さまざまな技術的支援、あるいは専門的なノウハウ等を受けながら計画づくりを進めております。

計画そのものは、今年度末には策定をしまいたいと考えておりまして、その過程でのさまざまな援助をコンサルタント会社から受けているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

今、それ援助をいろいろ受けるというのはわかったんですが、そこでどういうふうな、光駅周辺拠点構想策定されるのかという、立地適正化計画策定なんかも一応2カ年で30年で終わるはずなんですが、そこでコンサルタントからどういうふうな意見を求めようとしているのかというのを、ちょっとお聞きしたいんですが。

○松並都市政策課長

計画づくりの過程で、協議会組織、あるいは検討会組織を立ち上げておりまして、関係団体や学識経験、あるいは市民の方々に加わっていただきまして、御意見、御提言をいただきながら計画づくりを進めております。

コンサルタント会社に会議への同席を求めておりますし、いろんな意見、考え方が住民から出される中、光市、あるいは光駅周辺に合った構想づくりにどのように反映していくのか、あるいは全国他市の事例なんかをあわせながら、光市にふさわしい計画づくりのために支援をいただいているところでございます。

現在、こうした検討会組織での意見提言をいただきながら計画を取りまとめを進めているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

それを我々議会には、どういうふうな反映のし方をされるんでしょうか。

○松並都市政策課長

一定の取りまとめを経た段階で、議会の皆様に御説明をさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

今までは、ある程度市民に聞かれました、聞きましたと、それを何か中間報告として、こういうふうに市に聞きましたから皆さんお察しくださいのような感じで書類やらが出てきよったんですよね。それと同じ方向のような感じと捉えてよろしいんですか。それとも、こういうふうに聞かれた、議会の皆さん、今後とも、これからもこういうふうにしようと思うが、今後どうだろうとかというふうに聞き方をするのだろうか、そののと

ころをちょっとお聞かせください。

○松並都市政策課長

学識経験者をはじめ、検討組織などの意見提言をいただきながら計画づくりを進めておりました。議会の皆様には、そうした一定の取りまとめを経た後にというふうに考えておりますが、最終決定ではございません。あくまでも中間案、中間報告といった位置づけになろうかと考えておりますので、またそうした場で御意見、御提言を賜りたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

それで、そういうふうに意見賜って、最終的に市民の皆さんから意見を聞いたから、そしたらこの立地、光駅周辺拠点構想策定に対しては、こういうふうな感じで策定をしていくというのを、図面か何かで示されるんでしょうか。

○松並都市政策課長

行政計画を取りまとめる過程で、計画にもよりますけれども、さまざまな文章の記述、あるいは挿入する図や表などなどあろうかと考えております。

このたびお尋ねをいただきました立地適正化計画と、光駅周辺の構想につきましては、図や表なども盛り込んだものになろうかと考えております。

以上でございます。

○大田委員

そこで、市民の皆様にお聞きしましたからこういうふうになりましたと。それで、図やら、いろんな文書やら出たとします。そこで、議員がいろんな意見を今度は言った場合には、議員の意見も、当然、取り上げるようになると思うんですが、そのところをいかにお考えかお伺いします。

○松並都市政策課長

議会の皆様から賜りました御意見、御提言を組み込むものもあるかもしれませんが、そうはならないこともあるやもしれません。

以上でございます。

○大田委員

これ策定されて、いろいろな市民の皆様の意見をお聞きするんですが、議員の方もいろいろ勉強されとる方もたくさんおられると思いますので、その意見もその中に組み込んでいってもらいたいと思います。

次に移ります。171ページに街路樹・緑地帯管理委託料、公園緑地管理委託料、虹ヶ浜海岸松林内保育等管理委託料という御説明をいただいたんですが、今、虹ヶ浜の中に

において、西の河原川から東に向かって、島田川の河口に向かって、堤防の近くに雑草やカズラが繁茂しているんですよね。それなんかがのけるとかいう、それを清掃するとかいう、これの中に出てこなかったんですが、そののところはどうなっておるんかお聞きしたいと思うんですが。

○松並都市政策課長

虹ヶ浜海岸松林内保育等管理委託の実施場所を具体的に申し上げますと、海岸付近の、私どもの所管の公園内、あるいは松林内におきます草刈りですとか清掃ですとか、そういったものの管理を委託したものでございまして、海岸につきましては、所管外ということでお答えをさせていただきます。

以上でございます。

○橋本監理課長

島田川の河口から今の西の河原川の間海浜につきましては、山口県周南港湾管理事務所の方で管理している港湾区域となっております。

○大田委員

そしたら、まあ周南港湾の管理区域ということではありますが、やっぱり今、光市内の海岸でありますので、そのところは周南港湾のほうに、何かしてくださいとかいうお願いなんかされたんでしょうか。されたことがあるんでしょうか。

○委員長

太田委員、29年度決算の中でそのようなことをされたかどうかというお尋ねでよろしいですかね。

○大田委員

はい、いいですよ。

○橋本監理課長

29年度中はしておりません。

○大田委員

あそこ大変見苦しいんですよね、雑草が生えて。じゃけ、今後ともあそこもきれいになるように、周南港湾のほうに今後とも要望して行ってほしいと思います。終わります。

○岸本委員

先ほどの大田委員さんの質問の、また私のわからなかったことをお聞きしたいと思いますが、光駅周辺事業についてですけど、このコンサルタント料220万円というのは、来年度も220万円でしょうか。2年で220万円でしょうか。

○委員長

29年度決算です。

○松並都市政策課長

光駅周辺拠点構想策定事業につきましては、債務負担行為で御議決をいただいております。当該年度が220万円、それから平成30年度は380万円、合計2カ年で600万円で債務負担行為の御議決をいただき、設定をしているところでございます。

以上でございます。

○岸本委員

このコンサルタント会社の仕事というのは、最終的に報告書をコンサルタント会社がまとめられるのでしょうか。それとも行政側がまとめられるのでしょうか。お聞きします。

○松並都市政策課長

基本構想の策定主体は光市でございます。あくまでもその策定に至るまでのプロセスにおける支援をコンサルタント会社から受けるものというふうに御理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○岸本委員

以上で終わります。

説 明：沖本建築住宅課長～別紙

質 疑

○磯部委員

1点だけ確認をさせていただきたいと思います。

決算書におきましては、173ページから175ページ、主要施策の成果におきましては175、176に市営住宅の関係の成果が、そして状況が載っておりますが、平成24年に長寿命化計画が策定され、今約5年が経過した状況であるのではないかと思います。29年度は、折り返しの時期でもございますので、このあたり全体の、最初にお示しになられた全体の住宅削減などを入れた計画を着実に進めておられると感じておりますけれども、その後の課題についても改めてお示しをいただきたいと思っております。

○沖本建築住宅課長

現在、光市営住宅等長寿命化計画に基づきまして、用途廃止や建て替え、また、市営住宅の改修等を進めているところでございますが、本計画を策定いたしました平成24年

度に比べまして、空き住戸の個数が増加をしております。具体的に申しますと、計画策定時の空き住戸が143戸でありましたのが、平成30年、今年度ですが、8月の時点で243戸と、7年間で100戸も増加しております。現在の市営住宅の約19.8%は空いているといった状態となっております。

今後、さらに空き住戸が増えていくことが予想されておりますが、今後の人口推計でありますとか、まちづくりといった大きな視点からも、適正な供給戸数を保ちながらいかに縮減を図っていくことができるかということが現状における課題であると認識をしております。

以上でございます。

○磯部委員

折り返しを過ぎたということで、29年度の決算の中で確認をとらせていただいたんですけども、今後、先ほど立地適正化計画なども進められておる中で、今後そのあたりも踏まえて、人口減少も踏まえて、適正な計画の推進の見直しなども含めて、お願いをしておきたいと思っております。

以上でございます。

○大田委員

決算書の175ページ、備考欄の上から7行目と8行目に、住宅内樹木管理委託料、その下の住宅内除草委託料が上がっているんですが、1年間でどのぐらいの樹木の伐採や除草をされているのか、ちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○沖本建築住宅課長

住宅内樹木管理委託に関しましては、5団地で9件の敷地内の樹木の剪定や伐採等を行っております。また、住宅内除草委託料に関しましては、7団地13件の敷地内の除草を行っております。

以上でございます。

○大田委員

それで5団地と7団地と言われたんで、1件当たりどのくらいかかるんでしょうかね。

○沖本建築住宅課長

樹木の伐採等に関しましては、対象となる樹木の数や大きさ、また除草に関しましては、除草範囲によっても違いますが、大体1件当たり数千円から9万円程度が除草作業、樹木の剪定作業としてかかっております。

以上でございます。

○大田委員

また、住宅内除草委託料80万8,000円何がしが上がっているんですが、これは市がや

らにやいけないんですか、それとも入居者にしてもらおうわけにはいかないんでしょうかね。

○沖本建築住宅課長

基本的には、入居者の方々に敷地内の除草や低木の手入れ等はお願いをしておりますが、どうしても入居者の方では危険が伴うような、急な傾斜地でありますとか、高木の伐採でありますとかに関しましては、入居者の方々からの要望を受けまして、市のほうで行っております。

以上でございます。

○大田委員

まあ、なるだけなら、住宅に住まわれた方が除草作業をしてもらえるように要望してもらいたいと思います。

また、その5行下ですかね、今施設解体工事で亀山住宅と緑町住宅をやられたと上がっているんですが、我々も視察に行ったんですが、亀山住宅の2棟が解体され、空地になっているんですが、その後もまだ空地のままなんですか。

○沖本建築住宅課長

解体後の跡地でございますが、現在、入居者の方々の駐車場ということで御利用をいただいております。

以上でございます。

○大田委員

今後もずっとそれで駐車場として使うのだろうかどうだろうかというのが疑問があるんですが。それと草刈りなんかの維持管理は誰がするんでしょうか。

○沖本建築住宅課長

草刈り等の維持管理につきましては、基本的には利用される入居者の方々でお願いをしたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

亀山住宅は、光市営住宅等長寿命化計画で建て替えとなっていると、さっき、こういった形の解体した後の宅地です、跡地ですね、将来的には建て替え用地として考えておられるんかどうかをお聞きしたいんですがね。

○沖本建築住宅課長

委員仰せのとおり、光市営住宅長寿命化計画では、亀山住宅に関しましては、建て替えとなっておりますが、解体後の跡地につきましては、建て替え用地の一部として想定

しておりますが、建て替えにつきましては、将来の人口推計や地域的な需要、また敷地の安全性など勘案した上で、改めて検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

亀山住宅なんかは、今差し当たって2棟が解体されたわけですね。今後も解体していく考えでしょうか、どうでしょうか。

○沖本建築住宅課長

亀山住宅に関しましても、耐用年数を過ぎておりました古い住宅でございます。棟単位で空けば、解体をさせていただくように考えております。

以上でございます。

○大田委員

わかりました。

次に、それから4行ぐらい下ですかね、市営住宅建設事業で測量設計等委託料1,099万2,000円ですかね、出ているわけですよ。それで、主要施策の成果の176ページにも溝呂井住宅建て替えて、岩田地区公営住宅造成設計委託業務が上がってるんですが、岩田コンパクトシティの市営住宅と県営住宅の用地の造成設計を多分やられるんだらうと、造成設計また建築も設計もされるんだらうと思うんですが、その内容について、もう少し詳しく教えてほしいんですが。

○沖本建築住宅課長

現在、建設中の大和コミュニティセンターより南側の敷地になります約5,000m²程度となろうかと思いますが、この範囲の敷地の造成設計の委託料となります。既存の大和コミュニティセンターの敷地と、その北側の町民プールがあった、1段低くなった敷地、この2つの敷地を平坦な土地に整形をし、公営住宅の建設用地と新コミュニティセンターのふれあい広場を造成してまいります。

設計の内容といたしましては、開発行為にかかわる基準に基づきまして、切り土や盛り土等の土地の整形、大和コミュニティセンターとの敷地境界の擁壁等の工作物、敷地内の雨水側溝、上下水道の引き込み、防火水槽などに関する設計及び開発許可申請にかかわる書類や各種計算書の作成を行っております。

以上でございます。

○大田委員

今そのいろんな設計業務委託をされたというんですが、今後のスケジュールは一体どうなっているんですかね、教えてほしいんですが。

○沖本建築住宅課長

現在建設中の大和コミュニティセンターが年度内に完成し、新コミュニティセンターへの引っ越しが終わりましたら、既存の大和コミュニティセンターの解体を行い、その後、今回設計を行いました造成工事を行い、造成完了後、公営住宅の建設といった順で予定をしております。

以上でございます。

○大田委員

まあそれは移転してそこを解体して、また新しい建物を建てるというのはわかったんですが、大体何カ月ぐらいとか、何年の何月とかいう具体的な数字は出ますでしょうか。

○沖本建築住宅課長

工事の着工時期等につきましては、具体的な日程等は、今後、関係各課と協議の上、決定してまいりますので、今のところお示しすることはできませんが、次年度以降を考えております。

以上でございます。

○大田委員

わかりました。なるだけ、スムーズな行程へ持ってってもらって、なるだけ早く着工完成を目指して、スムーズにいてもらいたいと思います。終わります。

○笹井委員

では、一項目、3問ぐらいになりますけどお尋ねします。先ほどの決算の収入未済額で住宅使用料の収入未済額が4,000万円近くあるという説明はいただきました。主要施策の成果の175ページ、175ページのここに、下から2段目が収納未済額、そして一番下、収納率が出ております。これを見ますと、収入未済額のほとんどが過年度分にして、過年度分の収納率が、昨年が12.0%ですが、ことしは9.4に低下しておりますが、まずこの辺、何か原因が、要因がありましたら教えてください。

○沖本建築住宅課長

過年度分の家賃の徴収につきましては、基本的には滞納をしている入居者へ戸別訪問し、滞納家賃にかかわる納付について、分割納付などの約束を取りつけた上で、定期的に納付していただいているというのが現状でございます。

また、納付している入居者につきましては、それぞれの家庭の事情や収入の状況等、総合的に判断して分割の納付を決定しておりますことから、大きな額を納付できる場合もあれば、小額で納付される場合もございます。年度により、収納額や収納率に差が生まれることもございますので御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○笹井委員

この収入未済額の状況についても、詳しいのが審査意見書の26ページに、もう少し詳しく5年の数字とか件数などが出てきております。これを見ますと、結局過年度分といいますが、4年以上前、ここでいうところの25年度以前が3,400万円、488戸数分たまっておるわけなんですね。これちょっと手持ちの数字があれば教えてほしいんですけど、結局、計610件ありますけど、これ610世帯ということなのか、それとも1年に1件で数えるから、実際に滞納されている方は200か300世帯の方が積み重なって610件になっているのか、この610という数字はどのような数字なのでしょうか。

○沖本建築住宅課長
件数でございます。

○笹井委員
1年に1件でこれ足した数字だと思うんですけど、私が知りたいのは、結局、今現在何世帯の人が払ってないのか、それは数字がわかりますでしょうか。

○沖本建築住宅課長
申しわけございません。現在、数字を持ち合わせておりません。

○委員長
沖本建築住宅課長、その程度の数字はここで明らかにしてください。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○沖本建築住宅課長
先ほどの光市各会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書の資料の26ページ、住宅使用料の年度別収入未済額の状況に関しまして、これの戸数に関する御質問についてお答え申し上げます。
決算時の滞納者の戸数につきましては、ここの資料に載っておりますとおり、延べ610戸でございます。世帯数にして直せば、118世帯の方が滞納をされておったという状況でございます。
以上でございます。

○笹井委員
わかりました。数字を出していただいて、ありがとうございます。
これもちょっとわかればいいんですけど、結局、その118世帯、滞納している方が、市営住宅も、ものすごく古くにつくられた平屋建てとか、あるいは最近つくられたエレベーター付のそれなりの家賃がするもの、あるんですけど、どういう方がこの滞納が多いかという、そういう傾向というのは、もしつかめておりましたら教えてください。

○沖本建築住宅課長

滞納者の状況につきましてですが、先ほど118世帯と申しあげましたけども、各団地にそれぞれ滞納の方が残念ながらいらっしゃいます。割と管理戸数の多い団地、おのずとそうになってしまうのですが、緑町住宅でありますとか、松中住宅でありますとか、岩狩住宅でありますとか、こうしたところに滞納の方が割と多くいらっしゃいます。以上でございます。

○笹井委員

わかりました。松中とか岩狩とか大分古い住宅で、それほど家賃も高くは、現状ないとは思いますが、滞納されている方が、そうはいつでもおられると。この辺になると、福祉制度との絡みもありますので、私なりに、またちょっとアプローチのほうを考えていきたいと思えます。終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

5 経済部関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第4号 平成29年度光市一般会計歳入歳出決算について〔所管分〕

説 明：芳岡商工観光課長 ～別紙

質 疑

○岸本委員

決算書の159ページです。商工業振興費、周南地域地場産業振興センター負担金489万円は、今現在、光市の活動状況はどのようになっているか、お願いいたします。

○芳岡商工観光課長

周南地域地場産業振興センターについて御質問いただきました。

周南地域地場産業振興センターは、周南地域の中小企業や個人事業者などの事業活動を支援するために、商品開発や販路開拓などを支援するものづくり支援事業をはじめ、講習会や専門家派遣など知識習得に役立つ人づくり支援事業や、商談会、展示会の出展補助など販路開拓に支援を行うネットワークづくり支援事業などの事業を実施しております。

ものづくり支援事業では、事業者などが取り組む商品開発や販路開拓などの事業費の一部を補助する周南サポート事業を実施しており、平成29年度は市内の5事業者がこの事業を活用しております。また、ものづくり支援事業では、商品の品質評価に関する支援として、三次元測定機を初め顕微鏡などの測定機器を用いた代行測定などを行っております。

人づくり支援事業では、講習会や事業者への専門家派遣などを行っており、平成29年度は市内事業者による産業財産権、会計の専門家派遣など利用があったようでございます。

ネットワークづくり支援事業では、商談会の案内や出展支援などを行っており、平成29年度は周南地域地場産業振興センターからの支援を受けて、小売業、卸業の関係者が集う商談会であるスーパーマーケット・トレードショーに市内業者が参加したところでございます。そのほかにも周南ものづくりブランドの認定を行っており、平成29年度は梅まつり運営協議会がこの事業を活用して合格祈願梅カードなどを作成しているところでございます。

以上でございます。

○岸本委員

どうもありがとうございました。

続きまして、同じく159ページの真ん中、中小企業等金融対策事業1億8,200万円、主要施策の成果162ページ、そこに預託金額とか融資の件数がそれぞれ書いてございますが、光市制度融資の状況で預託金の金額が商工中央金庫と金額の差が大分あるんですけど

ど、これはどうしてでしょうか。

○芳岡商工観光課長

中小企業への預託金について御質問をいただきました。

まず、市の小口融資制度に基づく預託金は、毎年、前年度の2月末の融資残高に応じて、その3分の1の額を市が市内金融機関に預託し、金融機関は融資残高がその3倍以上となるよう融資を行うもので、実績に応じた金額でございます。

一方で、商工中金のほうは、過去から定額の預託を繰り返しているもので、預託金額の多い、少ないに関係なく、事業者への融資を行っていただいている事業でございます。以上です。

○岸本委員

ありがとうございました。

それと、もう一点、融資の額がやっぱりすごく違うんですね。これはどうしてでしょうか。

○芳岡商工観光課長

一つは、やはり商工中金は政府系金融機関でございますので、そういった信用度に応じて商工業者の利用が多い、日本政策金融公庫と並んで利用が多いと思っております。また、市内の金融機関につきましては、小口資金ということでもありますので、小規模企業者を対象にした事業でございますので、そのあたりで融資の金額の多少も出てこようかと思っております。

以上です。

○岸本委員

ありがとうございました。

それでは、決算書の163ページ、主要施策の成果でいけば164ページ、今回、すごく観光協会の助成金が増えましたけど、その主な内訳をお願いいたします。

○芳岡商工観光課長

観光協会への補助金が増えたのは、観光協会の事務局の体制を強化するために、事務局次長を配置し、その人件費が増加したというのが主な理由でございます。

以上です。

○岸本委員

それと、花火大会についてですけど、今年は虹ヶ浜も室積も天候の関係で中止になりましたけど、この2つの花火大会で540万円、支出がありますが、いろいろネットで調べてみますと、いろいろな地域の花火大会が中止になっているところが多いんですね、廃止。なぜかといったら、花火大会の中の経費で、花火の費用も大きいんですけど、警

備する警備員の人数によって費用も上がっていくために、やはりこういった御時世ですから、花火大会を廃止されるところが増えてきております。本当、子どもが喜ぶ花火大会ですけど、今、子どもの教室の空調設備なんかもありますので、そういった花火大会、1時間で消える金額を違うところに充てたら私はいいんじゃないかと思います。

以上です。

○西村委員

確認なんですけど、今の説明の中に不用額の説明が一行もなかったのですが、結構な不用額が出ているので、主なものだけでも説明をしていただけませんか。

○芳岡商工観光課長

すみません。不用額に触れておりませんでした。決算審査参考資料の8ページに商工観光課に関する不用額が示されております。

まず、商工総務費の需用費でございますが、こちらは主に市営バス運行事業に関わる光熱費、修繕料について、運行がスムーズに行きましたので、支出がありませんでした。そういった市営バス運行に係る需用費が積み重なったものを不用額として計上しております。

それから、その下、商工業振興費の負担金補助及び交付金でございますが、こちらは先ほど申しました中小企業融資債務保証料補給98万4,000円について、こちらは中小企業の小口融資制度の実行に伴い保証料を市が負担しておりますが、予算額までの利用がなく、また3月補正を行う際には、まだ2月、3月の利用があることを見越し、一定額を必要額として置いておりましたが、結果として、支出も少なく不用額として計上したものでございます。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。決算ですから、不用額は必ずどの課も説明をいただいているので、今後お願いします。

以上です。

○笹井委員

まず最初に、主要施策の成果の143ページ、労働費から聞いてまいります。成果の143ページの中段ぐらいかな、180万円を光地区労働者福祉協議会に支出しているということですけど、これは何の支出で、実績は確認できるのでしょうか。

○芳岡商工観光課長

労働者福祉協議会の補助金180万円は、労働者の生活の安定・向上と、労働者の福祉の充実を図ることを目的に、光地区労働者福祉協議会が取り組む労働福祉セミナーや労働者相互の交流事業の開催といった会員対象事業のほか、ふれあい健康フェスティバル

や「雇用の日」メッセージフェアの実行委員を務めていただき、さらには福祉施設への赤い羽根図書カードの贈呈など社会貢献や地域活動が展開されており、それらの活動の一部に活用されているものです。

これらの活動実績については、会から提出される総会資料により事業報告、決算内容を把握し、必要に応じて会長や事務局長に直接お尋ねすることにより確認いたしております。

なお、事業費に係る補助金の割合は58%となっております。

以上です。

○笹井委員

わかりました。では、主要施策の成果の159ページにまいりますが、離島振興の、離島航路の事業があります。ここに過去4年間分の輸送人員とか金額は書いてあるんですが、私がお尋ねしたいのは、1日3回の定期以外に、臨時で出したり、イベント就航したりするものが一体何件あるのか、そういったものの収入は何円あるのか、お尋ねをいたします。

○芳岡商工観光課長

「うしま丸」の定期便以外の運行は、貸切便運航として整理をしており、牛島海運有限会社の事業年度である平成28年10月から平成29年9月までの平成29年度決算に基づいて申しますと、貸切便運航は2件、運航料収入は9万9,000円となっております。

以上です。

○笹井委員

この貸切運航の部分については、私はここを管理している牛島海運有限会社の努力で頑張れるところだと考えておるわけです。ただ、今のこの成果報告書を見ると、聞かないと結果がわからないわけですが、こういった貸切運航についても掲載して報告していただくことはできませんでしょうか。

○芳岡商工観光課長

毎年、市議会12月定例会に牛島海運有限会社の決算及び事業報告について報告いたしておりますが、その中で運航雑入、貸切便運航料として、収入額と主な使途、昨年度であれば室積コミュニティセンターの牛島探訪を掲載しているところです。牛島海運の主催などでイベントを実施したのであれば、事業報告として特記することも考えられますが、第三者の申し込みによる貸切便運航は、その利用目的や内容等様々でございますから、引き続き貸切便運航料として決算報告をいたしたいと考えております。

また、市の主催や、市からの交付金補助金の支給を受け行われたイベント以外について、決算とともに議会に提出する主要施策の成果への記載は考えておりません。

以上です。

○笹井委員

1日3便の定期運航を確保した上で、その間の空いた時間で、午前1便、午後1便やろうと思えば運航はできるし、過去にもやってきたと思います。大分昔になるけど、花火大会のときに船を出したという例も聞いていますし、そこはやっぱり民間有限会社ですから、収入の確保のための努力というのはやっぱりやっていただきたいと。それに対して事業費の、ほとんどが税金で出ているわけですし、その税金を出すにふさわしいだけの努力をしているかどうかというのは、主催事業あるいは外部持ち込みの事業にかかわらず、やっぱり取り組んでいていただきたいと思いますし、その成果は、今言われました報告書も含めて、私としては厳しく見ていきたいと思います。

次、159ページ、同じところの市営バス事業ですが、今、利用者数が各路線ごとの人数が出ております。3年間分出て、合計が減って、増えて、割と安定しとるんで、これは大変喜ばしいことだとは思っておりますが、個々の路線を見ますと、随分変動があります。特に岩田三輪線と城南原線が今、去年か一昨年から予約があったときだけ走らせるような形態になっていると思いますが、実際この29年度決算でこの路線の運行は何回、何日あったのでしょうか。

○芳岡商工観光課長

市営バスの岩田三輪線及び城南原線は、平成28年4月から、利用を希望される方からの予約があった場合のみ運行いたしております。平成29年の運行状況ですが、岩田三輪線は251日で423便、城南原線は59日で71便、運行いたしました。

以上です。

○笹井委員

わかりました。この路線が予約運行制になったということで、件数、乗車人員はそれに伴って減っておりますが、その分、全体は維持されておるので、私は、全体的なコントロールはきちんとされているのではないかなと思っています。

ちなみに市役所線が随分増えているんですけど、この増加要因についてはわかりますでしょうか。

○芳岡商工観光課長

市役所線につきましては、平成27年度までは1日5便で運行しておりましたが、平成28年度から、現在の最終便を加え1日6便で運行し、サービスの拡充を図っております。この市役所線の6便は平成29年度227人の利用がされており、市営バスの運転手も部活帰りと思われる高校生の乗車が増えたと話するなど、最終便の運行が浸透してきたことも一つの要因ではないかと考えております。

また、そのほか、運転手から聞き取ったところによりますと、大和地域の方が光井地区での買い物や沿線の医療機関に通院するための利用が増えたなどの増加要因も挙げておられました。

以上です。

○笹井委員

わかりました。本当、地方バス、特に市営バスというのはどこも減少傾向にある中、いろんな取組みにより維持されているのは、大変すばらしいことだと考えております。

次、160ページの民間バスのほうにまいります。アの広域乗合バスですが、島田川沿いに北のほうに行く路線は、確か去年ぐらいに、魚切行きだったものが、高水駅行きに変更されましたが、この件について補助金に変更はあるのでしょうか、また利用動向に変動はありますでしょうか。

○芳岡商工観光課長

平成29年10月から、防長交通株式会社が運行する光市役所前から周南市の魚切までの系統が周南市の高水駅までに変更されております。この系統に対する補助金は前年度の10月から当年度9月までの運行実績を基に交付しており、平成29年度補助金は平成28年10月から平成29年9月までの運行実績に基づき交付したもので、議員お尋ねの路線変更は平成30年度予算に反映されます。今後、事業者より提出される補助金申請において示されるもので、現時点では、行き先変更に伴う補助金の額や利用者の動向については、お答えすることが困難でございます。

以上です。

○笹井委員

市をまたぐ路線の補助金を決定するときの考え方ですけど、私が認識している他の路線は、たしか距離割だったと思うんですよね。本当は私は人数割でやるべきだと思うんですけど、人数がつかめないということは何回か聞いておりますが、この路線についても距離割ということでしょうか。そして、魚切から高水までが廃止されたら、相対的に光市の負担が増えるという考え方になるのでしょうか。

○芳岡商工観光課長

この系統に対する補助金は、議員仰せのとおり、運行距離の割合に応じて交付しております。高水駅までしか行かなくなった場合には、本市の負担割合は増加いたしますが、総運行距離の減少や、それに係る軽油代などの減少が見込まれます。

以上です。

○笹井委員

また次の決算のときに聞ければ聞きますが、どうもこの路線は私は光市民のためというよりも、周南市の熊毛の方々のための活用がものすごく多いところではないかなと思っております。だから、そのまず実態が把握できるような何かサンプル調査みたいなものをして、市として取り組んでいく必要があるんじゃないかと提言いたします。

次、161ページにまいります。地域公共交通網形成事業で、先ほどの説明で冊子をつくったということですが、この冊子の活用状況と、市民の評判などがわかりましたら、

教えてください。

○芳岡商工観光課長

公共交通利用促進冊子は、市内2カ所で開催した公共交通利用促進説明会で本市の公共交通の現状や課題、公共交通利用促進の必要性などを説明する資料として用いるとともに、商工観光課窓口や各出張所、コミュニティセンターなどにて配布いたしているところがございます。この説明会で冊子に対する評判について、特に市民の皆様にお聞きはしておりませんが、冊子の説明をもとに公共交通に関して地域の皆様方と多くの意見交換や議論を交わすことができたことは、冊子の策定目的、利用目的がしっかり伝わったものと認識をしております。

以上です。

○笹井委員

公共交通網については、形成計画をつくったり、あと、今、実際協議会をつくって見直しをされておりますので、その中の一部分がこの冊子なのかなとは思っております。冊子じゃなくて、その次にあるものにまた期待をしたいと思います。

次、光まつりですが、金額は380万円ということですが、実行委員会の全体事業費がいくらで、市の補助金割合というのはいくらになるのでしょうか。

○芳岡商工観光課長

平成29年度光まつりの事業費は約485万円で、市の交付金の割合は約78%でございます。

以上です。

○笹井委員

光まつり、今回は決算ですから、過去についてしか聞けませんので、一応そのベースで聞きたいんですけど、もし雨天とかで中止になった場合、こういう市の補助金というのはどうなるのでしょうか。

○芳岡商工観光課長

光まつりが中止となった場合はということで、くしくも30年度、今年度が中止となったところがございますが、チラシの作成や新聞折り込み、PR広告など、祭りの開催前に既に納品または業務が実施されたものに支払う経費のほか、事前に購入し、返却がきかないもの、レンタル用品などのキャンセル料等の経費等、用途を精査した後、残額を市に返還していただくこととしております。

以上です。

○笹井委員

ありがとうございます。大変温かい対応だと思います。市の他部局の小さい補助金な

んかは、もう事業が中止になったら一切交付しないというのも、私、何回か食らったような覚えもあるんですけど、そうはいつでも主催者としては、色々使ったり、抱えたりするものもありますので、精査の上、支出していただくことは大変ありがたいことです。

162ページにまいります。上段、「雇用の日」がありますが、雇用の日、これの実行委員会の全体事業費としての補助金の割合をちょっと教えてください。

○芳岡商工観光課長

雇用の日の実行委員会としての補助金の割合は100%でございます。

以上です。

○笹井委員

この事業を実施することによって、雇用の促進につながっているとわかるような指標はありますでしょうか。

○芳岡商工観光課長

雇用の日事業は、主に市内中学2年生を対象に実施をしており、第2回「雇用の日」メッセージフェアに参加した中学生が今年で19歳を迎える年となります。彼ら、彼女らの就職率や進学率を把握することは困難であり、指標というものは持ち合わせておりません。働くことについては、「幼少期の大きくなったら何になるの」に始まり、家庭教育や学校教育、社会教育を通して将来の夢を描き、現実と向き合うことを繰り返しながら、進学さらには就職に向けて選択を行っていくもので、雇用の日事業、1回だけで指標を設定し、成果を判断することは難しいと考えております。

以上です。

○笹井委員

この辺も、私、随分認識に差があるところですけど、私はやっぱり、行政がやる事業というのは、必ず何かしらの成果指標みたいなもので説明できないといけないというふうに思っております。また、この事業も、もう事業を実施して数年経つわけですが、大体目標年度を定めておかないと、もう惰性になってしまうということで、今回、決算ですので、ここは指摘だけにしますけれども、ずっと続けるのであれば、その指標で説明できるようなものを、そうでなければ、ある程度の社会情勢の変化に合わせて見直していくことが必要であると提言させていただきます。

同じく162ページに創業支援が下のほうにありますが、29年度は4件融資されたというふうになっておるんですが、この4件というのは、どこの事業者が何に取り組んだんでしょうか。

○芳岡商工観光課長

市小口融資制度の創業資金についてお尋ねをいただきましたが、小規模企業者の資金調達に関する情報であるため、個別の事業所名の公表は差し控えさせていただきますが、

創業された業種につきましては、飲食業、葬祭業、小売業、造船業で、うち1件が女性による創業でございました。

以上です。

○笹井委員

はい、わかりました。次はちょっと大きい事業も聞きます。163ページに企業立地推進事業があります。これ、金額は3社に対して2億4,670万円という大変大きい金額を支出しとるわけですけど、この3社というのはどこでしょうか。

○芳岡商工観光課長

事業所設置奨励金は、奨励金の額が固定資産税額に相当する額となることから、事業所の納税情報に関連するため、従前より個別の事業所名の公表は差し控えさせていただいております。産業分類で申しますと、医薬品製造業、自動車小売業、再生資源卸売業を営む事業者でございます。うち2社が中小企業となっております。

以上です。

○笹井委員

これ2億ありますし、去年の決算でいくと、4億あるわけですね。市の一般会計の本当1%から2%を占める支出先がやっぱり明らかになってないというのが、私はまだ疑問を持っております。ただ、今、業種を答えていただきましたので、去年よりちょっと前進はしたのかなと思いますが、固定資産税相当額を補助金にしとるから説明できないというのは、それは制度が悪いんであって、きちんと、固定資産税に基づかない別の指標できちんと金額を交付して、金額の交付先というのは必ず明示すべきだというのが私の考えでございます。この件はまた来年も聞いてまいります。

163ページの夏季海水浴場の事業をお尋ねします。まず、事業の内訳をちょっと聞きますが、臨時職員賃金が116万円となっておりますが、これは算出根拠、どこに何人、何時間みたいなものがちょっとわかりましたら、教えてください。

○芳岡商工観光課長

海水浴場の開設期間中に遊泳監視等を行う臨時職員の賃金については、県の最低賃金や市の臨時職員賃金、また県内他の海水浴場の監視員の1時間あたり賃金を参考に、この業務は炎天下の業務で体力的に過酷であること、短期間雇用のため人員確保が困難であることを踏まえ、1時間当たりの賃金を900円、花火大会開催時の勤務を想定した午後6時以降は1時間あたり賃金を1,000円として、通勤距離や勤務日数に応じて別途交通費を支給いたしております。

以上です。

○笹井委員

単価はわかりましたけど、結局、頭数で何人というところはわかりますか。

○芳岡商工観光課長

勤務日数に応じて変わりますが、平成29年度は10人の方に勤務していただいております。

○笹井委員

わかりました。同じ事業で集客向上対策事業が206万円出ていますが、これはどのようなことに使われているのでしょうか。

○芳岡商工観光課長

集客向上対策事業について御質問いただきましたが、7月から8月の2カ月間、虹ヶ浜海水浴場で実施している渚のライトアップに係る経費でございます。

以上です。

○笹井委員

あのライトアップのライトの設置料、電気料、維持管理費みたいなもので、トータルで206万円ということよろしいんですかね。

○芳岡商工観光課長

内訳として照明等の設置費用、それからコンピュータープログラミング等の費用となっております。

以上です。

○笹井委員

わかりました。次、警備委託料223万円があります。これの根拠と支出先についてもちょっと教えてください。

○芳岡商工観光課長

虹ヶ浜海水浴場と室積海水浴場の警備業務に係る委託料でございます。虹ヶ浜海水浴場は業務委託を行い、支払い額が111万8,880円、室積海水浴場が同じく111万8,880円、合わせて223万7,760円となっております。

○笹井委員

一応支出先もどこか、ちょっと教えていただきたいんですが。

○芳岡商工観光課長

すみません。虹ヶ浜海水浴場は株式会社大日警周南、室積海水浴場は警備開発株式会社でございます。

以上です。

○笹井委員

わかりました。あと、監視船配備委託料453万円上がっています。これもちょっと根拠を教えてください。

○芳岡商工観光課長

監視船配備の委託料は、室積、虹ヶ浜両海水浴場にそれぞれ海上の海水浴場区域の東西に監視船を1隻ずつ配備するほか、鮫防護網の設置及び表示ブイの設置等に係る委託料で、内訳としては、監視船1隻の1日単価が3万2,400円となっております。

以上です。

○笹井委員

わかりました。あと、浜茶屋が、今はもう室積はなくて、虹ヶ浜しか出てないんですが、これの出店料というのは何円、何件ありますでしょうか。また、浜茶屋出店料以外に歳入みたいなものは特に、昔は駐車場代を取った時代も過去にはあったような気がするんですけど、ほかに歳入みたいなものは、ここは見込めないのでしょうか。

○芳岡商工観光課長

海の家が出店している用地のことと思いますが、観光協会が当該用地を管理する県から借り上げ、海の家を無償で出店させております。よって、海の家に関して市への歳入はございません。

また、そのほかの収入ということでございますが、海水浴場の開設期間中に海水浴場内に臨時救護所を開設するのに伴う人件費や医薬材料費などが、日本赤十字社の補助対象となっていることから、歳入に計上いたしております。

○笹井委員

出店料は市の歳入にないということでしたけれども、出店者からすると、全く無償で申し込みだけで使えるわけですか。出店者側としては、きちんと何か出店料みたいなものを払うところがあるんじゃないでしょうか。

○芳岡商工観光課長

先ほど申しましたように、海の家の出店に関しては観光協会が行っておりますが、協会に確認したところ、当該用地を管理する県からにぎわい創出のためとして、県の規定に基づき少額、140円を納めております。その目的や、借上料が低額であることから、海の家出店者から出店料はいただいておりません。ただし、各出店者には観光協会に入会していただいており、その会費の納入のほか花火大会協賛金に御協力をいただいていると聞いております。

以上です。

○笹井委員

わかりました。私の昔の認識と随分変わって、お金がかからずに出店ができるようになっていてと理解しました。ただ、出店の数は少ないので、何か考えていかなきゃいけないのかなと思います。

次、観光PR事業で、163ページ、まちドラというのに去年取り組まれたかと思いません。こんな冊子が大分あっちこっちで配布されたんですけども、これの実施状況と、あと、この中でスタンプラリーをやっておったと思いますが、これの結果について、わかりますでしょうか。

○芳岡商工観光課長

まちドラ、SETOUCHIまちあるき&ドライブガイドは、周南市、下松、光市の3市で構成する周南広域観光連携推進協議会が地域への交流人口の拡大と知名度向上を目的に、平成28年11月に作成したガイドブックでございます。平成28年11月から平成30年1月までを3期に分けて、訪れた箇所数に応じて地域内にある宿泊所の宿泊券や各種の特産品が当たるスタンプラリーを行ったところでございます。応募状況は3期合計で700件あり、山口県内をはじめ、広島県、福岡県、遠くは北海道からの応募もあったようでございます。

以上です。

○笹井委員

普通、スタンプラリーをやったら、全部回ったのが何件ありましたというのをつかんでおくべきだし、その数字で大体成果というのはわかると思うんですけど、その数字はわからないのでしょうか。

○芳岡商工観光課長

そのスタンプラリーの応募状況が3期合計で700件ということでございます。

○笹井委員

わかりました。次、梅まつりの事業に行きます。成果には出てないですが、決算書でいうと163ページに交付金270万円というのが見えるんですが、この交付金270万円の用途と成果について、まずお尋ねいたします。

○芳岡商工観光課長

平成29年度の梅まつりは、本年2月10日から3月4日までの23日間で実施しました。初日より悪天候に見舞われ、予定していたオープニングイベントやランニングバイク大会が中止となりましたが、新聞・雑誌等の広告掲出や、テレビ・ラジオ番組の出演など、集客向上に取り組み、また、公園内の池の鯉が頭にプロ野球人気球団のマークをつけているように見えることがインターネットのポータルサイトのトップページで紹介されたり、新聞記事に取り上げられるなど、球団人気との相乗効果もあったようでございます。

また、周南地域地場産業振興センターの支援を受けて合格祈願梅カードを発売し、冠天満宮のゆかりとあわせた知名度、集客向上に努めたところでございます。

期間中は、広島方面などから合計41台の大型バスによる来園があるなど、県外からのツアー客がございました。こうしたことから、平成29年度の来場者数は、昨年度を上回る7万3,700人でした。平成29年度の事業費の主なものとしては、イベント費、軽食運営費、梅小町賃金、会場設営工事費、警備費委託料で、合計495万1,000円となっており、交付金270万円で不足する額は、お茶席やコバルト・ウオーク等イベント参加費等収入や、出店料、協賛金、軽食の収入等で対応しております。

以上です。

○笹井委員

わかりました。全体事業費のうちの半分になるかどうか、ちょっと詳しく計算していませんけど、出店料とか収入があって運営されているというのはわかりました。

ただ、ちょっとここの指定管理のあり方で、先ほど建設部のほうでもちょっと議論させていただいたんですけど、冠山公園自体は指定管理で民間が借りていると、しかも梅まつり中の土日の入園料はその指定管理者に入ると、これは制度上そうになっているわけです。ただ、今、説明があったように、梅まつり自身は経済部が所管で実行委員会等をつくってやっているということですので、私なんかはちょっと考えますに、自分たちがせっかく一生懸命やってイベントやって、売り上げにはなりますけど、入園料収入は皆、建設部の指定管理のほうに入ってしまうということで、梅まつり実行委員会の人からすると、ちょっとこれ問題があるんじゃないかなというふうにも、そうとられかねないと私は思うわけですが、この現在のその体制については経済部としてはどうなんでしょうか、問題はないのでしょうか。

○芳岡商工観光課長

入園料の徴収につきましては、都市公園条例に規定されており、所管外なので私からお答えすることは困難でございます。

以上です。

○笹井委員

梅まつり実行委員会から文句が出てないのかなというところも把握をしたかったわけですが、一応ないから今の返事になるのかなと理解いたします。

ただ、やっぱり指定管理者の目的というのは民間の活力を導入して効果的にやるということであれば、企画実施とその収入というのは、基本的に同一系統のところやらないと、やる気が出ないんじゃないかという疑問を持っていますので、また今後いろいろ提案させていただきます。

最後、主要施策の成果164ページに観光協会の助成事業があります。支出として、まず花火大会に540万円支出したというのがありまして、これは毎年聞いておるんですけど、2つ花火大会がありますので、540万円の内訳、そしてそれぞれの事業費、それか

ら、結局、市費負担割合がどうなるのかについて、ちょっとお答えください。

○芳岡商工観光課長

まず、光花火大会への補助金は360万円で、観光協会の決算書による事業費は約674万円、市の負担割合は53.4%。それから、みたらい湾花火大会へは補助金額が180万円、同じく協会の決算書による事業費は596万円、市の負担割合は30.2%となっております。以上です。

○笹井委員

一律負担でなくて、2つの花火大会にそれぞれ差がついているというのは、発足当時の経緯からそうなっているというのは理解はしております。これも決算なんで、今年のこと聞きづらいですが、過去に荒天で中止された場合もあったと思います。その中止された場合の補助金の考え方、特に花火代というのは中止になっても必ず払うもんだというのをちょっと私も詳しい方から聞いておるんですけども、その辺の支出についてはどうなるのでしょうか。

○芳岡商工観光課長

花火大会が中止となった場合の補助金につきましては、くしくも先ほどの光まつりと同じような状況でございますが、チラシの作成や新聞折り込み、PR広告など、花火大会の開催前に既に納品または業務が実施されたものに支払う経費のほか、事前に購入し返却ができないもの、それから花火業者が最低限準備に要した経費、その他キャンセル料等の経費等、用途を精査して、残額を市に返還していただくこととしております。

以上です。

○笹井委員

わかりました。そういう対応をしていただいで助かります。

また、光市は2つの花火大会をやっているわけですけど、花火業者というのは結局どこになるのでしょうか。その選定はどのような方法で業者さんは決まるのでしょうか。

○芳岡商工観光課長

花火大会の業者ですが、観光協会のほうに確認したところ、従前より西日本花火有限会社に随意契約で行っているとのこと。

以上です。

○笹井委員

花火業者も全国的に数がどんどん少なくなっている中、光市のほうで2回、2つの花火をやっていただいているということについては、感謝すべきことなのかなと思っております。

終わります。

・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・

○芳岡商工観光課長

先ほど、不用額のところで答弁をさせていただきましたが、1点、確認を踏まえ訂正させていただきます。先ほど、決算参考資料の8ページ、商工業振興費、負担金補助及び交付金で不用額127万9,000円のうち中小企業融資債務保証料補給98万4,000円は、3月補正はいたしましたがないとして残ったということでございます。

以上です。

○大田委員

決算書の139ページの一番上の、説明があったのかもわからないんですけど、ちょっと私、聞き逃したんですが、若者自立支援ネットワーク事業補助金10万円、どんな取り組みを行われたのか、もう一度説明願いたいんですが。

○芳岡商工観光課長

若者自立支援ネットワーク事業費補助金10万円は、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づき、国及び県から委託を受けたしゅうなん若者サポートステーションが県東部において、ニートやひきこもりのほか働くことに悩みを持つ、原則15歳から39歳までの若者の職業的自立を支援するために、臨床心理士等によるカウンセリングやコミュニケーション講座や履歴書の書き方や模擬面接といった就職活動準備講座の実施、さらには職場体験や職場見学、適職適性検査など、個々の悩みに応じたきめ細かなサポートの実施に対して市から補助金10万円を支給しているものでございます。

以上です。

○大田委員

今、15歳から39歳までので悩みなんかをサポートしてやるというような答弁じゃったんですが、県東部ということであったんですが、光市以外にほかの市町も出しておられるんでしょうか。

○芳岡商工観光課長

同ステーションは、県内のうち周南市から東部の地域を担当しており、本市のほかは、29年度で申しますと、事務所を置く周南市が48万円、柳井市と岩国市が15万円、下松市が本市と同じく10万円、負担しております。町からの負担はございません。

以上です。

○大田委員

今聞くと、光市と下松が一番補助金が安いんですが、少ないんですが、この光市のほうの利用状況と成果はどういうふうになってるんでしょうか。

○芳岡商工観光課長

光市民の利用状況や成果につきましては、本事業が平成20年の事業開始から平成29年までの10年間、211名の方が登録され、そのうち142名の方の進路が決定いたしております。平成29年度の進路決定者は12名と聞いております。

以上です。

○大田委員

今、光市の進路決定者が12名と言われたと思うんですが、その進路ちゅうのは大体どういうふうな事業のところに決定されたんでしょうか。

○芳岡商工観光課長

就職先の事業所名までの把握はしておりませんが、進路が決定した12名のうち、正規雇用者が事務職3名、建設業・販売員・学習塾講師が各1名の計6名、非正規の雇用で販売員が2名、建設業・印刷業・卸売業・事務職が各1名、計6名、合わせて12名とお聞きしております。

以上です。

○大田委員

先ほど答弁で、事務所は周南市に設置していると、光市民の方は周南市まで相談に行かなくちゃいけないんでしょうか。

○芳岡商工観光課長

基本的には周南市の事務所に行っていただくこととなりますが、これとは別に年3回、あいぱーく光で臨床心理士や相談員による出張相談窓口を設けており、29年度は若者やその保護者から、9件の相談に応じたとお聞きしております。

以上です。

○大田委員

9件相談に応じたということでございますが、光市では実際のところ、そういうような相談員に当たって、今後の進路相談というのをしっかりできる体制をとっておられるんでしょうか。

○芳岡商工観光課長

この相談窓口に来られた以降も、相談員が引き続き連絡をとるなどして、可能な限り就職または就職活動ができるようにサポートをしているとお聞きしております。

以上です。

○大田委員

私は、この若者自立支援ネットワーク補助ちゅうのは、今お聞きした限りでは、大変価値のあるネットワーク補助事業だろうと思うので、今後ともその活用を、大いに活用されて、光市の方も次々と就職されるよう応援していただきたいと思います。
終わります。

説 明：國本農業委員会事務局長 ～別紙

質 疑

○岸本委員

それでは、質問させていただきます。決算書の139ページ、農業委員と農地利用最適化推進委員の報酬について御質問いたします。それぞれの金額が委員によって報酬が違うのはどうしてでしょうか。

○國本農業委員会事務局長

先ほど申し上げましたとおり、7月までは農業委員さんが24名おられました。7月に改選になりまして、農業委員さんが12名、農地利用最適化推進委員さんが10名という形になりましたので、光市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例に基づき、それぞれの人数掛ける月数で計算しますと、この額になるということでございます。

以上でございます。

○岸本委員

そしたら、月額是一緒ということでしょうか。

○國本農業委員会事務局長

昨年の改選で農業委員さんの報酬単価、農地利用最適化推進委員さんの報酬単価は、同額でございます。ただ、会長及び職務代理については若干の差がついているということでございます。

以上でございます。

○岸本委員

そしたら、月額いくらになるんでしょうか。

○國本農業委員会事務局長

農業委員会会長が月額4万2,700円、農業委員会会長職務代理者が月額3万3,200円、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬が月額3万1,300円です。

以上でございます。

○岸本委員

承知しました。ありがとうございました。

それでは、主要施策の成果についての方の144ページ、このウのところの農地関係事務取扱件数の中で利用関係のあっせん132件、これはどういった事業でしょうか。

○國本農業委員会事務局長

こちらは農業経営基盤強化促進法のいわゆる利用権設定を、随時行っているわけですが、農業委員会のほうではこれの更新の事務について事務処理を行っております。例年12月から1月にかけて行っておりますので、この更新の事務取扱件数をここの利用関係のあっせん件数として計上しております。

以上でございます。

○岸本委員

もう一つ、その下のエ、農地移動あっせん事業、この移動あっせん事業というのはどういう事業でしょうか。

○國本農業委員会事務局長

農地移動あっせん事業、これにつきましては、今の農地中間管理事業の特別事業等農地の取得のあっせん及び先ほど申し上げました、農業経営基盤強化促進法による利用権設定事業、こういったものが含まれるわけですが、利用権設定事業しかございませんので、この件数は同じ数字で上がっているということでございます。

以上でございます。

○岸本委員

すみません。農地を何に移動されるのでしょうか。

○國本農業委員会事務局長

利用権の移動であり、目的が変わるわけではなく、農地を農地として使う、使用貸借もしくは賃貸借で、Aという耕作者からBという耕作者に移る、そういう移動でございます。

以上でございます。

○岸本委員

わかりました。146ページはおたくとは違いますでしょうか。

そしたら、以上で終わります。

説 明：弥益農林水産課長 ～別紙

質 疑

○笹井委員

主要施策の成果で行きます。145ページでございますが、新規就農者の支援事業があ

りまして、この中に農業次世代人材投資資金補助金675万円が出ておりますが、この対象者数と営農形態はどのようになっていますでしょうか。

○弘農林水産課地産地消担当課長

それでは、農業次世代人材投資資金による支援を受けられた方の状況につきましてお答え申し上げます。本支援対象の方は4組、5名でございます。その内訳は5年目の方が二組、2年目の方が一組、1年目が一組で、いずれも花卉、果物等の園芸作物の農業を担っておられるところでございます。

以上でございます。

○笹井委員

新規就農をされている方が、それなりに人数がいるのは把握していますが、なかなか経営状況まではちょっと私ども、わかりません。特に農業というのは、投資してから収益が上がるまでタイムラグもあろうかと思いますが、そういった意味で新規就農の経営状況というのはいかがなのでしょうか、市は把握していますでしょうか。

○弘農林水産課地産地消担当課長

それでは、経営状況にかかわる御質問にお答えをいたします。市といたしましては、支援を受けておられる期間につきましての状況については把握しておりますが、経営状況につきましては、三者三様でございます。詳細につきましては、個人情報観点から、御説明すべきものではないと認識しておりますので、状況についての説明は差し控えさせていただきます。御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○笹井委員

そう言われればそのとおりなんですけど、私ども、いろいろ心配しまして、特に新規就農者の方が被害に遭われて生産がストップしてしまった場合、収入が一切なくなってしまうのではないかという心配もするわけですが、新規就農者が被災された場合に何か対応できるようなもの、制度とかですね、取り組みというのはあるのでしょうか。

○弘農林水産課地産地消担当課長

これまではそういった被害等ございましたが、今年度、平成30年度となりますが、被害を受けられております。国等の制度等もございます。そういったところを支援として対応するようになってくる状況かと思っております。まだ未定の部分も多々ございますので、その範囲でお答えさせていただければと思います。

以上でございます。

○笹井委員

何とぞよろしくお願いいたします。次、成果の147ページにまいります。農業振興拠点施設管理運営事業、里の厨のことですね、この販売実績の中に学校給食が、数字が

上がっておりまして、毎年聞いとるわけですけれども、この学校給食はどのような内容でしょうか。

○弘農林水産課地産地消担当課長

里の厨におきましては、地産地消を推進していくということから、学校給食のほうへも販売いたしておりますが、平成29年度の内容につきましては、ホウレンソウや葉ネギ、タマネギ、キャベツなど、青果物を中心に販売し、さまざまな献立に使用していると伺っております。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。ちょっと数が、量が安定してない、2年前がよすぎたのかもしれませんが、この辺、注視していきたいと思います。また、その下に組合員数がありまして、29年度303人と、増加しておりますが、この増加の動向、地区別の数など教えてください。

○弘農林水産課地産地消担当課長

里の厨の組合についてのお尋ねでございます。平成29年度に新規で加わられた組合員の方は27名いらっしゃいますが、その地区別の人数につきましては、旧大和地区が5名、旧光地区が16名、市外の方が6人となっております。旧光地区にお住まいの方の増加が見られるところでございます。年齢構成につきましても、20代の方の登録が見られ、若い世代の登録が多くなされていると見られるところでございます。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。位置は旧大和地区ですけれども、旧光市外まで幅広く広がっておるということで、大変喜ばしいことだと思います。

次、小規模治山に行きます。主要施策の成果の155ページですが、今回は2カ所ということなんですけれども、これから先は大分増えてくるかと思えます。過去の実績としてお聞きしますけど、住民がここをやって欲しいんだというふうな要望があっても、事業費とか査定とか、そういう形で採択されなかった事例というのは過去あるんでしょうか。

○西村農林水産課農林水産技術担当課長

小規模治山事業で採択されなかった事例の有る無しについてのお尋ねにお答え申し上げますが、事例はございます。採択されない事例で最も多いものは、要望箇所の現地条件が採択基準を満たしていない場合でございます。このほか、採択基準を満たしていたとしても、受益者分担金などが支障となって所有者が申請されない場合や、県の予算自体が確保されない場合も採択されないこととなります。

以上でございます。

○笹井委員

今の話ですけれども、予算で採択されない例が、予算枠がもう決まっているから採択されない例があったということでございますので、これはちょっと今後、私どもとしても予算枠がふえるように考えていかなきゃいけないところかなと思います。一応、小規模治山の過去5年間の光市の箇所数と事業費、トータルで結構なんですけど、いくらだったか、教えてください。

○西村農林水産課農林水産技術担当課長

小規模治山事業の過去5年間の事業箇所数と事業費に対するお尋ねでございますが、まず過去5年間の箇所数につきましては10箇所でございます。事業費は約4,400万円でございます。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。去年の事業費が1,000万円ですから、あと5年間で4,400万円ということは7・800万、900万円ぐらいのベースで、これまではベースと、これから先はちょっといろいろ考えていくところが大だと考えます。

水産のほうにまいます。3項目あります。

155ページの水産振興事務費でございますが、この主要施策の成果を見るに、これまで農業のところだと、農地面積、農家数、水稻の状況などが把握できるんですけど、水産のほうで漁業者数とか水揚げ高とかってというのが、私の探しようが悪いのか、どうなのかわかりませんが、記載されてないんですけど、なぜでしょうか。

○弥益農林水産課長

記載していない特別な理由はございません。今後、記載に向けて検討してまいりたいと思います。

○笹井委員

ぜひよろしくをお願いします。弥益課長さんは、過去いろいろ、こういう御注文は全部聞いていただいておりますので、期待しております。

そこで、確認ですが、漁業者、水揚げ高の5年間の推移、そして漁業者数、水揚げ高の最高のピークのときの数字をちょっと教えてください。

○弥益農林水産課長

港勢調査によるところの数値で、直近のデータが平成28年度となりますことから、平成24年から28年の5年間でお答えをいたします。まず、漁業者数ですが、正組合員及び准組合員の合計人数で申しますと、24年は117名、25年105名、26年92名、27年89名、28

年は86名と、5年間で31名の減数となっております。

また、水揚げ高についてですが、属地陸揚げ量で申しますと、24年は145 t、25年102 t、26年123 t、27年110 t、28年108 t と、漁業者数に比例するように下がっております。

次に、ピーク時の数字についてですが、この過去5カ年の中でのデータしか持ち合わせておりませんが、漁業者数については平成24年の117名で、水揚げ高についても同様に24年の145 t となっております。

以上です。

○笹井委員

評価と分析は違うかのかもしれませんが、私の評価は、漁業者は減っているけど、水揚げ高はそこそこ維持されておると、特にニューフィッシャーの方が頑張っておられるから、こういうことになるのかなと推察するところがございます。

次、157ページにまいります、海岸保全整備事業にまいります。この中で海岸にある民有地を取得するというので従前から予算計上されて取り組まれておりますが、取得の状況はいかがでしょう。進捗は予定地の何割ぐらいという数字が出ますでしょうか。

○西村農林水産課農林水産技術担当課長

海岸保全整備事業の用地の取得状況についてのお尋ねでございますが、民有地の取得状況について、全20筆に対しまして平成29年度までに9筆の取得をしております、進捗率は約4割5分となっております。

以上でございます。

○笹井委員

あと、松林内の建物も、従前と比べると、随分少なくなったと思いますが、どれだけ残っていますか、また生まれとる方、住居はありますか。

○西村農林水産課農林水産技術担当課長

光海岸保全整備事業の建物補償に関するお尋ねと思いますが、まず対象となる建物15戸に対し、平成29年度までに補償を完了しているものは5戸でございます。そのうち住居につきましては、対象となる建物6戸のうち2戸が完了し、残りは4戸でございます。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。まだ、半分行ったのかなと思ったけど、ちょっとその前ぐらいという理解をいたしました。

それで、ここの工事なんですけど、これは毎年聞いとるんですけど、私は、こういう大きな事業をやるときは必ず現地に、こういうふうな形になります、これだけの波をこ

ういうふうに防ぎますという説明看板があるべきだと思っておりますが、光市においては、いろんな事業でも全くこういうのが見られないんです。特出しで、おたくに聞いて悪いんですけど、この海岸工事事業について全体像を現場に明示しないのでしょうか。

○西村農林水産課農林水産技術担当課長

事業の全体像を現場に明示することに関するお尋ねについてお答えいたします。まず、本事業につきましては、これまでもホームページや広報などで検討委員会の資料や事業説明などをお示しさせていただいているところでございます。工事の全体像の現場への明示は考えておりませんが、今後ともわかりやすい説明に心がけて施工してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○笹井委員

担当課長さんだけにこの場で言って申しわけないけど、私は、この部分は光市の非常識みたいなのところがあると思います。やっぱり大きい事業は、こういうふうになりますよというのが周りの普通の住民の方、お年寄りの方、通行の方でもわかるようなものをつくって理解して、それで進めるべきだというふうに提言をさせていただきます。

最後の質問にまいります。158ページ、フィッシングパーク管理運営事業ですが、入園者数を見ますと、28年は減っていますが、29年は増えております。この動向について、特に29年増えた要因についてお尋ねいたします。

○弥益農林水産課長

特定要因は、分かりかねますが、結果的に29年度3,662名の来園者に来ていただいております。非常にありがたく思っております。

以上です。

○笹井委員

増えている、いいことなんで、もうちょっとええように言ってもらったらと思いますが、フィッシングパークの事業の中で当然通常の閉園日以外は釣りの入場料をやっているわけですが、それ以外に特別の何か釣り大会とか企業協賛企画みたいなものもあったと思います。そういったものは年間どれだけ行われているのでしょうか。

○弥益農林水産課長

例年2回程度のイベントが行われております。平成29年度で申しますと、かめやペア釣り大会と、K R Y親子釣り大会が企画されましたけど、天候不良のため両イベントとも残念ながら中止となっているところでございます。

以上です。

○笹井委員

イベントが中止になつとるけど人数は増えるというのは、通常の様子が大変よろしいというふうに理解いたします。ただ、ここも指定管理、公募じゃない指定管理ですけども、指定管理ですので、やっぱり収入を増やすと、支出は減らして、企業努力みたいなところが生かされるべきだと考えております。ここに入園料は836万円という数字は出ておりますが、恐らくこれに指定管理料を足したものが運営経費だと思うんですが、支出に関してちょっと主なものを、内訳を教えてくださいたいと思います。

○弥益農林水産課長

支出の内訳項目で申しますと、人件費、消耗品費、光熱水費ほかとなっております。申しわけございませんが、詳細については控えさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○笹井委員

指定管理で報告を受けたものについて、総枠は当然ですけど、内訳は私は議会質疑では答えられる項目ではないのかなと思っておりますが、それは非公開ということによろしいのでしょうか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

○藤井経済部次長

私のほうから、先ほどの笹井委員のフィッシングパークの平成28年度と29年度とで利用客が増加した要因について、補足でお答え申し上げます。指定管理者からの報告文書の内容も含めると、28年度から開園時間の一部延長を試行でやっており、これが周知されたのではないかと思います。それと、29年度は、28年度に比べ閉園日数は実は少し増えているんですけども、全体に釣果が良かったことが原因かと思われまます。以上でございます。

○弥益農林水産課長

先ほどのお答えを訂正させていただきます。支出の内訳のところなんですが、人件費が約980万円、その他の施設運営費が約355万円です。以上です。

○笹井委員

わかりました。もう一段階ちょっと突っ込んで聞きますけど、人件費が980万円ということですけど、これ、人件費分としては職員何人分に当たるのでしょうか。

○弥益農林水産課長

10名です。
以上です。

○笹井委員

10名というと、非常勤職員が10名ということではよろしゅうございましょうか。

○弥益農林水産課長

パート職員が8名、漁協職員が2名となります。

○笹井委員

わかりました。フィッシングパークについては、29年度、今も回答がありましたように、入園者数がふえているということで、今回は指定管理も5年の更新年でございます。また今後5年、この形でされるのかなと思います。入園数増加を目標にしながら運営していただければと思います。

終わります。

○岸本委員

それでは、水産関係について質問させていただきます。決算書の153ページ、お願いいたします。真ん中辺で、新規漁業就業者確保育成推進事業補助金238万円。先ほどの説明で、3名に対して半年間、1人当たりその3分の1、八十何万円だと思いますけど、補助金を出されていらっしゃるんですけど、この3名の方というのはニューフィッシャーになられて何年目の漁業者でしょうか。大体、わからなければ、わからなくていいんですけど。

○弥益農林水産課長

2名の方が3年目で、1名の方が1年目でございます。
以上です。

○岸本委員

先ほど漁業者数を発表されまして、28年度が86名と言われましたけど、漁船の数から見て、86人も本当に漁師をされる方というのはいらっしゃるなくて、補助、何というんですかね、先ほど漁業者と何と言われましたですかね。（「正組合員」と呼ぶ者あり）

○弥益農林水産課長

正組合員と准組合員です。
以上です。

○岸本委員

准組合員数のほうが多いんじゃないでしょうか。

○藤井経済部次長

私のほうから補足で答えさせていただきます。先ほど課長の方から28年度で組合員数が86名と説明をさせていただきました。その内訳を申し上げますと、正組合員が48名、准組合員が38名でございます。

以上でございます。

○岸本委員

ありがとうございました。水揚げ高は、先ほどお聞きしましたけど、余り変わってないということでしたですね。ニューフィッシャーが3年たっても、やはり補助金を頂戴しないと生活ができないんじゃないかとか、それが今から5年、10年たって、また補助金を出すようになるかもわかりません。今、このニューフィッシャーの水揚げ量というのは把握されていらっしゃるのでしょうか。水揚げ量でなくても、この売り上げ、漁業高でも結構ですけど。

○藤井経済部次長

私の方からお答えさせていただきます。個々のデータについては、現在、手持ちの資料がございませんので、お答えはできませんが、全体で申し上げますと、漁業者の数がだんだん減っておりますので、水揚げ高も全体では少し減少してきておりますけれども、全体的には、その中でニューフィッシャーの皆さんが頑張っているという状況でございます。

以上でございます。

○岸本委員

ありがとうございました。ニューフィッシャーを育成されたんですから、責任持って見守って欲しいと思います。

以上でこの水産関係は終わりました、次にまいります。147ページ、上から2行目、農業用施設等補償金、先ほど大田地区で3件とおっしゃいましたけど、その内訳がわかればお願いいたします。

○西村農林水産課農林水産技術担当課長

集落基盤整備事業の補償に関するお尋ねですが、平成29年度に大田地区農業集落道整備に伴い実施いたしました支障物件の移転でございます。内訳は電柱移設が2件、水道移設1件、合計3件でございます。

以上でございます。

○岸本委員

電柱2本と水道。わかりました。了解しました。

続きまして、決算書の149ページ、そして主要施策の成果の151ページ、その主要施策の成果についてですけど、その1番の林業振興費のこの表の浅江地区維持管理って書いてありますけど、この浅江地区といえは、どこを示すのでしょうか。

○弥益農林水産課長

国道を挟んで海側と山側の松林がございます。保安林指定の有無はありますが、行政財産として持ち合わせておりますところ一帯となります。場所的には、国道と市道浜線の合流付近から浅江のロータリー付近の間の松林内となります。

以上です。

○岸本委員

私は、虹ヶ浜もあるのに、この浅江地区があるから、どこかと思いましたが、わかりました。ありがとうございました。

続きまして、決算書の同じく149ページ、下のほうで民有林振興事業997万円がございます。これは、その山を持っていらっしゃる方というのは費用を出されないのでしょうか。全部補助金で山の下刈りとかされますのでしょうか。わかりますかね。

○弥益農林水産課長

国、県、市の補助金は出ます。それを差し引いたものが地元の負担となります。

以上です。

○岸本委員

了解しました。ありがとうございます。

次に、決算書の147ページの真ん中あたりの農村婦人の家管理運営事業、これはどのような事業でしょうか。

○弘農林水産課地産地消担当課長

この農村婦人の家の管理事業と申しますと、上島田のほうにございます農村婦人の家、こちらの施設の維持管理ということをしておるものでございます。

以上でございます。

○岸本委員

ちょっとすみません、よく聞こえなかったんですけど、それで主要施策の成果についての150ページの8番目、農村施設運営費、このことを言われるのでしょうか。

○弘農林水産課地産地消担当課長

主要施策の成果でいえば、この150ページの一番下のところが該当になるかと思いません。

以上でございます。

○岸本委員

何をされる家なんですか。

○弘農林水産課地産地消担当課長

生活改善グループが、みそでありますとか、そういった農産加工品を生産したりとか、それから、それにかかわる研修を行ったりとか、そういったもろもろの農村というか、農家の方が主に御利用になっておられる農村婦人の家というものがございますので、そちらを管理している事業でございます。

以上でございます。

○岸本委員

そこに使用料収入というのがありますけど、使用料というのは参加者から徴収されていらっしゃるのでしょうか。

○弘農林水産課地産地消担当課長

農村婦人の家もなんですが、各施設とも使用料を設定しておりますので、その使用料をいただいて利用していただいているというスタイルをとっております。

以上でございます。

○岸本委員

了解しました。次に、主要施策の成果の146ページ、新規就農者の推移、(3)のイ、この新規就農者というのはどういう方を指しますのでしょうか。

○弘農林水産課地産地消担当課長

新規就農者につきましての御質問でございますので、お答えをさせていただきます。こちらの該当の方というのは、先ほど申しましたけども、4組5名の方がいらっしゃるんですが、この制度自体が基本的には5年間、就農後5年間給付するという制度でございます。ですので、5年以内の新規就農者というふうに御理解いただければと思います。

以上でございます。

○岸本委員

会社を退職して農業をやりたいという方は、この新規就農者に扱われますのでしょうか。

○弘農林水産課地産地消担当課長

これは年齢制限がございまして、45歳以下であったかというふうに思います。

以上でございます。

○岸本委員

わかりました。そしたら、同じくその上の認定農業者というのがありますね、(3)のア、認定農業者というのはどういう方なんでしょうか、そしてまた、その法人という

のはどういう方なんでしょうか。

○弘農林水産課地産地消担当課長

認定農業者のことにつきましてお答えを申し上げます。認定農業者につきましては、農業経営基盤強化促進法という法律がございまして、こちらに基づいて立てた農業経営の改善計画を出していただいて、それについて市から認定を受けた農業者の人数でございます。

以上でございます。

○岸本委員

法人はどうなんでしょうか。

○弘農林水産課地産地消担当課長

法人、個人という経営の違いだけで、一応該当にはなります。

以上でございます。

○岸本委員

そしたら、次に同じく主要施策の成果の146ページの（2）農業振興施設管理事業、この表からいくと、三井と岩田と室積がありますんですけど、浅江とか島田、これはないんでしょうか。

○弘農林水産課地産地消担当課長

俗にいう市民農園のことかと思えます。こちらについては、そちらの地区にはございません。

以上でございます。

○岸本委員

なぜその地区にはないんでしょうか。

○弘農林水産課地産地消担当課長

今、開いているところが三井、岩田、室積で市民農園を開いておるわけですが、今後、こういったニーズ等もあれば、こういったところもあるかと思えますが、現状、そういった市民農園をつくっていくという予定はございません。

以上でございます。

○岸本委員

あつたら、つくっていただきたいと思えますけどね。

次、147ページ、同じく主要施策の成果についての147ページの（6）農地中間管理業務受託事業で29年度にすごく件数が増えておりますけど、これはどうしてでしょうか。

○弘農林水産課地産地消担当課長

こちらの農地中間管理事業につきましては、昨年度、塩田地区におきまして、地域単位で担い手への集積を行う事業を実施し、大きく貸付面積が増えている状況でございます。

以上でございます。

○岸本委員

以上で終わります。

○大田委員

主要施策の成果の156ページの漁業振興事業の新規就業者の自立状況において、平成29年度、1人、新規就業者があるんですが、この募集とかいうのはどういうふうにかけておられてるんですか。また、27年、28年、新規漁業者数が計上されていないんですよね。その理由とかいうのはどういうふうを考えておられるのか、また今後の見通しはどのようなになっているのか、お尋ねしたいと思います。

○弘農林水産課地産地消担当課長

それでは、今、大田委員さんからの3点の御質問かと思えます。こちらのほうにお答えをさせていただきます。まず、どのように新規漁業就業者、募集をかけてきたのかというところでございますが、こちらにつきましては、海が好きだとか、漁師になりたいとか、そういうふうに見える方に対しまして、まず漁業就業支援フェア、こちらに参加いただきまして、その中で自分にふさわしい漁場を見つけていただくということになります。仮にこのフェアで光で漁業を行いたいということになりましたら、光の指導者、師匠のもとで長期の研修を受けていただくこととなります。最終的には漁協の組合員になりますことから、交渉窓口につきましては漁協の光支店ということになっております。この支援フェアにつきましては、全国で開催しております。平成21年には県内でも開催されたというふうに認識いたしております。

それから、2点目の27・28年度と新規漁業就業者が計上されていない理由ということでございますが、現状、御承知のことと思えますが、先ほども報告いたしました、指導的な立場である漁業者、こちら人材が不足しているというところございまして、積極的な呼びかけ等が行われていないという現状でございます。その結果、ゼロということになった状況かというふうに認識しておるところでございます。

3点目の今後の考えというところでございますが、こちらにつきましては、県漁協の光支店、それから関係機関とも連携を図っていきながら、新規漁業者の確保に向けた努力のほうを行っていく必要があるかと思っております。

以上でございます。

○大田委員

27・28年度と新規漁業者がゼロであると、29年度は新しく入ってきたと、その理由としては師匠になる方のなり手が少し不足しているんじゃないかなという答弁でありましたが、今後とも師匠なんかも順次養成というのか、養成というのは言葉がちょっとおかしいですね、師匠になる方がおられるように努力をされるようになって、また新規就業者に対して、山口県ではなくて、他の地域なんかに出かけられて募集をかけられたらいいんじゃないかと私は考えております。

また、新規漁業者に対して支援事業が上がっているというふうに、決算書の153ページ、238万1,000円ですかね、補助金がありますが、その支援内容についての状況について、もう一遍御説明していただければと思うんですが。

○弘農林水産課地産地消担当課長

漁業関係にございます新規漁業就業者確保育成推進事業についての御質問かというふうに思います。こちらは新規漁業就業希望者の研修、それから就業、さらには定着まで一貫して支援を行おうとしているものでございます。平成29年度は研修が終了した新規就業者3名に対しての支援と、1名に対して漁船のリース等の資金の一部を支援したところでございます。引き続き確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○大田委員

新規漁業就業者の経営状況というか、補助金、支援というのか、それが終わった者については、市としてはそれからのことをどういうふうに把握されているんだろうかと私は思っているんですよね。また、その状況について、ニューフィッシャーが支援を受けた後のことについての状況について、何かお示しできるものがあれば、お知らせ願いたいと思うんですが。

○弘農林水産課地産地消担当課長

それでは、新規漁業就業者の経営状態にかかわるお尋ねにつきましてお答えをさせていただきます。

光市におきましては、補助金等の支援を行っている期間につきましては、一定の内容について把握しているところでございますが、その後の経営状況につきましては、出漁日数、状況等を把握している漁協の光支店、そういったところとも連携調整を図りながら、市として今後の状況等を見守っていくというスタイルになってくるかというふうに考えております。

以上でございます。

○大田委員

漁業者が、新規漁業者が補助金を受けられなくなって、漁業収益を上げるだけで暮らしていけるように何らかの措置というんですかね、見守りというのか、支援とかいうのも何かいろいろ考えられて、今後とも、26年度には1人、離職されておられるんですが、

その離職されないように今後とも推移なんかを見守って、支援なんかを考えていかれたらと、私はそのように願っております。

次にまいります。153ページの光の水産業第六次産業化推進協議会交付金2万9,000円が使っておられるんですよね。参考資料の8ページを見ると、光の水産業第六次産業化推進協議会、7万円が不用額になっているんですよね。たしか、このとき予算は10万円ついたと思うんですよ。支出よりも不用額のほうが多いんですがね、そここのところの御説明願えたらと思うんですが。

○弘農林水産課地産地消担当課長

それでは、不用額7万円という部分について、光の水産業第六次産業化推進協議会にかかわる内容かと思しますので、簡単に説明のほうをさせていただければと思います。

御承知のとおり、本推進協議会は平成27年に発足し、将来的な漁業経営の改善につなげるために、六次産業化に取り組むことについて調査研究あるいは協議を行っているところでございます。平成29年度の事業内容、支出の内容でございますが、協議会自体は計3回、開催いたしまして、協議を行っていく中で2回目の協議会時に新規漁業者等で構成する協議会委員によりまして、ハモやキスを活用したミンチやてんぷらなどの試作品を作成し、試食、検討を行ったところでございます。この3万円弱の経費につきましては、この際の経費が主な支出内容でございます。これらの支出内容につきまして、当初予定しておりました試作品等の経費が予定より安価でおさまりましたことから、不用額が発生したところでございます。

以上でございます。

○大田委員

はい、わかりました。その説明について、今後、具体的な成果物なんかが見えてきておられないように私は感じたわけですよ。今後どのような内容を期待されるのか、考えておられるんじゃないでしょうか。

○弘農林水産課地産地消担当課長

それでは、この協議会に期待する成果につきましてお答えをさせていただきます。先ほどの試作品につきましては、おおむね好評であった品目もございましたことから、今後、引き続き内容等を吟味していく必要があるかというふうに思います。そのほか、平成29年度3回目の協議会におきましては、光の漁場にも繁茂しておりますアカモクについて研究することとしておりまして、こちらは平成30年度にはなりますが、水産加工業者と連携した商品づくりに向けて協議検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大田委員

わかりました。今後とも民間の力を活用して市も取り組んでいかれるということでございます。また、光の水産業第六次産業化というのは、光の目玉商品の中に挙げられて

おりますので、今後ともよい成果ができるよう期待して、私の質問を終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」